

# 中国における会計監査制度とガバナンスの現状と課題

はじめに (序)	9
1. 問題の所在と研究の課題	9
2. 本論文の構成とその展開	10
<b>第1章 中国における監査制度の変遷</b>	<b>12</b>
<b>1 中国監査制度の歴史と現状</b>	<b>12</b>
1.1 近代監査の生成と発展(1840年—1949年)	13
1.1.1 中華民国の政府監査	13
1.1.2 革命根拠地の監査	14
1.1.3 中華人民共和国の監査事業(1949年以降)	14
1.1.3.1 50年代監査の中止	14
1.1.3.2 80年代監査の回復	15
1.1.3.3 中国における監査の発展	15
1.2 中国における監査の現状	17
1.2.1 政府監査	17
1.2.2 内部監査	18
1.2.3 注冊会計師監査	18
1.2.4 中国の三つの監査の関係	18
1.2.4.1 注冊会計師監査と政府監査の関係	18

1.2.4.2	注冊会計師監査と内部監査の関係	19
2	中国における監査制度の概要と法的フレームワーク	20
2.1	監査制度の概要	20
2.2	監査制度の法的フレームワーク	22
2.2.1	会計法(1999年10月改正)による規制	22
2.2.2	会社法(2005年10月改正)による規制	23
2.2.3	証券法(2005年10月改正)による規制	24
2.2.4	注冊会計師法(1993年)による規制	24
3	中国における監査制度の体系	25
3.1	監査の三元化体系	26
3.2	国有企業監査における国家審計署と注冊会計師の制度的特徴	27
3.2.1	国家審計署の組織と国有企業監査に対する法的根拠	27
3.2.1.1	国家審計署の組織	27
3.2.1.2	国家審計署の法的根拠	28
3.2.2	国有企業監査に対する注冊会計師の役割	28
3.2.3	中国の国有企業監査の特徴と問題点	30
3.2.3.1	正確性, 合規性, 経済性, 有効性の観点から見た国家審計署と注冊会計師の監査	30
3.2.3.2	国家審計署の独立性について	30
3.2.3.3	国家審計署による国有企業監査は機能しているか	31

第 2 章 先行研究-----	32
1 監査制度の研究-----	32
1.1 不正会計の防止に関する先行研究-----	32
1.2 国有企業に関する研究-----	37
2 コーポレート・ガバナンスの研究-----	40
2.1 コーポレート・ガバナンスに対する中国学者の諸観点-----	40
2.1.1 謝徳仁氏の観点(2006)-----	40
2.1.2 王立彦氏の観点(2007)-----	41
2.1.3 楊忠蓮氏の観点(2007)-----	41
2.1.4 凌江紅氏の観点(2009)-----	41
2.2 コーポレート・ガバナンスの国際モデル-----	41
2.2.1 英米モデル-----	41
2.2.2 ドイツモデル-----	42
2.2.3 日本モデル-----	43
2.2.4 中国モデル-----	44
2.3 上場企業のコーポレート・ガバナンスの特徴-----	45
第 3 章 不正会計と日米監査制度及び監査基準の変遷-----	47
1 アメリカにおける不正に対する監査基準の整備-----	47
1.1 不正会計事件と証券立法-----	48
1.2 1970年代後期の不正問題に対する監査人の責任-----	49

1.3	公認会計士による不正の検討-----	50
1.4	エンロン事件後の改革-----	51
1.5	アメリカの監査基準の変遷-----	51
2	日本における不正に対する監査基準の整備-----	54
2.1	公認会計士監査の制度化-----	54
2.2	粉飾事件への対応-----	54
2.3	相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実・強化-----	55
2.4	1990年(平成3年)監査基準の改訂-----	56
2.5	2002年(平成14年)監査基準の改訂-----	56
2.6	財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準の改訂-----	57
3	日本における不正に関する法律の改正-----	59
3.1	2006年(平成18年)の商法改正-----	60
3.2	2011年(平成23年)の公認会計士法改正-----	61
3.3	2011年(平成23年)の金融商品取引法施行令改正-----	62
3.4	2013年(平成25年)監査基準の改訂について-----	63
第4章	中国の上場企業における不正会計の現状と監査制度及びガバナンスの 課題-----	64
1	中国上場企業の不正会計の現状-----	64
1.1	会計における虚偽表示の現状-----	64
1.1.1	財政部の調査-----	64

1.1.2	中国証券監督管理委員会の調査	65
1.1.3	色々な私企業の不正会計事件	66
1.1.3.1	第一期「誠信危機」	66
1.1.3.2	第二期「誠信危機」	67
1.1.3.3	第三期「誠信危機」	68
1.1.3.4	第四期「誠信危機」の到来	69
1.1.4	最新の不正会計事件(二例)	71
1.1.4.1	緑諾科技財務事件問題(既上場企業の利用)	71
1.1.4.2	紫鑫薬業の監査失敗事件	74
1.1.5	国有企業の最新不正事件	76
2	中国における不正に対する注冊会計師の監査対応	77
2.1	中国不正会計の事例	77
2.1.1	資本金検証報告書問題	77
2.1.2	国有企業株式公開問題	78
3	中国上場企業のコーポレート・ガバナンスの現状と課題	79
3.1	中国現代企業の制度移行後の内部統治機関	79
3.2	中国における企業統治の特徴	81
3.3	中国的企業統治システムの課題	82
3.3.1	株主総会(股東大会)の課題	83
3.3.2	取締役会(董事会)の課題	83
3.3.3	監査役会(監事会)の課題	84

3.3.4	中国企業におけるコーポレート・ガバナンス今後の課題-----	85
3.4	中国国有企業の統治システムの対策-----	86
<b>第5章 中国上場企業の不正会計とガバナンスに対する対応策-----</b>		<b>88</b>
1	中国不正会計事件の特徴-----	88
1.1	地方官僚の関与と不正の発生-----	89
1.2	経済改革と不正の発生-----	89
1.3	不正を撲滅する中央政府の役割-----	90
1.4	中国不正会計事件の原因-----	90
1.4.1	地方官僚側の原因-----	90
1.4.2	企業側の原因-----	91
1.4.3	監査人側の原因-----	92
1.4.3.1	注冊会計師の監査権限の弱さ-----	92
1.4.3.2	ローカル会計事務所間の激しい競争-----	93
1.4.3.3	注冊会計師に対する法律責任の未整備-----	93
1.4.4	内部統制の原因-----	94
1.5	中国監査制度が発展するための課題-----	95
1.5.1	注冊会計師の独立性と十分な専門性を高める体制の構築である-----	96
1.5.2	不正発見に関する方法の研究の必要性がある-----	96
1.5.3	健全な市場経済のための監督体制の整備が必要である-----	97
2	不正に対する監査制度の取組み-----	98

2.1	内部統制監査(企業内部)	98
2.2	外部監査(会計師事務所, 会計師)	100
2.2.1	注冊会計師の使命・監査の目的	100
2.2.2	内部監査・監査役(監査委員会)監査との相互補完	101
2.2.3	投資家, 証券取引所等と監査	101
2.2.4	監視・監督の充実・強化	101
2.2.5	注冊会計師協会の「自主規制」	102
2.2.6	行政による監視・監督	102
2.3	政府監査(財政部監査, 監査特派員制度)	103
2.3.1	国有企業監査に対する注冊会計師の役割	103
2.3.2	中国版 SOX 法を公布	104
<b>3</b>	<b>不正に対する対策</b>	<b>105</b>
3.1	中国における不正会計の根源分析	105
3.2	中国の内部統制システムの現状と問題点	107
3.2.1	制度の概要	107
3.2.2	内部統制とは	107
3.2.3	中国の内部統制システムの現状	108
3.2.4	中国の内部統制システムの問題点	108
3.3	不正に対する対策	109
<b>4</b>	<b>中国コーポレート・ガバナンスに対する筆者の提言</b>	<b>110</b>

おわりに（結論）	-----	115
今後の展望	-----	116
参考文献	-----	119

## はじめに（序）

### 1. 問題の所在と研究の課題

中国の市場経済制度のインフラストラクチャとしての会計・監査制度の整備は、1985年1月に公布された「中華人民共和国会計法」<sup>1</sup>から始まり、30年の歳月に渡って、会計法、会計・監査準則体系等を含む関連法律法規の大改定が行われている。

近年の動向を見ると、2005年11月7日と8日に中国財政部の中国会計基準委員会（CASC）と国際会計基準審議会（IASB）が北京で会合を開き、12月22日には、中国財政部副部長（財務省副相）王軍氏は、ニューヨークの会合で、監査基準でも国際監査・保証基準審議会（IAASB）と収斂することで合意し、共同声明書<sup>2</sup>を公表した。

一連の努力の末、中国において、2006年2月15日に、財政部により改正「企業会計基準」39項目および「監査準則」48項目が公表され、IAS（国際会計基準）、IFRS（国際財務報告基準）、ISA（国際監査基準）との統合化へ向けての第一歩が実現したと考えられる。諸外国では、以前から、会計および監査制度は資本市場を支える最重要な経済インフラであるという認識に基づいて議論があったように思われるが、今や、中国においても、経済社会の発展を図るとき、欠かせない役割を果たすことを課題として受け止めている。

これは、金融ないし証券市場におけるグローバル化の流れは、より一層加速することを前提に国際的な歩調に合わせるものが何よりも重要であるということが背景にある。

ところが、2001年12月、会計・監査の先進国として認められるアメリカにおいて、その後の「会計不信」の震源となったエンロン事件などが相次ぎ、これを契機として、2002年7月30日、『2002年サーベンス・オクスリー法』<sup>3</sup>（俗称、

---

<sup>1</sup> 会計法制化の象徴は1985年の「会計法」の制定である。それは計画経済を中心とする会計と会計検査制度から市場経済を中心とする会計と会計検査および会計監査が並存するシステムへ移行したことを物語っている。しかし、1985年の会計法は、政府会計にとどまり、一般企業に及ばなかった。

<sup>2</sup> 共同声明書の全文は次の論文を参考されたい。李文忠「日本と中国における監査基準コンバージェンスの動向」『立命館経営学』第47巻第5号、(2009)47-69頁。

<sup>3</sup> 正式には「Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002：上場企業会計改革および投資家保護法」といい、法案を連名で提出したポール・サーベンス（Paul Sarbanes）上院議員、マイケル・G・オクスリー（Michael G. Oxley）

企業改革法，SOX法）が成立したことは周知のとおりである。

しかし，このような会計・監査制度の整備が進行する中で，2004年には日本において大和銀行株主代表訴訟事件，カネボウの粉飾決算，西武鉄道の有価証券報告書における不正問題など企業不祥事が次々と発覚した。こうした，不正問題の多発は会計・監査だけの取り組みで済まされるものではなく，金融市場・証券市場の主役である企業自身の規律付けないし経営者行動のあり方に対して，大きな課題を投げかけたのである。

日米を含む先進国で発生した一連の企業不正<sup>4</sup>とその不正への取り組みを考慮し，今般，中国で行われた会計・監査準則への大改正が，中国の経済発展の原動力となる企業の発展ないし金融・証券市場の「正確かつ効果的な情報発信」に如何なる影響を与えるかとの問題を念頭に，問題意識をさらに「拡張」して，制度の限界にも注目したい。そして，本論文では，これらの限界から，現行の制度への見直しあるいは国際的経験を踏まえつつ，新たな制度構築を提言するのを目的としたい。

## 2. 本論文の構成とその展開

本論文は大きく全5章から構成される。

まず，本論文の第1章は，中国における会計・監査制度の変遷と現状について検討する。本章では，中国の企業会計制度の発展過程を3段階に分けてその概要を検討し，監査制度においてはその体系を概略的に述べることにする。

第2章においては，不正会計の防止に関する先行研究を分析する。

第3章の目的は，日本とアメリカ及び中国の監査制度における発展の跡を遡りつつ，監査における不正の対応策を検討することである。具体的な内容は以下の通りである。まず，会計・監査先進国と解されるアメリカにおける，不正問題に対する監査上の対応の変遷について概観する。次に，日本の監査基準の改訂及び関連法律の改正について検討・吟味することで，不正のあるべき対応策を検討する。

第4章では，中国上場企業の不正会計の現状分析と監査制度及びガバナンス

---

下院議員の名にちなんで，「サーベンス・オクスリー法」と呼ばれる。日本では「企業改革法」と意識されることも多い。

<sup>4</sup> 企業資産の不正流用（横領等），不正会計，汚職・贈収賄，知的財産権の侵害，マネーロンダリングと会計の分野に限らない広義の経済犯罪である。

の変遷に焦点を合わせる。

第5章では、監査委員会制度を中心に、中国上場企業における企業統治システムを考察した。さらに、中国との国際比較を通じて、中国企業統治の特徴をより鮮明にした上で、先進国からの示唆を考察した。また、第3章、第4章の考察と合わせて、大株主の企業統治に対する意識の向上は、長年の蓄積によるものだと認識する一方、株式所有構造の影響要因の一つでもあると考えられる点に言及する。中国の国内事情として、ほとんどの上場企業は国有企業改革の産物であり、現在においても国有株が支配地位を占めている。そのため、政府の政策は国有大株主の意識向上に対しても影響力を有していると考えられる。最後に筆者の観点を不正会計とコーポレート・ガバナンスに対して提言する。

中国上場企業におけるコーポレート・ガバナンスの問題は特に近年最も注目される重要なテーマである。中国上場企業にとって有効なガバナンスの仕組みを解明しようとする先行研究では、経営者、株主の属性やコーポレート・ガバナンスの仕組み及びその機能と市場における当該企業の評価との関係、あるいは当該企業の収益性や生産性への影響に注目しながら分析が進められている。但し、こうした先行諸研究で取り上げられているガバナンスの仕組みには、筆者のアイデアである「内部者支配と大株主支配モデルから独立した監査委員会を設立すべき」という視点は取り入れられていない。筆者のアイデアは、中国の実態を踏まえた上で提示されており、中国上場企業のコーポレート・ガバナンスの仕組みを説明するための重要な視点である。この視点に基づく中国コーポレート・ガバナンスに対する理解を更に深めていくことが期待できる。このアイデアが明らかにしたガバナンスの問題の解決には、関わる企業改革による企業の業績への影響、即ち企業改革の効果分析等が必要である。こうした分析は更に、中国上場企業におけるコーポレート・ガバナンスの仕組みの今後の動向を展望する際にも有用であろう。

結論では、第1章、第2章で議論してきた新会計監査準則を制度的ベースとして、第3章、第4章及び第5章での内容を踏まえ、如何にして社会的問題となっている「不正会計」というものを未然に防止、撲滅、あるいは、摘発するかについて提言を試みたい。

## 第1章 中国における監査制度の変遷

本章の目的は中国会計監査制度の歴史、現状を紹介することにある。重点的に現在の中国会計監査システムとその役割、組織体制、法律・法規体系などについて述べる。

この章では、中国における会計・監査制度の変遷と現状について検討する。中国の企業会計制度の発展過程を3段階に分けてその概要を検討し、監査制度においてはその体系について概略的に述べることにする。

### 1 中国監査制度の歴史と現状

監査生成の客観的な基礎、監査を生成させた条件の1つとして私有制度がある。原始社会においては、生産力が非常に低く、その生産物では生活を維持するのがやっとであった。その時、余剰生産物がなかったため、監査の対象となるような私有財産も存在しなかった。このような状況下では、監査も必要ではなかった。

生産力の向上につれて、生産物が生産者自身の生活需要を満たすだけでなく、余剰生産物も生じてきた。私有制度が発生したが、私有財産が多くない場合には、監査は必要ではなかった。しかし、余剰生産物が一部の者に独占された場合に、彼らは自分の財産を管理できず、他人にその保管・会計を委任する際、監査が必要となった。社会の進展につれて会計・監査はますます発展することとなった。<sup>5</sup>

中国における監査は、はるか昔にまでさかのぼることができる。西暦700年代の中国では、監査の職能の制度が設けられ、不正を厳重に検査することにした。<sup>6</sup>これ以前は、朝廷の財政に関し、監査の任務が遂行されていた。中国においては、企業会計と会計監査の発展は、公会計と公監査の発展によるものと言われてきた。1948年までは、中国の監査制度は、民間監査として実施されていたが、1949年以後、政府監査（公監査）も民間監査（会計監査）も実施されなかった。しかしながら、1980年代に入り、改革開放政策が始まって、まず、上海に「上

<sup>5</sup> 李金華「中国審計史」第1巻，中国時代経済出版社（2004）1-9頁。

<sup>6</sup> この時代から監査職権が独立し、監査という言葉の出現もそれに伴うものであった。

海会計士事務所」が設立された。その後、「中華人民共和国監査署」<sup>7</sup>の設置を含め、中国の民間監査が再開され、監査制度が発展した。中国の監査は、昔の公監査から現代の民間監査（企業監査）へ発展した。

## 1.1 近代監査の生成と発展（1840年—1949年）

### 1.1.1 中華民国の政府監査

1912年1月1日、中華民国が成立した。南京政府は「中華民国臨時約法」を公表し、国家予算制度を實行することが規定された。これは、監査監督制度の基礎であった。その後、北京政府は、監査機構として監査院を設立した。1912年10月22日、「監査処暫行章程」を公表した。その後すぐ、11月15日、「監査処暫行監査規則」を公表し、監査の範囲、内容、方式、方法などを明確にした。1913年4月29日、「中華民国約法」<sup>8</sup>を公表した。同年6月16日、「監査院編制法」も公表した。1914年3月、中国近代初の監査法「監査条例」を公表した。この条例は、全8章全29条であり、監査処、監査分所の監査職責を規定し、監査機関の監査の具体的な内容も規定した。<sup>9</sup>また、官僚の違法状況に対しても処分手続きも規定した。その後、「監査条例」に対して修正、補充することを何回か行った。中華民国の時期に、内部監査制度と公認会計士監査制度も逐次設立した。中華民国南京政府は、「各部門官製通則修正草案」を公表し、政府機関と軍隊内部にも監査機構を設立することを規定した。中華民国北京政府は、1918年9月7日、「会計士暫行章程」を公表した。<sup>10</sup>これは、中国における、公認会計士に関する初の法規であり、公認会計士制度を設立したものであった。1921年中国最初の会計士事務所が設立された。1933年には、中国公認会計士協会が設立され。1946年11月22日、中国監査学会が、南京に設立され、各地にも分会が設立された。<sup>11</sup>

中華民国の政府監査は、法律地位と独立性があり、監査の職能、方式もその時期の形勢が適応できる。中国の過去における監査制度より発展した制度であ

---

<sup>7</sup> 中華人民共和国監査署（中華人民共和国審計署に相当）（成立1983年9月15日）

中華人民共和国国務院の直屬機関の1つで、政府機関と国有企業の財務収支の監査を行う役所で、日本の会計検査院に相当する。

<sup>8</sup> 中華民国で制定された暫定的憲法。

<sup>9</sup> 李金華「中国審計史」第3巻，中国時代經濟出版社（2004）21頁。

<sup>10</sup> 李金華「中国審計史」第3巻，中国時代經濟出版社（2004）38頁。

<sup>11</sup> 李金華「中国審計史」第3巻，中国時代經濟出版社（2004）5頁。

った。

### 1.1.2 革命根拠地の監査

1927年から1949年まで、中国共産党の下、革命根拠地において監査監督制度を実行した。1927年、初めての中国江西省の井冈山に革命根拠地が設置され、1931年11月、強固な革命根拠地を打ち建てるため、各革命根拠地は、経済監査委員会などの組織を設立した。1932年8月、中央人民委員会は、中央政府財政部に監査処を設立した。1933年9月、中央政府は監査委員会を設立し、各項目の財政収支の執行状況を監査監督することとした。そして、1934年2月、中華ソビエト第2回全国大会は、「中華ソビエト共和国中央ソビエト組織法」を承認、公表した。この組織法は、革命根拠地の監査体制を改革し、監査機構の地位と権威を上昇させた。同時に、「中華ソビエト共和国中央政府執行委員会監査条例」も公表し、革命根拠地の監査の基本性質、地位、任務、職権、手続きと方法を明確に規定した。また、監査結果も「赤色中華」に公布し、監査に対して透明度と公開性を持った。

1937年2月、中華ソビエト臨時中央政府は、国家監査委員会を設立した。公表した具体規定の中で、予算と決算制度、監査制度を強調した。同年9月、陝甘寧辺区政府が設立された時、監査処が設けられた。1941年9月後、監査処は独立し、各区、県市に監査員が設けられた。「各区県市監査仕事暫行規程」と「監査制度示範」などが制定された。1946年、陝甘寧辺区は、「陝甘寧辺区監査暫行規程」を公表した。1948年10月、「陝甘寧晋綏辺区暫行監査条例」を公表した。この間、各革命根拠地は、監査委員会を設立し、監査条例を公表した。この時期に公表された監査に関する法規は、重要な参考価値を有している。

### 1.1.3 中華人民共和国の監査事業

#### 1.1.3.1 50年代監査の中止

1949年10月1日、中華人民共和国が建国されたが、その初期においては、ソ連の影響を受け、計画経済の下で財政会計と監査が統一され、独立した会計監査部門はなくなった。財政・経済の監査・監督はその他の汚職・不正の取り締まりと同じように人民監察委員会（1954年より監察部に降格）によって行われていたが、文化大革命中は全く機能しなくなった。

### 1.1.3.2 80年代監査の回復

1978年以後、改革開放が始まり、社会主義計画経済体制から徐々に市場経済に移行してきた。経済の急速な発展と成長に連れて会計監査制度改革の必要性が明らかになった。“ 対外開放” の需要に適応するために、1981年1月1日、上海で「上海会計師事務所」が設立され、中国における社会監査の回復の標識となった。

1982年12月4日、第5回全国人民代表大会第5次会议が「中華人民共和国憲法」を承認して、憲法によって始めて国家監査が設定された。1983年9月に、憲法により、中華人民共和国監査署が設立され、中国における国家監査の回復の第一歩となった。これは現代中国会計監査の発展史上における非常に重要な里程碑（一里塚）であった<sup>12</sup>。

1983年、国務院の監査関係書類は、“ 健全な部門・単位の内部監査は、国家監査の監督を良いものにする基礎である。” と考え、これは中国の内部監査の始まりとなった。

### 1.1.3.3 中国における監査の発展

経済的発展のために、1982年に国務院（日本の内閣府に相当する）が、財政部「会計監査機関の計画する建設に関する報告」を回付した。同年の12月4日、第5回全国人民代表大会第5次会议において「中華人民共和国憲法」が通過して、監査機関を設立することを規定し、監査を実施することが確定した。1983年9月、国務院の下に国家会計監査機関として審計署（日本の会計検査院のような官庁）を発足させ、政府監査活動を回復した。その後、各省、市そして県レベルの政府機関にも相継いで地方の会計監査担当部門である審計庁（局）が設置された。1985年8月、国務院が「監査の仕事に関する暫定規定」を公表した。1988年11月、「中華人民共和国監査条例」を公表した。1995年1月1日、「中華人民共和国監査法」が公表された。1997年10月21日、国務院は、「中華人民共和国監査法実施条例」を公表した。1999年、中央事務室と国務院官房は経済責任監査の2つの「試行暫定」（「県レベル以下党政指導者幹部任期経済責任監査試行規定」、「国有及び国有控股企業指導者任期経済責任監査試行規定」）を公表し、

---

<sup>12</sup> 柳俐・趙群飛「中国会計検査の現状と発展趨勢」会計検査研究No.26（2002.9）245頁。

中国で経済責任監査制度が始めた。2003年から2007年まで、中国監査署は五ヵ年監査発展計画（財政財務収支の真実合法監査と効率監査を同様に重んずることとした。2007年まで、効率監査は監査全体の半分ぐらいになり、専門監査は監査項目の半分ぐらいになる。）を提出、実行した。2006年2月28日、「中華人民共和国監査法」が修正された。以後、績効監査<sup>13</sup>は中国国家監査の発展方法とされ。

1985年8月、国務院は「監査に関する暫定規定」を公表し、監査署も「内部監査に関する若干規定」を公表した。これは、内部監査の法的保証であった。1987年、中国内部監査学会（CIIA）<sup>14</sup>が成立し、同年国際内部監査学会（IIA）<sup>15</sup>に加入した。1997年、中国監査学会はIIAの国際公認内部監査師試験を中国国内に導入した。国家機関、金融機構、企業事業組織、社会団体組織及び他の企業は、内部監査制度を確立した。2003年5月、「監査署が内部監査仕事に関する規定」を公表した。2004年、「中央企業内部監査管理試行方法」を公表し、国有控股企業<sup>16</sup>と国有独資企業<sup>17</sup>は、企業管理機構と内部コントロール機能を完全にすることを要求した。

1988年11月25日に中国注冊会計師<sup>18</sup>協会が成立した。これは中国注冊会計師の全国的な職業団体で、財政部の監督と指導を受けるものであった。全国各地に地方協会を設立し、地元の財政部門の監督と指導を受け、業務と技術の面で中国注冊会計師協会の指導を受けた。注冊会計師協会の成立は、中国注冊会計師業務の管理が政府財政部門による直接管理から、注冊会計師協会を経由する間接管理に変わったことを示した<sup>19</sup>。その後、国務院の指導に基づき、中国注冊会計師協会は、1995年に中国監査人協会を吸収合併した。

さらに、中国注冊会計師協会は、1995年6月に「中国独立監査準則序言」と「独立監査基準」（独立審計準則）草案を公表した。市場経済に適応するためとWTOに加入するため、1998年に監査法人の構造改革が行われ、監査法人が政府から

---

<sup>13</sup> 3E監査を指す、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）を観点として行う監査である。

<sup>14</sup> The Chinese Institute of Internal Auditingの略称。

<sup>15</sup> The Institute of Internal Auditorsの略称。

<sup>16</sup> 国有持株支配企業、国家過半出資企業。

<sup>17</sup> 国家が100%出資する企業。

<sup>18</sup> 注冊会計師（简称CPA Certified Public Accountant）。

<sup>19</sup> 吉田寛・于玉林「日中会計モデルの比較研究—市場経済の進化と会計パラダイムの転換—」税務経理協会、（2001）113頁。

独立した。1999年に会計師事務所体制改革が完成した。2003年5月まで、中国注冊会計師協会は6回に分けて全部で48項目におよぶ「独立監査準則」を公表した。2006年2月15日に「中国注冊会計師執業準則」を公表し、2006年11月1日に「中国注冊会計師執業準則指南」を公表し、2007年1月1日から実行した。これまでの「独立監査基準」は廃止された。国際経済の発展に伴って、中国の注冊会計師監査も国際化の方向に発展することとなった。

## 1.2 中国における監査の現状

中国は、1978年より“改革開放”政策を実施し、政府監査、内部監査と注冊会計師監査を次々と復活させた。1999年10月31日に第2回目の中国会計法改正において、内部監査の必要性が改めて強調され、外部監査とあわせて重要視されるようになり、国家、内部、注冊会計師という三元化の監査システムが確立された。30年間の努力の結果、中国の監査は重要な回復の段階に入り、今や発展の段階に入りつつある。以下、政府監査、内部監査と注冊会計師監査等に分けて、中国の監査の現状を説明する。

### 1.2.1 政府監査

政府監査の役割は、政府監査機関が国家の代表として、監査の機能を果たすことである。現在、世界各国の政府監査は、組織形式と指導関係により、以下の種類に分けられる、すなわち立法モデル、司法モデル、行政モデル、独立モデルなどである。現在、中国の政府監査は、行政モデルである。

「中華人民共和国憲法」第91条：“国務院は監査機関を設置し、国務院の各部門と地方にある各人民政府の財政収支に対し、また、国家的財政金融機構と企業（独立採算制）と事業（独立採算を要しない）の組織的財政収支に対して、国家監督を遂行する。”第109条：“県以上の地方の各人民政府（自治体）は会計機関を設置する。地方の各自治体は法規定に準拠して、独立せる監督権を行使し、当該自治体とそれより一級上の政府に対して責任を負う。”

第91条規定を見ると、中国の政府監査機関は中央と地方中国に分けている。第91条規定と第109条規定両方を見ると、中国は政府監査機関を4クラスに分けている。つまり、（1）中華人民共和国監査署、（2）各省、自治区、直轄市監査局、（3）省轄市、自治州、行政公署（省の人民政府の末端機関）監査局、（4）

県<sup>20</sup>，旗，県に相当する市監査局である<sup>21</sup>。

中国政府監査の対象は、「監査法」と「監査法実施条例」に規定された政府の各部門の財政収支および公的資金の運用状況と国有金融機関，国有企業及び企業，事業団体などの財政収支である。

### 1.2.2 内部監査

内部監査は，各部門，各機関・団体の内部に設置している専門的監査機構あるいは監査成員により実施される監査である。2003年5月に公表された「監査署の内部監査に関わる規定」によると，内部監査の対象は，その組織団体内部の財務収支と経営状況である。

### 1.2.3 注冊会計師監査

注冊会計師監査は，登録された注冊会計師で構成する会計師事務所が行う監査である。欧米にある公認会計士の組織形式は，主に独資と共同経営の2種類である。現在，中国では有限責任会社と有限責任合資会社などの形式も出てきた。注冊会計師は，会計師事務所へ加入しなければならない。会計師事務所は，法律により，独立に注冊会計師監査に従事する組織機構である。その監査の結果は，独立性，客観性と公正性が保証されて，社会に受け入れられる。注冊会計師監査の対象は，法律により，各営利または非営利組織団体を含めて，主として外国企業，合弁企業，中小企業，自営業の財務監査である。場合によって国家監査機関の委任を受けてその会計監査業務を代行することもある。2000年に，国務院は「企業財務会計報告条例」を公表し，この条例により，国有企業，国有控股あるいは主導地位にある企業も注冊会計師監査を受けることとなった。

### 1.2.4 中国の三つの監査の関係

#### 1.2.4.1 注冊会計師監査と政府監査の関係

注冊会計師監査と政府監査は両者とも独立性を持つ。しかし，両者には違いがある。表1は，この両者の比較である。

---

<sup>20</sup> 中国の県は日本の区に該当する

<sup>21</sup> 石人瑾・根本光明「中国及び日本の会計・監査制度」390頁，1996年。

表1 注冊会計師監査と政府監査の比較

	注冊会計師監査	政府監査
監査目標	企業の財務報告書が適用できる会計準則と相関会計制度の使用状況の監査	監査対象の財政収支は財務収支の真実，合法と効率について監査
監査方式	委任監査	強制監査
監査準則	注冊会計師執業準則と中華人民共和国注冊会計師法	中華人民共和国監査法
監査監督の性質	監査結果について独立，公正，客観的な意見を表明することにより，監査した企業の財務報告表の信頼度を確保する	政府監査は監査結果に対して処分意見を表明し，監査した企業が処分意見を受け入れていない場合に，強制執行できる
経費と収入出所	企業	財政予算
受ける証拠の範囲	企業の協力で，自主的に提出	監査された対象は監査必要のものが真実的な情報と証明を提出しなければならない
問題を発見する場合の処理方式	監査された企業に調整と公表を指示，もし，企業が調整と公表を拒否した場合は，意見保留あるいは意見否定の監査報告書を出す。もし，企業あるいは客観環境から監査範囲を制限する場合には，意見保留あるいは監査できない旨の監査報告書を出す	国家の規定を違反する財政収支，財務収支行為は法律に基づいて処理，処罰する

(出所：石人瑾・根本光明「中国及び日本の会計制度」中央大学出版部，1996年4月刊，張蔚文「中国注冊会計師監査難点問題研究」華南理工大学出版社，「中国注冊会計師執業準則釈疑」中国注冊会計師協会「審計」より。)

#### 1.2.4.2 注冊会計師監査と内部監査の関係

注冊会計師監査について、監査した企業との関係は、独立性が要求される。注冊会計師は、企業内部コントロールを評価する場合には、企業内部監査の運用状況の理解と評価が必要である。また、注冊会計師監査と内部監査両方とも、財務報告表に対する監査を実行する時、内部コントロールと帳簿検査を基礎とするが、注冊会計師監査の効率を上げるため、内部監査結果も利用できる。注冊会計師監査と内部監査を比較すると、表2のようである。

表2 注冊会計師と内部監査の比較

	注冊会計師監査	内部監査
監査関係	株主と外部利害関係者—注冊会計師—管理当局	管理当局—内部監査師—企業下級管理者及び従業員の間にある
監査の具体委託人	監査委員会あるいは監事会	監査委員会あるいは監事会
監査主体	注冊会計師	内部監査師
監査の基本要件	監査の対象に対する独立性、公平性、道徳行為など方面に対する要求	同左
独立性	企業と関係ない第三者	企業内部監査される部門との独立
監査方式	自主	受託
監査内容と目的	財務報告表の合法性と公正性の監査	財務報告表の監査、内部コントロールの遂行、経営管理の成績と効果
監査標準	注冊会計師執業準則	内部監査準則
監査責任と作用	投資者、債権者などが使用するもの	企業内部の参考物
監査実施時間	年一回	定期あるいは不定期

(出所：同上。)

## 2 中国における監査制度の概要と法的フレームワーク

### 2.1 監査制度の概要

中国における監査の形態は、政府監査（または国家監査）、内部監査および注冊会計師（公認会計士）監査（民間監査または独立監査ともいう）に分けることができる。

まず政府監査は国、省、自治区、特別直轄市等各段階の政府およびその部門の財政収支、公的資金の運用状況等を監査することを内容とする。これを監督するのは国務院監査署であり、その下で国家監査部門が監査を実施する。国家監査部門は監査監督権を認められており、他の機関からの影響を受けることなく独立性を賦与されている。中国の政府監査は日本の会計監査院による監査に相当するものである。

次に内部監査は組織体内部における各部門など組織単位の財務、収支、経営活動の監査や監督を目的として実施される。内部監査は各部門や組織単位の責任者の監督の下に、組織体内部に設けた監査担当部門によって実施される。内部監査は外部監査に比べて独立性は劣るが、外部監査を受ける前段階に行われることにより、外部監査の品質が高まることとなる。

最後の注冊会計師監査は被監査会社の会計記録や財務諸表について監査を行い、監査意見を表明することを内容とする。この監査は中国財政部および注冊会計師協会の監督の下に、注冊会計師を構成員とする会計師事務所によって実施される。注冊会計師監査は独立性に富み、公正で信頼性が最も高い。中国では注冊会計師は個人として業務を行うことは認めておらず、会計師事務所に所属していなければならない。本論文が特に重視しているのは注冊会計師監査であり、本節で取り上げるのは注冊会計師監査をめぐる諸問題である。

ここで中国における注冊会計師制度について述べておきたい。中国において近代的国際性をもった注冊会計師制度は1980年に始まり、今日まで約30年の歴史をもっている。このような近代的な注冊会計師による監査制度が発足したのは、改革、対外経済開放政策により外資系企業の中国への進出が活発になったことから外資系企業の監査を行う必要性が生じたことによる。その後上場企業にも注冊会計師監査が適用されるようになり、次第にその活動範囲が拡大されるに至っている。

1986年7月に国務院は中華人民共和国注冊会計師条例を公布し、1988年には中国注冊会計師協会が設立された。1991年には今日にみられるごとき注冊会計師の全国統一資格試験が始まり、1993年には、中華人民共和国注冊会計師法が

制定された。また 1996 年 1 月には独立監査準則が施行され、以後この準則はさらに拡充されている。

注冊会計師資格は当初一定の条件を満たしている者については試験が免除され、審査に合格した時に注冊会計師として認められたが、1991 年以降注冊会計師試験が発足し、この試験に合格した者に資格が与えられることとなった。注冊会計師試験に合格した者が会計師業務を行うためには、まず注冊会計師協会に入会申請を行い、特定の注冊会計師事務所にも所属して 2 年以上の監査実務経験を積んだ後に、はじめて注冊会計師としての登録が認められる。注冊会計師事務所は 60% 以上が 1990 年以降に設立されたものであり、注冊会計師事務所の監査業務経験は比較的に浅いといえよう。しかしながら会計基準や監査基準が整備され、監査の品質維持、倫理規定等が設定され、遵守されているために、中国社会における注冊会計師についての認識や期待が次第に高まっている。

## 2.2 監査制度の法的フレームワーク

中国の会計監査制度は、会計、監査制度の頂点に会計業務全般にわたる最高規範として「中国会計法」が位置付けられ、同法の下で会計業務全般を律する最高機関として国務院財政部門が置かれている。これらが、会計監査準則の根拠になっており、そのあり方を律する最高機関となっている。また、会計監査準則の性格はアメリカ、日本のように「一般に認められた会計原則」ではなく、法規を構成するものであることが特徴で、これからの離脱は罰則をもって処罰される。

これら法規の具体的内容は主として会計法、会社法<sup>22</sup>、証券法、注冊会計師法などの法律で構成されている。

### 2.2.1 会計法（1999 年 10 月改正）による規制

これは主に財務諸表の作成基準としての規制である。

中国最初の会計法は 1985 年に公布され、同年 5 月より施行。その後、1993 年 12 月に第 1 回目の改正、1999 年 10 月に第 2 回目の改正が行われた。中国の会計法は、会計業務の基本法規であり、全人民代表大会において作成し、中華人民共

---

<sup>22</sup> 中華人民共和国公司法。

和国主席令として公布され、外資企業、株式会社に関わらず、国内のすべての企業に適用される。

中国の「会計法」の主旨は、偽りのない会計証憑に基づいて、正しい財務諸表を作成することにより社会主義市場経済秩序を維持することである。それに対して、日本の「会計原則」の主旨は、投資家、債権者を始めとする会社関係者の判断を誤らせないため、適正な財務諸表を作成することを第一義的な目的としている。

第2回目の中国会計法改正において、内部監査の必要性が改めて強調され、外部監査も重要視するようになり、国家、社会、監査という三元化の監査システムが確立された。また、責任者に対する資格要件および会計情報の不正行為に対する法律責任も明確化され、罰則規定も含めて規定された。この改正の背景には企業財務諸表の虚偽記載や国有企業改革の推進や外資の導入、注冊会計師試験制度の復活があった。

## 2.2.2 会社法（2005年10月改正）による規制

これは主に会社は会計年度終了時に財務諸表を作成し、法律に従って監査を受けることとなり、その結果、監査基準などを規制することとなる。

中国の会社法は1993年に制定されたものであり、その後、数回の改正を経て、2005年10月27日、中国第10回全国人民代表大会常務委員会第18次会议において、「中華人民共和國会社法修正案」が賛成多数によって成立した。

中国新会社法の施行は、社会主義市場経済の発展に対して大きな影響を与えている。その現象の一つは、中国国内における会社の種類と数量が急増していることである。これまでの会社、或いは広範囲での企業分類を見ると、企業の所有制と責任態様によって2種類に分けられ、前者は計画経済に適應させるための分類として、後者は社会主義市場経済に適應させるための分類として一般的に解されている。ところで、どのような種類の企業であってもその正しい損益計算に基づいて株主に適正な利益を配当することは最重要課題であり、また、企業を取り巻く多くの利害関係者からも、会社の財務状況や収益力を定期的に公開することが要請されている。これらの課題や要請に対応する法令として、中国には「中国会計法」のほか、「企業財務通則」、「企業会計準則」、「企業会計制度」、「企業財務会計報告条例」などがある。企業は、その法律、行政法規および

国務院財政主管部門の規定に従い、自社の財務、会計制度を確立しなければならない（会社法164条）。企業財務と会計は、経営目的を達成するための経営活動と資産運用状況を記録、計算、管理するものである。しかし、これまでの企業財務と会計が、政府の直接的なコントロールの下で、不透明かつ閉鎖的だったことから、現在もなお市場経済に対応しきれないという中国特有の問題も残っている。

### 2.2.3 証券法（2005年10月改正）による規制

これは上場会社の財務諸表の開示内容と様式を規制するものである。

1998年に中国の証券法が制定された。中国では2005年10月に証券法が改正され、投資家に対する詐欺的行為の禁止や証券投資者保護基金の設立など投資家保護に関する措置が強化され、2006年1月1日の施行により中国の証券市場は新たな発展段階を迎えている。

「中国人民共和国証券法」の第167条の第3項の規定によれば、法律に基づいて、証券の発行人、上場企業、証券取引所、証券会社、証券機関、証券投資ファンドの管理機構、証券業務の弁護士事務所、会計師事務所、資産評価機関等の証券業務活動に対する監査を行う。

上場企業の財務ディスクロージャーの状況は、特定の国における監査制度の成熟を現していると思われる。中国上場企業財務ディスクロージャー制度のフレームワークは、中国証券監督管理委員会が会社法と証券法を中心として作成した。現行中国の上場会社情報開示規範体系の法的位置付けについて、上層部の法律は人民代表大会（国会の衆議院に相当）が定めることに対して、中層部の行政法規（通常条例をいう）は、国務院（内閣総理府に相当）が法律に基づいてその具体的な条例（規則に相当）を公表する。そして、下層部の中国証券監督管理委員会（CSRC）<sup>23</sup>などの省庁は、さらに法律と条例に基づいて実施細則（ガイドラインに相当）などを規定する。

### 2.2.4 注冊会計師法（1993年）による規制

これは主に監査基準と監査実施準則などを規制するものである。

1994年に注冊会計師法が施行されて今日の注冊会計師制度は成立した。「注

---

<sup>23</sup> CSRC (China Securities Regulatory Commission)。

冊会計師法」及び「社会团体登記条例」に基づき、1988年に設置された社会团体法人業界の自律的管理を目的に活動している。所管している政府部門は財政部及び民政部である。

2005年2月の時点で団体会員は5,000団体以上、個人会員は13万人以上に達している。個人会員のうち、会計業務を行っているのは約6,500人である。2000年、体制改革後の会計師事務所は4,805所があった<sup>24</sup>。2007年12月31日まで、中国には6,990カ所の会計師事務所があり、77,000人の注冊会計師が認可された<sup>25</sup>。

中国注冊会計師協会は、会計師試験の実施団体でもある。試験は「会計」「会計監査」「財務コスト管理」「経済法」「税法」の5科目である。全ての科目に5年間以内に合格し、会計監査の実務に2年以上従事した経験があれば、中国注冊会計師協会の省レベルの支部に注冊会計師の資格の取得を申請できる。

注冊会計師の職務は会計監査、会計監査以外の財務診断、税務サービス、コンサルティング、会計サービスである。このうち、会計監査は注冊会計師のみに許される業務になっている。

### 3 中国における監査制度の体系

近年、中国の私営企業・外資企業などの地位は着実に向上した。その一方で、国有企業のプレゼンスは、企業数や生産規模や雇用者数などから見て、低下し続けている。

こうした状況を打破すべく、経営自主権の拡大を重点において国有企業改革が実施されたが、1990年代後半から所有制改革に軸足を移すようになった。端的に言って、それは所有と経営の分離であり、国有企業の民営化である。具体的には、「抓大放小」政策に見られるように、大規模国有企業には株式会社・有限責任会社などの会社制度を導入することであり、中小国有企業に対しては民間へ売却することであった。

しかし、社会主義を国是としていることから、依然として中国の国有企業の重要度は社会面・政治面において高い。経済的側面でも、エネルギー・素材・軍需等の各産業において国有企業が主要な地位を占めている。

---

<sup>24</sup> 中国注冊会計師協会より発表された統計数字。

<sup>25</sup> 中国注冊会計師協会「審計」5頁。

したがって、国有企業に対する監査に焦点をあてて、その目的や業務内容を評価し考察することは、今日においても高い重要性を有している。同時に、国有企業の民営化や中国社会主義市場経済体制における企業と政府の関係の変化に応じて、監査主体についてもパブリックセクターの国家審計署（「審計」：監査を指す。）とプライベートセクターの注冊会計師<sup>26</sup>との協調と役割分担について検討する必要にも迫られている。

しかし、現状では十分に検討されているとはいえない。注冊会計師制度が本格導入されて10年以上が経過した現在、日本でも上市公司（上場会社）に対する注冊会計師監査についての研究は多く見られるようになったが、国有企業に対する監査についての研究事例はまだ少ないからである。この国有企業に対する監査とは、国家審計署と注冊会計師を監査主体とした国有企業監査を指している。

### 3.1 監査の三元化体系

中国では“審計”という言葉は会計監査、そして公会計などの意味をカバーしている。国有企業は公企業に該当するから、国有企業監査は公監査である。公監査は、国・地方自治体の政府や非政府の公共団体等の会計、すなわち公会計についての監査を指す。被監査対象が私企業の監査はプライベートセクター監査と呼ばれることに対して、被監査対象がパブリックセクターである公監査はパブリックセクター監査と呼ばれている<sup>27</sup>。したがって、通常“監査”というと、行う主体と監査される対象によって“政府監査”，“内部監査”と“社会監査”の三つに分かれている。

政府監査は国の会計監査で、中央から地方までの各階級の政府に設置した国家会計監査機関（審計署、審計庁または審計局）によって行われる。国家審計の対象は、政府の各部門の財政収支および公的資金の運用状況と国営金融機関、国有企業及び事業団体などの財政収支である。

内部監査は行政機関、大学、企業、事業法人などの組織団体内部に所属している審計機関で行われる内部監査である。内部審計の対象はその組織団体内部の財務収支と経営状況である。基本的にいかなる行政機関、事業団体、企業、

<sup>26</sup> ただし中国は国有注冊会計師事務所も存在する（山本晃「中国国有企業の民営化に伴う会計・監査の変遷」『制度50年 記念論文集』日本公認会計士協会1998年）。

<sup>27</sup> 鈴木豊『政府・自治体・パブリックセクターの公監査基準』中央経済社（2004）1頁。

法人組織にも自由に内部審計機関を設立することが出来るが，証券取引所に上場している企業に対しては法律で強制的に設立させることになっている。内部審計機関は所属の組織の長に報告するが，業務上はやはり関係審計局と上位組織の内部審計機関の指導・監督を受ける。

社会監査は注冊会計師による外部監査である。社会監査の対象は各営利または非営利組織団体を含めて，主として外国企業，合弁企業，中小企業，自営業の財務監査である。場合によって国家審計機関の委託を受けてその会計監査業務を代行することもある。経済の発展と法制度の健全化につれて，中国の注冊会計師の監査業務範囲は大きく広がっていく傾向がある。

## 3.2 国有企業監査における国家審計署と注冊会計師の制度的特徴

### 3.2.1 国家審計署の組織と国有企業監査に対する法的根拠

#### 3.2.1.1 国家審計署の組織

国有企業の監査主体は国家審計署であり，国家審計署は日本における会計検査院に相当する政府機構である。国家審計署は1983年9月に正式に成立した。国務院の29部門の一つとして，国務院総理の指導下で，全国の監査業務を主管している。それ故，審計署署長（「審計長」）は国務院の構成員である。

国家審計署の組織は，まず15の業務司（「職能司」を指す。「司」は局と同格）から構成される。具体的には，①弁公庁，②法制司，③財務審計司，④行政事業審計司，⑥経貿審計司，⑦農業および資源環境保護審計司，⑧社会保障審計司，⑨固定資産投資審計司，⑩外資運用審計司，⑪外事司，⑫人事教育司，⑬直屬機関党委，⑭監査局，⑮老幹部局，である。

次に直屬事業単位として，①計算技術センター，②機関サービス局，③審計科学研究所，④幹部研究センター，⑤中国審計出版社，⑥中国審計報社，の6単位がある。

また，国務院に下屬する部門に派遣審計局が25局ある。例えば，外交外事審計局（外交部に設置），発展計画審計局（国家発展計画委員会に設置），経済審計一局（国家経済貿易委員会に設置），経済審計二局（国家冶金工業局に設置），貿易審計局（対外貿易経済合作部に設置），国防工業審計局（国防科学技術工業委員会に設置），などである。さらに審計特派員事務所（「弁事所」）として，18ヶ所ある。北京・天津・河北省特派員事務所，上海特派員事務所，深圳特派員

事務所，重慶特派員事務所，などである<sup>28</sup>。

### 3.2.1.2 国家審計署の法的根拠

第一に，憲法である。審計署の法的根拠は，監査機関の監査監督業務として中国人民共和国憲法で明記されている。例えば，1982年制定した憲法91条と109条では，独立した監査監督権が規定されている。91条では国務院が監査機関を設立し，国務院や地方政府の各部門の財政収支と国家の財政金融機関や企業の財政収支について監査監督業務を遂行する，としている。109条では地方政府が設立する監査監督が規定されている。

監査監督権の独立性は国務院総理の指導下で担保される。この国務院総理の指導下とは，具体的には，各審計署署長（「審計長」）が国務院総理によって指名されるということを示しており，その後，全人代常務委員会で決定され，国家主席によって任免される。

第二に，審計法である。審計署の具体的な業務権限については審計法実施条例で規定されている。審計法は1995年に施行された。

審計法第1条では，監査監督の目的を，国家財政経済の秩序維持，国家建設の促進，国民経済の健康的発展のため，としている。次の監査対象としては，①国務院各部門，②地方政府および地方政府各部門，③国有金融機関，④国有企業事業組織，⑤その他，の財務収支，としている。（審計法第2条）。

審計署の主な監査手続は，会計証憑・会計帳簿・会計報告書や監査事項に関連する文献・資料の査閲，現金・実物・有価証券の実査，関連単位と個人への質問等の方法ですすめられることから，会計監査的手法が中心である（審計法第38条）。なお審計法では，監査主体としての行動を規範するのみならず，被監査対象である政府機関や国有金融機関・企業事業組織等についても，国家関連規定に準拠した健全な内部監査制度の構築を義務付けている（審計法第29条）。

### 3.2.2 国有企業監査に対する注冊会計師の役割

1994年に注冊会計師法が施行されて今日の注冊会計師制度が成立した。国有

---

<sup>28</sup> さらに，香港やマカオなどの特別行政区政府にはそれぞれ特別行政区審計署が設置されている。

企業と注冊会計師との関わりは古く、国有企業監査に注冊会計師を活用することは、当初から政府当局によって想定されていた。それは、当局が様々な法令や条例等によって、注冊会計師に独占的地位を与えていることから窺われる。

例えば、1996年に国務院によって「会計業務手続を整備し、会計業務の品質向上に関する通知<sup>29</sup>」が出された。その後、1998年に財政部より「国有企業年度会計報表注冊会計師審計法暫行弁法」が制定された。同弁法では、「企業の主管財政機関が組織化して注冊会計師協会と協力しなければならない。（弁法5条）」とあり、注冊会計師と政府当局との関係は、「監督—被監督」の関係から強調関係にシフトした。但し、政府当局は「注冊会計師監査の監査報告をもって、自らの監査意見の代替とすることはできない（弁法22条）」ことから、国有企業は注冊会計師と政府監督機関との二重の監査を受けることになった。

2000年には国務院より「国有企業監事会暫行条例」が公表された。「監事会は、企業監督にあたり調査の必要な場合には、監事会の同意を得て注冊会計師に委託して監査を実施することができる。監事会は企業監督状況に応じて、国務院の国家監査機関に監査手続きについて建議することができる（条例13条）」とされ、注冊会計師と「国家監査機関（すなわち国家審計署にあてる。）」は監事会の監査業務に代替することもありうるものとされた。また2000年の「国有企業の年度会計報告書に対する注冊会計師監査の若干の問題に関わる通知<sup>30</sup>」では、注冊会計師による具体的な監査手続きが会計監査であることが明記された。同時に、「本通知に違反して、注冊会計師監査を依頼しない場合は、企業財務会計報告条例39条の規定<sup>31</sup>によって処罰される（七）」と定められた。

以上のように法令や条例レベルでは、国有企業監査に対する注冊会計師の重要性は10年超の歴史の中で着実に高くなってきた。注冊会計師の監査の職域も拡大傾向にある。例えば、2005年には「国有企業の改組業務を進めることに関する意見」が国務院から公表されており、国有企業の株式会社化のような組織改編にあたって、企業の信用と能力を評価するために注冊会計師による監査が必要となった。注冊会計師の監査意見は、「国有資産の取得者に報告され、企業組織改編の手段選択に影響を与える（「意見三（一）、（二）」）」ものとされた。

---

<sup>29</sup> 「关于整顿会计工作秩序，进一步提高会计工作质量的通知」。

<sup>30</sup> 「关于国有企業年度会計報表註冊会計師審計若干問題的通知」。

<sup>31</sup> 企業は3,000元以上5万元以下の罰金，責任者は2,000元以下の罰金が課される。

### 3.2.3 中国の国有企業監査の特徴と問題点

本節では、前節までに取り上げた国有企業監査の制度や根拠から、国家審計署と注冊会計師による国有企業監査の特徴と問題点を考察する。

#### 3.2.3.1 正確性、合規性、経済性、有効性の観点から見た国家審計署と注冊会計師の監査

国家審計署による監査では、不正行為の摘発や、法律や規則に合致するか否かを評価の重点に置いていることから、正確性・合規性を重視していることがわかる。そして、税収の確保や国有資産流失防止を監査範囲としていることから、経済性・効率性も重視している。さらに、経済責任審計として国有企業の経営状況について評価することから、有効性にも配慮を欠いていない。

一方で注冊会計師による監査は、「国有企業の年度会計報告書に対する注冊会計師監査の若干の問題に関わる通知」で見られるように、国有企業の会計報告書に対する情報監査を主たる業務としていることから、正確性・合規性を重視した監査であるということができよう。

#### 3.2.3.2 国家審計署の独立性について

国有企業の監査主体である国家審計署が行政機関に所属していることが特徴としてあげられる。各国の国家監査機関は、立法機関や司法機関または独立機関に位置づけられるケースが多い中で<sup>32</sup>、国家審計署は国務院という行政機関の一部門に所属する政府執行機関であり、世界でもあまり類のない組織構成である。

そのため、国務院に対する国家審計署の独立性の問題を常に孕んでいることになる。例えば、国務院中枢に対する監査など国務院の意思に反する監査を実施し難いことが予想され、国務院の根幹に関わる問題点が摘発されることは難しい。また、国家審計署が政府執行機関であるため、監査業務の範囲に税収の確保や国有資産の流失防止が含まれているように判断される<sup>33</sup>。その一方で、中国における国務院は、監査権限を有する国家審計署を支配下に置いているこ

<sup>32</sup> 監査機関が立法機関に所属する国家としてはアメリカやイギリス、司法機関に所属する国家としてはフランスやイタリア、他組織から完全に独立した国家としては日本などが該当する。

<sup>33</sup> 税務調査を主管する日本の国税庁も行政機関である。

とから、強大な権限を持つことになる。

### 3.2.3.3 国家審計署による国有企業監査は機能しているか

国家審計署による国有企業監査の実態であるが、審計署の業務報告や審計結果公告から見て、有効に機能し、一定の成果を達成しているようである。それは上述したように、監査によって、多数の不正摘発、多額の摘発金額を記録していることなどからも窺われる。組織的な限界から、国務院の中枢まで不正を摘発することは困難であるが、国有企業監査においては大量かつ重大な不正行為を摘発し、その詳細を監査報告で明らかにしている。

その一方で、多数の不正行為摘発事例や司法機関へ通報される人数が膨大な数に上っている状況を見ると、国有企業や政府機関の職務遂行能力の低さやモラルの低下が深刻な状態にあることも同時に推測される事態である。したがって、一部の不正を摘発しても、あまりに多数の不正案件があり、摘発しきれない状況にあるように思われる。

## 第2章 先行研究

本章の目的は不正会計の早期発見をテーマとして、中国における関連する先行研究や分析手法の調査を行う事とする。また、不正会計の動機と要因分析を取り扱った先行研究を整理することで不正会計の検出に有効な財務指標値や分析手法を行う。更に、各国のコーポレート・ガバナンスモデルの比較の上で独立取締役会・監査委員会などガバナンス要因を含む非財務要因と不正会計との関係を指摘する。

### 1 監査制度の研究

#### 1.1 不正会計の防止に関する先行研究

(A) 李文忠(2005)<sup>34</sup>は、中国社会的アプローチ<sup>35</sup>に基づいて中国の財務ディスクロージャーと監査制度を研究対象としている。現在、中国では、経済成長と同時に、欧米先進国から財務ディスクロージャーと監査制度を移行しつつある。ところで、その歴史経路をたどってみると、制度は常に中国の政治、歴史、文化の特有な経路を受け継いで、独自の形で変容し、また他国の制度に相互依存しながら、現在の中国監査制度が自己形成されたといえる。中国監査制度の本質に対するため、アメリカ・日本・中国の財務情報開示と監査制度を比較分析し、総括して課題を提案する。中国の監査制度をより明らかにし、そして各国の監査制度の比較優位性を相互補完することによって新たな監査制度モデルを探求するのが李氏の目的である。

李氏の観点によると、すなわち中国の監査現状を考察してきたように監査システムが有効に機能するためには、精神的な面において監査人の人格や、独立性、正当な懐疑心など、技術的な面においてリスク・アプローチや、監査品質管理や、継続的専門教育等々、法規整備の面において法、会計基準、監査基準、職業倫理基準、財務情報開示基準などをそろえるだけでは、不十分である。いまこそ社会的アプローチの視点から、より合理的かつ有効な監査システムを創

<sup>34</sup> 李文忠『中国監査制度論』中央経済社、2005年。

<sup>35</sup> 特定の国の制度を考察する際、制度の歴史的依存性、政治的依存性、文化的依存性などを重視しながら、その制度の有効性を解明することで制度の多様性を明らかにし、最適な制度の構築を目指す。

設することを提案したい。

また、(B) 張影 (2006)<sup>36</sup>はこの数十年に中国に起きた代表的な不正事件について、その発生原因と社会的背景を分析し、それと関連して中国注册会计师制度にどのような変化が起こり、いくつかの転換期を迎えた経緯を振り返ることを通して、不正事件の全容を解明する。会計上の不正は、中国に限らずいかなる社会経済体制の下でも生じる問題である。監査の歴史は、会計上の不正を防止するために、制度上の不備をいかに改善してきたかを物語っている。監査制度の欠陥は、新たな不正事件によって明らかにされ、その対応を通して監査制度が改善される。張氏は以下のような提案を行っている。①注册会计师の独立性と十分な専門性を高める体制の構築である。②不正発見に関する方法の研究の必要性がある。さらに、注册会计师個人の資質について、誠実さと高度な倫理観を醸成するために、独立性を維持すること、継続教育を行うこと及び不正発生を減少させることも重要な課題となる。③健全な市場経済のための監督体制の整備が必要である。

すなわち中国における注册会计师監査の歴史は浅く、政治体制と経済制度とも特徴があるため、今後も不正の発見の問題に関する研究がますます必要になるものと思われる。中国では、スピードを増やす経済発展あるいは証券市場の急速な発展に対して外部監査制度の整備が間に合わず、不正事件の発生を招いてしまった。しかしその原因分析が行われ、必要な制度改革が行われたため、状況は改善されてきている。そこでは不正防止・発見をすることを重視する方法に向かってきていることが分かる。今後、健全な監査慣行が定着することによって、上場企業の開示情報の信頼性と透明性が高まる方へ進展していくことが期待されている。

さらに、(C) 徐陽 (2008)<sup>37</sup>は、現在、世界レベルで粉飾決算などの不正会計の問題が陸続として生起している。このような状況を受けて、企業の会計報告責任 (accountability) を果たすことが益々求められるようになってきた。企業は、企業価値の向上という目標追及以前の問題として、企業の健全なあり方を問う「コーポレート・ガバナンス (企業統治)」が喫緊の課題となっている。

---

<sup>36</sup> 張影『会計不正に対する中国の監査対応』『経済科学』, 2006年。

<sup>37</sup> 徐陽『上場企業の会計不正及び企業統制について』『九州共立大学経済学部紀要』第104号, 2005年。

そして、そのコーポレート・ガバナンスの要諦をなすのが「内部統制」であるといえる。

不正会計の原因を分析すると、①注冊会計師の過失責任、②証券市場の未発達問題、③地方政府の行政干渉の問題、④企業統制問題の4つに区分される。

投資家が合理的な判断根拠ができるように、「株式発行と取引の暫行条例」第15条において、上場以前3年間の経営成績及び売上予測の財務情報には、注冊会計師の監査及びその監査報告書を提出することが要求されている。つまり、注冊会計師の過失責任として、営業予測報告書の真実性を損なって、投資家に重大な損失をもたらしたCPAは、営業予測報告書の監査過失に対して責任を負うべきである。

中国の証券市場は、80年代の中期頃、株主制度（株券を発行等）の実験が始まり、株式会社が設立された。1990年12月及び1991年6月、上海と深圳で証券取引所が相次いで誕生し発足した。証券取引所の設立は証券市場が正式に成立したことを意味し、証券発行市場と証券取引市場は徐々に形成されている。しかし、中国証券市場の発展のスピードが急速すぎたため、不健全な成長となり、証券発行のシステムに問題が生じた。これが、証券市場の未発達問題である。例えば、1992年からCSRCは証券発行市場において、各省県及び部門に企業の株式公開の「枠」を設定し、新株発行数量と株式総額を制限することとした。この管理方法は「総量控制、限報家数」と呼ばれ、1996年許可制へ変わり、1999年まで続いていた。従って、資本市場の資源配置の役割は完全に排斥され、証券発行市場においてはいまだに計画経済体制のシステムから脱却されていなかった。このような統制方法下で、企業の調達資金額の多少は二つの要素で決定された。1つ目は発行数量すなわち発行できる株式数を勝ち取ること、2つ目は発行価額である。1つ目の要素は企業が直接管理できないため、2つ目の要素がより多くの資金を調達できるポイントとなる。従って、株式発行前の利益という指標を高くすれば、高い発行価格が得られ、限定された株式数でも多くの資金が調達できた。

各地方政府は、その地方の経済発展のため多くの企業を上場させることを目指して努力した。経営困難な企業のために最大限に資金を調達し、危機を緩和することで、その地方の経済を活性化させることとした。従って、証券上場の過程で多くの行政の関与があった。これが、地方政府の行政干渉の問題である。

地方政府は、地方の経済発展のため、企業が虚偽の会計情報を提供していても、黙認或いは逆に奨励するなど、国有企業の粉飾上場を放任した。つまり。資本市場で流行語となった「包装上市」（長官意思決定上市）といわれる非正常な現象を招いた。

株式市場に上場した会社の大部分は、国有企業を組織変更したものである。これらの国有企業は株式会社の変更はできたが、上場会社と親会社との間の資産管理及び経営の分離が不明確な企業が多く、企業統治の構造においては大きな問題があった。つまり、企業統制問題である。例えば、上場会社と親会社または支配株主との間で再三インサイダー取引を行い、中小株主の利益が侵害されていた。持株が一極集中しているため、取締役会と経営者層の意思決定と運用がいまだに旧体制下の影響を受けていた。また、会社の所有者が実質上不在であるため、「内部者支配」の現象が目立った。経営者に対する効率的なインセンティブの欠缺、有効な監督、抑制機能が形成されていない、会社に対して資本市場の圧力が弱い、中小投資家利益を大事にする意識が薄いなど、より整備された市場体制は確立されていなかったといえる。

さらに、中国の法制度の執行に関しては問題があることが分かる。中国においては、真実的、効率的な会計情報を提供することが現行制度規範の要求であり、実際に「会社法」、「証券法」、「会計法」、「株式発行及び取引管理にかかる暫行条例」、CSRC の情報開示指針、財政部の各会計準則と制度などを通じて規制している。しかし、個別行為が現行制度の範囲からはみ出した時、違反状況に応じて責任を問い厳重に処罰する具体的な規制が形成されていないため、法律は有効な強制力を発揮できない。すなわち、制度の遵守・実施や監視・管理、及び懲罰の度合いが不明確なため、受益者または助言者が罰を受けることなく、実施者が代わりに受ける現象が度々現れている。このような制度の環境下においては、上場会社の会計情報の質を高め、真実かつ信頼できる会計情報を提供することを期待するのは不可能であるといえよう、などの結論を得ている。

その一方で、(D) 西崎賢治 (2005)<sup>38</sup>は中国では粉飾事件など上市公司（上場会社）の不正会計行為が社会問題化しており、証券市場への信頼性にも影響を及ぼしていると指摘している。まず不正を理論的に検討して論文における不

---

<sup>38</sup> 西崎賢治『中国上市公司の会計不正行為』—特徴と方向性—『三田商学研究』、第 48 巻第 2 号、2005 年。

正会計行為の定義を明確化する。次に、不正会計行為の発生過程・動機・手法について分析する。そして不正会計行為の背景にある中国上市公司の内部者支配・経営者支配・キーパーソン支配について考察することで、中国上市公司の不正会計行為の特徴を掴み、今後の動向を展望する。中国上市公司の不正会計行為の背景には、会社内部での経営者支配・企業集団内でのキーパーソン支配であり、こうした背景が中国の不正会計行為を特徴づけている。しかし現在こうした状況に変化が生まれつつある。不正会計事件が証券市場の信頼性低下を招く一因となってきたためである。そこで政府も不正会計行為を放置できなくなり、現在、厳格な法の執行と処罰の強化、証券市場の規範化、注册会计师監査の充実やコーポレート・ガバナンス改善などの改革が急速に進められている。これらの改革は、不正会計行為の防止や摘発といった目的と同時に、中国企業特有の内部者支配・経営者支配・キーパーソン支配の解消についても念頭に置かれていると言えよう。

(E) 李莉 (2003)<sup>39</sup>や(F) 王喬・章衛東 (2002)<sup>40</sup>は、不正会計行為の動機・要因などを中国企業の実績から具体的に列挙して取り上げている。李莉らは、上市公司について分析する上で、その動機に注目した。李氏らは動機として以下の7点を指摘している。①上場による資金調達、②配当資格の取得、③ST 銘柄<sup>41</sup>認定・上場廃止などの回避、④新株発行時の発行価格の高値設定、⑤期間ごとの利益平準化、⑥投資家の関心を高めるために業績予測を高め設定し、その予測に実績を合わせるように調整、⑦上市公司の経営者の利益獲得の7点である。

王喬・章衛東 (2002) は、中国上市公司における会計情報の信頼性喪失を証券市場の深刻な病弊として会社情報操作の動機・手段・改善方法について論じている。その動機には、①政治、②小団体利益、③銀行融資獲得、④脱税、⑤新株発行、⑥ST・上場廃止回避、⑦株価上昇の7点を指摘している。

<sup>39</sup> 李莉編『上市公司会計造偽与公司治理難点問題透視』中国財經出版社、2003年。

<sup>40</sup> 王喬・章衛東『上市公司会計情報操縦行為探析』『会計研究』、2002年。

<sup>41</sup> ST銘柄とは、上場している企業の業績が2年連続で赤字となった場合、1株当たり純資産(BPS)が1人民元を下回った場合など、企業の財務状況が著しく悪化して上場廃止のリスクがあり、業績予想の発表も困難と証券取引所が判断した場合の処置として「ST銘柄」に指定する。ST(Special Treatment・特別処理)。

最後に、(G) 許延明 (2007)<sup>42</sup>は中国の市場経済の発展に伴って、資本市場は次第に作り上げられ、改善されているなか、企業会計情報の粉飾は日々深刻な問題となったと指摘されている。不正会計問題の背景とその要因は、国民の規則意識が不十分で、現行の「国家内部統制」が効力を失うことになったところにも存在する。中国証券監督管理委員会が公表した処罰公告をみると、中国上場企業すべての不正事件は会社の管理者に関連し、一部は政府機関の管理人員まで関連する。不正行為をする動機は利益の2文字になる。内部統制の制定者が利益のために統制を無視する時、いかに完璧な制度も利益への追求を阻止することは明らかに難しい。許氏によると、中国における不正会計の原因は、(1)中国企業の経営管理上に“生まれつきの問題”が存在する。(2)「国家内部統制」はまだ不健全で、①企業外部の関連法律・法規、②企業の内部統制、③社会道徳規範の角度から改変する必要がある、とする。

規則の不完全と国民の規則意識の欠如、この両者の間に因果関係が存在する。規則の不完全は国民規則意識の不十分を招き、不正行為にチャンスを与える。逆に国民の規則意識の不十分もまたある程度、規則の制定と完備を制約する、などの結論を得ている。

## 1.2 国有企業に関する先行研究

中国国有企業改革は、中国の改革開放の歴史と同じく、長期間にわたって行われてきたため、数え切れないほど多くの関連論文が発表された。一方、国有企業改革の「経路」に関する研究は、2000年になってからようやく現れ、いまだにわずかな数しか発表されていない。以下、視角の多様性の観点から6つの先行研究を取り上げる。

(A) 李平・陳萍 (2000)<sup>43</sup>は、中国国有企業改革の一般的な経路と比較しながら、遼寧省国有企業改革における経路の特徴を分析している。中国国有企業改革の経路に関して、両氏は以下のように分析する。改革の初期段階において、政府は改革のリスクを軽減するために、まず民間部門を先駆けて発展させ、国有企業改革は企業の所有権問題というコアの部分に触らず、周辺部分のみに対して行われた。国有企業の根幹にかかわる所有権の改革は、民間部門が大い

<sup>42</sup> 許延明『中国における会計不正に関する一考察』『関西大学商学論集』、第51巻第6号、2007年。

<sup>43</sup> 李平・陳萍『辽宁国企改革的路径分析』『战略与管理』5月号(2000)101-105頁。

に力を付けた1990年代の後半になってはじめて本格的に始まった。両氏の論文は、遼寧省の国有企業改革の経路分析に焦点を合わせたものなので、中国国有企業改革の経路に関する上述の分析は、非常に限定的、或いは概要的にしか行われていない。

(B) 付永良 (2003)<sup>44</sup>は、まず経路依存理論<sup>45</sup>を概観した上で、中国国有企業改革経路に影響する要因として以下の3点を挙げている。①改革前の企業所有権構造、②公司法などの法律、③人治社会の文化。付氏は、それらの要因が存在するため、国有企業の改革は、長い間、形式的な変化が現れたにすぎず、本質的な変革は、まだ引き起こされていないと指摘している。しかし、付氏の論文は、国有企業改革の「経路」そのものは分析の対象としてはおらず、国有企業改革の経路に影響する要因の解析に止まっている。

(C) 王渝 (2003)<sup>46</sup>は、1978年から21世紀初頭までの中国国有企業改革を、企業自主権拡大の試み、経営請負責任制の導入、現代企業制度への転換、の3段階に分けて考察した上で、中国の経済改革の特徴を「漸進的改革」と見る。その「漸進的」という意味内容を以下の4点にまとめている。①「私有化」絶対論をとらなかったこと、②農村改革という回り道をしたこと、③国民の生活を向上させ、支持を得たこと、④社会保障制度を急整備し、社会安定を維持しながら改革を軌道に乗せたこと。しかし残念ながら、王氏の言う「漸進的改革」の意味内容は、中国経済改革全体に関するものなので、国有企業改革の特徴とその意味内容に関しては、十分な検討を経たものとは言いがたい。

(D) 山内清 (2004)<sup>47</sup>は、1979～2003年までの25年間の中国国有企業改革を、7段階に細かく分けて考察した上で、改革プロセスの特徴を「漸進的改革」と考える。しかし、なぜ「漸進的」なのかに関しては、山内氏は、現在の中国政府が採る国有企業改革政策は、樊綱<sup>48</sup>の部門間所得移転理論に基づくものであり、他の学者の理論は、「中国政府の政策として受け入れられていない」との解釈に止まっている。そのため、山内氏の論文では、より客観的な理由の積

---

<sup>44</sup> 付永良『论国企改革的路径依赖问题』『辽宁经济』8月号(2003)19-20頁。

<sup>45</sup> 経路依存理論(path-dependence)とは、歴史的な経路によって現在下される決定が制約を受け、将来もその影響を受けるぐらいの広い意味で理解している。

<sup>46</sup> 王渝『中国国有企業改革の研究—漸進的改革の意義—』関東学院大学院編『経済学研究科紀要』第26号(2003)57-87頁。

<sup>47</sup> 山内清『樊綱の漸進的改革理論と中国国有企業改革』「鶴岡工業高等専門学校研究紀要」12月号(2004)27-46頁。

<sup>48</sup> 樊綱著、関志雄訳『中国未完の経済改革』岩波書店(2003)20頁。

明は十分に示されていない。

(E) 欧陽恩錢 (2005)<sup>49</sup>は、マルクスの「科学的社会主義」理論や、旧社会主義諸国の公有制理論を「伝統的な公有制理論」と呼び、市場経済と結び付けた公有制理論を「現代公有制理論」と称している。欧陽氏は、長い間中国国有企業改革が悪循環に陥った根本的な原因は、「伝統的な公有制理論」の強い影響によるものであり、それはすなわち、「政治的選好」上の経路依存性の存在である、と主張している。しかし、先行研究(B)と同様、欧陽氏の論文は国有企業改革の「経路」そのものの分析よりも、国有企業改革経路への「影響要因」の解析に重点が置かれている。

(F) 黄華 (2005)<sup>50</sup>は、今日まで行政主導のもとで推進されてきた国有企業改革は、①国有企業の財産権改革、②民間企業と公平に競争できるような環境整備、の2つの側面を巡って展開してきたと見ている。しかしながら、行政主導のため、企業自身は改革の主体にはなっておらず、また「民間企業と公平に競争できるような環境整備」に関しても、国内にのみ視野が向けられ、WTO加盟後のグローバルな競争環境を十分に考慮していない、と指摘する。そこで黄氏は、WTOの加盟を機に、WTOのルールに従って国有企業改革の経路を探るべきである、と主張し、次のように提言している。政府レベルにおいては、政府と国有企業の関係、国有企業に対する政府の管理方式、政府条例の透明性など、WTOのルールに従って改革を推進する。一方、企業レベルにおいては、国有企業行為の市場化、経営メカニズムの市場化、運営方式の市場化の改革を進める。言うまでもなく、黄氏の論文は、今日までの国有企業改革の経路を分析するよりも、これからの国有企業改革のあるべき経路を探索することに重点が置かれている。

以上の先行研究は、目的や分析の手法が様々であり、中国国有企業改革の経路分析に複数の視点を提供してくれた。今日の研究者は、これらの蓄積の上に分析を加えていくことが可能となった。しかしながら、国有企業改革経路上の特徴とその形成要因の究明に主眼を置く本格的な研究は、目下のところまだ行われていないと言えよう。

---

<sup>49</sup> 欧陽恩錢『現代公有制与国企改革的路径选择』『石家庄经济学院学报』Vol.28 No.3, (2005) 289-292頁。

<sup>50</sup> 黄華『探索符合WTO规则的国企改革路径』『南方经济』No.01 (2005) 36-38頁。

## 2 コーポレート・ガバナンスの研究

中国においてコーポレート・ガバナンス<sup>51</sup>への関心が高まった主な理由は、3つあるように思われる。1つ目は、1993年11月、ミクロ的視点に立った社会主義市場経済の建設を目指して、近代企業制度(その重点は国有企業の株式会社化)の確立が提唱され、国有企業を中心とする企業の改革が推進されてきたことである。この近代企業制度を確立し整備するための基盤として、コーポレート・ガバナンスが注目されているのである。2つ目は、上場会社において、会社資産の不正流用、粉飾決算、虚偽情報の開示、相場操縦、インサイダー取引などの不祥事が多発し、証券市場の崩壊を招くおそれが出てきたことである。上場会社の経営を健全にし、証券市場の育成・発展と投資家の保護を図るために、経営の監視、開示のルール作りが強く求められるようになってきたのである。3つ目は、2001年11月、中国の世界貿易機関(WTO)加盟により、中国企業が国内外において外国の多国籍企業と競争するためにも、コーポレート・ガバナンスの改革によって、みずからの国際競争力を強化する必要を迫られていることである。

### 2.1 コーポレート・ガバナンスに対する中国学者の諸観点

企業統治制度に関して、次の論者によると大体4つの代表的な見解に分類されている。<sup>52</sup>

#### 2.1.1 謝徳仁氏の観点(2006)

謝氏の見解は、監査委員会の制度を取り入れ、監事会を取り消す。この考え方は米国の統治スタイルに似ている、あるいは単独で取締役会は企業の外部の会計事務所に依頼し、企業統治を行う。<sup>53</sup>

謝氏は、中国の現在の資本市場における重要な問題は会計情報の深刻な歪みであると考えている、主に上場企業の大株主からは「流窜匪帮戦略」<sup>54</sup>を採用

---

<sup>51</sup> コーポレート・ガバナンス (corporate governance) とは、企業の不正行為の防止と競争力・収益力の向上を総合的にとらえ、長期的な企業価値の増大に向けた企業経営の仕組み。企業統治とも訳される。

<sup>52</sup> 以下は筆者が彼らの本(中国語)による分析して纏めた内容である。

<sup>53</sup> 謝徳仁『上市公司審計委員会制度研究』清華大学出版社、2006年。

<sup>54</sup> 企業の大株主が企業経営情報(会計情報を含め)の操縦する手段を利用して小株主と

する。しかし、たとえ大株主が「流窜匪帮戦略」を取ることができない、統制構成の企業会計事項について、中国の上場企業の現在のガバナンス体制は適切ではない。

### 2.1.2 王立彦氏の観点 (2007)

王氏の見解は、監事会の制度を改善して、監査委員会の制度を取り入れない。以前の“監事会モデル”の基礎の上に監事会の欠陥を克服するため、人員の構造の欠陥、権限の喪失などを改善することによって、監査委員会の監督機能と同様の効果が得られる。

王氏は、「米国のエンロン会社の独立審計委員会制度」と「中国パソコン株式会社有限会社の監事会の操作」の内部統制仕組み失敗の事例を分析した後、中国の監査役会を強化する必要性を指摘した。<sup>55</sup>

### 2.1.3 楊忠蓮氏の観点 (2007)

楊氏の見解は、監査委員会の制度を取り入れ、監事会の制度を改善し、強化して、権限<つまり権力の範囲>を拡大し、取締役会の外部から取締役会に対して監督を行う、2重の内部統制の方法を採択する。<sup>56</sup>2制度を同時に認めるべきだと考え、互いに補充するべきであり、組み合わせることにより、調和、共存することができるとしている。

### 2.1.4 凌江紅氏の観点 (2009)

凌氏の見解は、日本の会社の構造モデルに似ているが、監事会か監査委員会のどちらかを選ぶ、すなわち監査委員会を設けるならば、監事会の制度を保留しない、上場企業の自身の状況によって設置する。<sup>57</sup>

## 2.2 コーポレート・ガバナンスの国際モデル

### 2.2.1 英米モデル

---

債権者の債権と財産を収奪する戦略。

<sup>55</sup> 王立彦『企业内部控制』（情報系統与財務管理系列主编）机械工业出版社-華章経管，2007年。

<sup>56</sup> 楊忠蓮『審計委員会制度与財務舞弊監管』上海財經大学出版社，2007年。

<sup>57</sup> 凌江紅『上市公司審計委員会制度比較研究』對外經濟貿易大学出版社，2009年。

取締役会が業務執行と監視の機能を併せ持っているガバナンス・モデルを1層ボード構造 (singletierboard structure) と呼び、イギリスや米国で典型的にみられる。

アメリカの企業においては、株主総会によって選任された取締役会がガバナンスの役割を担うのに対し、CEO (最高経営責任者) などの執行役員が業務執行を行い、監督と執行が分離されている。取締役会には、通常、それぞれ数名の取締役から成る指名委員会、報酬委員会、監査委員会及び経営委員会などの各種委員会が設置され、計画業務や監査業務はそれらの委員会に委任される。米国型企业統治モデルの特徴は、業務執行にあたる執行役とそれを監視する取締役の分離、取締役会内部に社外取締役が過半数を占める3つの委員会の設置、及びそれに伴う監査役制度の廃止、などである。

イギリスでは、アメリカと同様、取締役会がCEOを選び、業務執行の監視を行うなど、コーポレート・ガバナンスの中心的機能を果たしており、一括してアングロ・サクソン型コーポレート・ガバナンスと呼ばれる。ただし、いくつかの点でアメリカと異なる。イギリスの企業では、現在、取締役会の会長とCEOを別の人物が担うのが一般的になっている。他方、取締役会の構成は社内出身者が過半数を占めている場合が多い。

世界で多くの国家はこのような監査委員会制度をとる1層の理事会モデルに属する。

## 2.2.2 ドイツモデル

これに対して、業務執行機関と監視機関が法的にも組織上も明確に分離しているガバナンス・モデルを2層ボード構造 (two-tierboard structure) と呼び、ドイツに典型的にみられる。

第2種類のタイプは2層理事会モデルである。ドイツの株式会社では、法律により、取締役会が監査役会とその下の執行役会の二層に分化している。監査役会は、経営の最高意思決定機関であり、経営の監督を行うとともに、執行役を任命する。執行役は、監査役会の定めた基本戦略・計画に従い、業務を執行する。両役員を兼任することはできない。ドイツ型は、法律によってステークホルダーモデルが担保されている、共同決定法とか事業所組織法といったもので、従業員の経営参加あるいは従業員の声を聞きながら経営をすることが法律

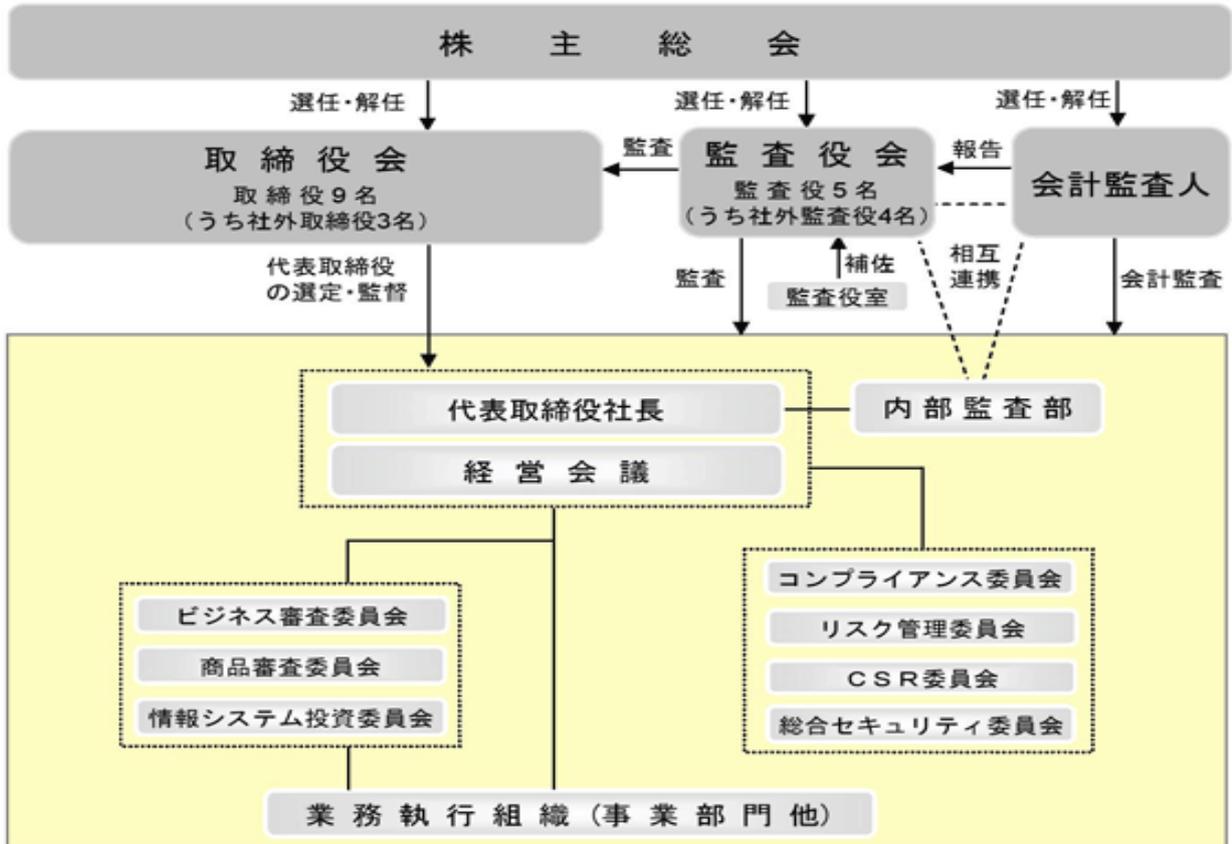
上要求されている。ドイツのコーポレート・ガバナンスにおいて實際上大きな影響力を持っているのが、銀行である。その独特な歴史の背景のため、その他の国家に比べて推進は難しく、そのため、2層理事会の制度は大多数の国家に受け入れられていない。

### 2.2.3 日本モデル

第3種類のタイプは日本の2元1層モデルである。日本では、監査役設置会社と委員会設置会社が並存している。前者では、監査役（会）は取締役の職務遂行を監視・監督する権限を持っている法定機関であるので2層ボード構造と考えられる。後者では、取締役会の中に設置された監査委員会が取締役の職務遂行を監視・監督し、監査役は廃止されているので1層ボード構造と考えられる。日本企業の内部統制モデル（図1）は、前者の監査役設置会社の例である。後者の委員会設置会社は、当初、2002年5月の改正商法（2003年4月施行）により、商法上の大会社ないしみなし大会社のみが導入できる委員会等設置会社が創設され、その後、2006年5月施行の会社法において、会社規模にかかわらず、委員会設置会社に制度が改められた。

図 1：日本企業の内部統治モデル

【コーポレート・ガバナンス及び内部統制の体制模式図】



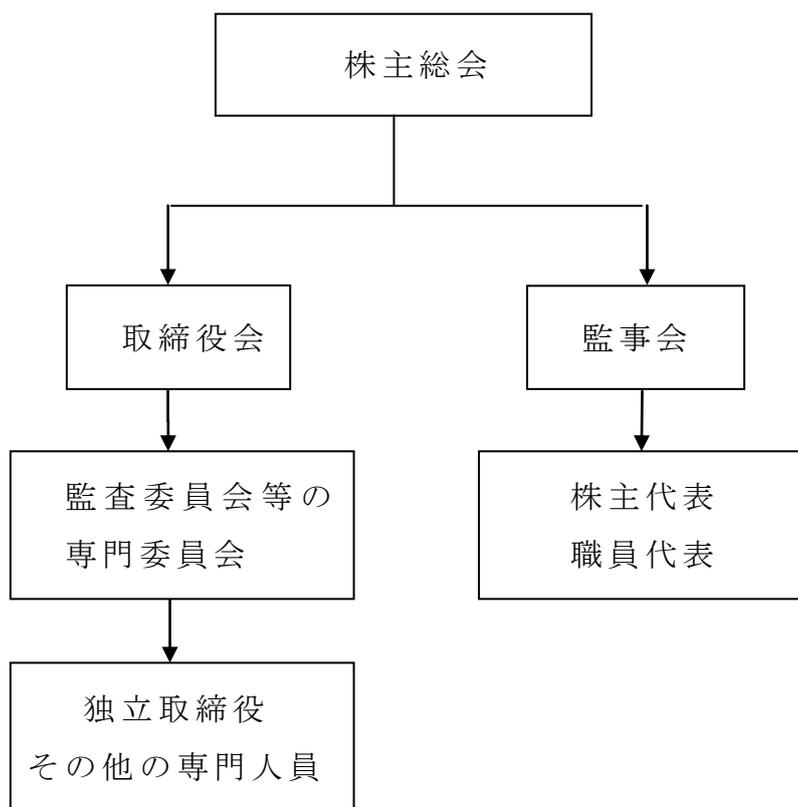
(出所：<http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/governance.html>)

## 2.2.4 中国モデル

中国は董事会（取締役会）と監事会を同時に設置する二元モデルである。これは一元モデルに比べて権限の配分と協調が難しくなる。中国の会社法立法において、大陸法と英米法の2つの法から同時に制度を移植しようとしたことによる。

中国は2重の企業統治制度で、株主総会は監事会と取締役会のメンバーを選挙で選任する、そして図2のように、取締役会の下に監査委員会を置くことが可能である。

図 2：中国企業の内部統治モデル



(出所：筆者作成。)

### 2.3 上場企業のコーポレート・ガバナンスの特徴

上場企業のコーポレート・ガバナンスの特徴には種々のものがあるが、主なものとして、以下の5点があげられる。

第一に、大株主支配による中国企業における企業統治は監査機能が限定的である。

第二に、独立監査委員会制度は、大株主・政府のため独立性が低く役割を果たせていないが、制度は営業業績促進作用もあり、一概に不十分とは言えない。大株主支配を変えるよりは、独立監査委員会制度の権限と責任、独立性を強化すれば企業統治強化につながる。

第三に、会計情報の信頼性向上は、企業統治健全化の最も基本的な前提である。

第四に、企業統治に関わる諸制度の間には補完関係があるため、個別の制度導入にとどまる限り、企業統治健全化には限界がある。

第五に、コーポレート・ガバナンスにおける独立監査委員会の機能を認識し、取締役の独立性を向上させることを中心に制度を設置していくことが重要である。

日本の会社法と比べて、中国の会社法は取締役会に業務執行に対する監督権限を付与していない。その代わりに、取締役会会長は取締役会決議の実施状況を監督する権限がある。しかし、現在の中国会社の実務上、取締役会会長が会社の支配人を兼職するケースが多く、会社法が予定する取締役会会長の支配人などに対する監督は、結局、自己監督の矛盾に直面していることになる。また、中国会社法において、取締役会会長に対する監督および取締役会内部の相互監督については何ら規定されていない。したがって、中国会社法は日本のように取締役会による内部監督を重視するものになっておらず、これは中国会社法の一つの欠陥であるように思われる。

この問題に対して、独立取締役という独立的な監督者の機能の発揮が期待される場所である。したがって、2005年に、中国会社法改正で、上場会社に対して独立取締役を置くことになる。取締役会の監督機能を重視するのが、世界の大勢であり、そうした観点から中国会社法の上記の規定を期待すべき価値があるものと考えられる。換言すれば、中国会社法は、会社に独立取締役の選任が義務付けられる場合、取締役会の内部監督や取締役会会長に対する監督を欠いた状態で、ある程度の改善する効果があるということができる。しかし、現行の中国会社法は、独立取締役制度について簡単に規定しているに過ぎず、また、独立取締役の選任を義務付けるかどうかについて明確的に規定していない。以上述べたとおり、今後中国の会社法においては、日本の「会社法制の見直しに関する要綱」の提案を参考にして、すべての大会社に対して一人以上の独立取締役の選任を義務付けるべきである。他方、独立取締役の権限を行使するための方式、方法、手続き及び保証措置が詳しく設けられなければならない。

### 第3章 不正会計と日米監査制度及び監査基準の変遷

本章の目的は、日本とアメリカの監査制度における発展の跡を遡りつつ、監査における不正の対応策を検討することになる。具体的な内容は以下の通りである。まず、会計・監査先進国と解されるアメリカにおける、不正問題に対する監査上の対応の変遷について概観する。次に、日本の監査基準の改訂及び関連法律の改正について検討・吟味することで、不正のあるべき対応策を検討する。

この章ではアメリカと日本の監査基準の変遷等を通じて、注册会计师による財務諸表監査の目的における不正発見の位置付けを検討する。財務諸表監査の初期における監査の目的は、企業会計基準等の諸規範に対する合規性の監査にあることを強調し、不正会計の発見はすべて内部統制に委ねる態度を表明していた。ここに期待のギャップ生成の基礎がある。それが顕著になった1970年代後半から、アメリカ及び日本でも、不正に対処するための監査基準の改訂が数次にわたって行われている。これらの改訂の主旨は、経営者の不正をいかに防止するかにある。日本でも、監査基準上で不正発見に関する監査人の合理的な保証の提供を明らかにするほか、財務諸表に係る内部統制の評価及び監査の基準案が公表されている。

日本はアジアにおける先進の国であり、日本における監査制度の変革にみられる不正発見・防止に関する対応策は、欧米とは異なる文化を共有する他のアジア諸国にとって格好の手本になると思われる。なお、これらの不正発見・防止策を含む新監査制度の社会的役割については、中国として参考にする必要があると考える。

#### 1 アメリカにおける不正に対する監査基準の整備

監査論では、不正は従業員不正と経営者不正とに分類し、従業員不正と経営者不正への対応をいかに行うかを重要な論点とし、経営者不正をいかに予防するかに力点が置かれている<sup>58</sup>。アメリカでは1970年代後半から、経営者不正（management fraud）問題がとりあげられ、その不正を発見する監査人責任が

---

<sup>58</sup> 友杉芳正「新版 スタンダード監査論」中央経済社（2004年）4頁。

問われるようになったことは周知のとおりであるが、古くは1920年代中頃から、不正問題に関する法律や規則で対応がなされている<sup>59</sup>。

## 1.1 不正会計事件と証券立法

不正会計の原因は時代によって変化するものであり、アメリカにおける証券法立法以前にみられる不正会計の原因は、現在とは大きく異なっていた。1920年代のニューヨーク証券取引所（New York Stock Exchange：NYSE）は、企業に対し、上場時に合意書（listing agreement）中で年一回以上の定期的な財務諸表の開示を行うことを要求したが、実際には上場しても財務諸表の定期的な報告はなされなかった。企業には財務諸表報告を行わないという選択肢が存在しており、また、独立の監査人による監査は要求されなかった。この時代、企業の財務諸表に対する実質的な規制はほとんど存在せず、会計プロフェッションに適用される強力な規範も存在しなかった。したがって、公開企業は投資者に対して真実な情報が開示されない内に企業が倒産し、投資者が損失を被るという例が生じた。その代表の例はクロイゲル&トル（Kreuger&Toll）事件である。クロイゲル&トル会社は、極端な秘密主義を貫き、公表される財務諸表は帳簿を参照することなく作成され、その後には財務諸表に合致する帳簿が作成されていた。また、財務諸表に対して監査がもとめられなかった。その後、Kreugerの自殺を契機として、大規模な粉飾が明らかになり、社会に大きな衝撃を与え、多くの人々に適切な情報開示の必要性を認識させた。

次に、1933年に証券法（Securities Act of 1933）が制定されたが、これは証券の流通を保証するための法律と呼ばれた。同法の下では、独立会計士による、財務諸表を監査することが要求され、会計士の重要性を大幅に拡大するものであり、証券法は会計士の第三者責任を大幅に増大させるものであった。財務諸表に重要な事実について虚偽があれば、投資者は会計士を訴えることが可能であると規定されていた。

さらに、1934年証券取引法（Securities Act of 1934）の制定が続いている。同法は1933年証券法と同様、上場会社に対する監査済の年次財務諸表の提出を

---

<sup>59</sup> この部分は千代田邦夫「アメリカ監査論」第八章の内容を参考にした。現代監査において、経営者の不正行為の摘発に関する監査人の責任が監査基準の中でどのように位置付けられてきたかを見ると、その歴史は、アメリカで公表された監査規則によって、1930年代初めにその不正や誤謬の摘発として現れた。

求めた。なお、監査責任が発生するのは、財務諸表が虚偽表示されているという事実に加え、証券の購入者がこの情報を信じたために損失が生じたということをも証明される場合に限定された。会計士が責任を有するのは、通常の過失を要件とする 1933 年証券法と異なり、監査に重過失または故意が存在した場合のみであった。<sup>60</sup>

## 1.2 1970 年代後期の不正問題に対する監査人の責任

1973 年のウォーターゲート事件をきっかけに、アメリカの企業約 600 社が国内と国外で違法な政治献金や賄賂、リベートなどの不正支払を行っていたことが大きな社会問題となった。大手企業の粉飾決算とともに、監査人に対する批判が一段と高まっていた。1977 年 3 月にコーエン委員会は中間報告書を公表し、その中で初めて「不正の発見に対する監査人の責任の明確化」概念を導入し、監査人は職業専門家としてそのような行為の可能性を監査計画及び監査実施に際して検討しなければならないことを勧告した<sup>61</sup>。このコーエン委員会の作業と並行して不正の発見を検討していた監査基準執行委員会は、1977 年 1 月に SAS<sup>62</sup>第 16 号「誤謬と異常事項の発見に対する独立監査人の責任」を公表した。ここには「誤謬」と「不正」を具体的に例示するとともに、公認会計士監査の目的は「…適正性についての意見の表明である」という従来の考え方を再確認しつつ、その目的を達成するに当たって、監査人は不正を追及するために職業専門家として正当な注意をもって監査を計画し実施する責任を負うことを指摘した。同年に公表された SAS 第 17 号「被監査会社の違法行為」は、コーエン委員会の勧告を全面的に受け入れて、企業の違法行為と監査意見の関係について、違法行為の重要性によって、四つの監査となることも指摘した。しかし、これ

---

<sup>60</sup> 千代田邦夫『アメリカ監査論（第 2 版）』中央経済社、（1998）260 頁。

<sup>61</sup> The Commission Auditors Responsibilities, Report of Tentative Conclusion (1977) 本報告書では、次の 11 項目に及ぶ監査にかかわる重要な課題について検討された結果と勧告が提示されている。①社会における監査人の役割、②財務諸表に対する意見の形成、③財務諸表の重要な未確定事項の関する監査報告、④不正の発見に対する監査人の責任の明確化、⑤企業の会計責任と法、⑥監査人の役割の境界とその拡大、⑦監査人から監査業務利用者への伝達、⑧監査人の教育、訓練及び能力開発、⑨監査人の独立性の維持、⑩監査基準の設定過程、⑪監査業務の質を維持するための職業会計人に対する規制システム。

<sup>62</sup> SAS は Statement on Auditing Standards の略で、米国公認会計士協会（AICPA）が定めた監査基準書のこと。

らの基準書の内容は、従来からの考えかたを明確にしたに過ぎず、監査人の責任の拡張にはなっていないとの批判がみられ、必ずしも、「期待のギャップ」を解消しうるものではなかった<sup>63</sup>。

### 1.3 公認会計士による不正の検討

1993年にAICPAの「公共監視委員会」(POB:The Public Oversight Board)は「公共の利益」報告書を発表し、不正の問題に対する監査人の対応について、次の二つの勧告を行っている<sup>64</sup>。

- ① 会計事務所は、監査人が、誤謬と異常事項の発見と報告に対する監査人の責任に関する指針を提供する監査基準によって要求されている職業専門家としての懐疑心をより一層強固に保持するとともに、それを行行使することの必要性に対してより敏感となることを保証すべきである。
- ② ASB (Auditing Standards Board), SEC 監査業務部会の常務委員会もしくは他の該当する機関は、財務諸表に影響を及ぼすおそれのある経営者不正が生じている可能性を監査人が評価する際に助けとなり、また、経営者不正の蓋然性が高い場合に追加的な監査手続を明記するための指針を開発すべきである。

以上の勧告を受けて、AICPAは1996年、SAS第53号を改訂して、1997年SAS第82号「財務諸表監査における不正の検討」を公表した。なお、SAS82号は改訂されており、従来の考え方をさらに進展させ、不正な財務報告に係するリスク要因を分類している。そのリスク要因でも、とりわけ、経営者が不正な財務報告をする動機にかかわり、誠実性及び経営姿勢に影響を与える個人的特質に関連するものがある<sup>65</sup>。そこでは、監査人が、財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうか、また、かかる虚偽表示が誤謬もしくは不正によるものかどうかに関する合理的な保証を得るために、監査を計画し実施する責任があると規定した。

---

<sup>63</sup> 山浦久司「監査の新世紀」税務経理協会(2001)95-98頁。

<sup>64</sup> 山浦久司「英国株式会社会計制度論」白桃書房(1993)43頁、  
山浦久司・児嶋隆「監査 米国POB〈現状分析と公益性向上のための勧告〉」白桃書房(2001)110頁。

<sup>65</sup> POB「The Panel on Audit Effectiveness:Report and Recommendations」August 31, 2000. 山浦監訳(2001)110頁。

## 1.4 エンロン事件後の改革

前述の SAS 第 82 号の公表後も、監査人によって発見できなかった不正の数は減少していない。その主な原因としては、90%以上の不正は企業上級経営陣によって行われているので、監査人の発見ができなかったことにある<sup>66</sup>。2001 年末における大手会社エンロンの不正事件を契機として、会計プロフェッションの規制強化が図られたことから、ASB は不正に対する監査人の対応に向けて、さらなる改革を行うことが求められた。その結果、2002 年 10 月には、SAS 第 82 号に代わる SAS 第 99 号「公認会計士監査における不正の検討」が公表された。その SAS 第 99 号は、不正に対する概念上の理解に変更を加えていないが、不正のリスク要因の詳細な検討を必要とし、かかるリスクを減少するための対応監査手続を規定するなど、不正トライアングルの考え方を導入している<sup>67</sup>。そして、この基準書の公表に際して、AICPA は「経営者の不正防止のプログラムと統制活動」の報告書も公表し、ここでは、不正の防止・発見が単に監査人だけの問題ではなく、監視機能を有する監査委員会、経営者、内部監査人、独立監査人及び公認不正検査士<sup>68</sup>などがそれぞれに役割を担うべきことが強調されている。

さらに、資本市場の信頼性を早く回復するために、アメリカの「企業改革法」が公表され、内部統制報告制度は、同法 404 条において法定されることとなった。2004 年には、公開会社会計監視委員会 (PCAOB) が監査基準 2 号「財務諸表の監査とともに実施される内部統制の監査」を公表する等し、内部統制報告制度の整備がされている。

## 1.5 アメリカの監査基準の変遷

前述の通り、アメリカにおける公認会計士監査は、長い年月を経ながらも、着実に不正の発見を重視する方向に向かってきていることが分かる。1970 年代中期以降、SAS 第 16 号では監査人は、監査における誤謬・不正の発見職能に固

---

<sup>66</sup> 八田進二「監査論を学ぶ」同文館（2004）68 頁。

<sup>67</sup> 不正トライアングル (The Fraud Triangle) は、企業の不正は機会、態度及びインセンティブの三つの要素から構成されるとする。すなわちこの三つの要素が全て揃った状況では、不正が発生するリスクが高くなるというモデルである。

<sup>68</sup> 公認不正検査士 CEF (Certified Fraud Examiner) とは、従来からの監査人とは別に、不正発見を職務上の目的とする新たな専門家である。1988 年に公認不正検査士という有資格職が誕生し、同年公認不正検査士協会 (The Association of Certified Fraud Examiners) も設立された。

有の限界が存在することを前提に，その限界の範囲内で重要な誤謬・不正の発見のための計画を立て，正当な技能と注意を払い，重要な誤謬・不正の存在が見込める場合には，監査手続を拡張するものとしていた。しかしながら，誤謬・不正の発見のための新たな具体的指針を示したわけではなかった。これに対して，SAS 第 53 号は，誤謬・不正の発見を「合理的に保証する」よう意図された監査計画を立てるべきこと，そのためにはリスク評価を行うべきこと，そして，具体的な技術（例えば分析手続）や誤謬・不正を発見した場合の対応も示した上で，職業的懐疑心をもって監査に臨むべきことを指示している。しかし，SAS 第 53 号でさえ，実務指針としては不十分であると批判された。その結果，SAS 第 82 号が公表されている。同基準書では，監査の検出の目標を不正に限定し，不正の兆候の手引きを監査計画時のリスク評価にかかわらせて詳細に示し，かつ発見した際の行動指針を監査業務全体でのフィードバック機構をも含めて整理し，これらのすべてに職業的懐疑心を求めることで，リスクモデル監査が強調されている。しかし，2001 年末のエンロン社の不正事件は，監査人側のリスクモデル・アプローチが十分な浸透をしていないことを示唆している。これを受けて，SAS 第 82 号に代わる SAS 第 99 号が公表されている。SAS 第 99 号では，監査人が①不正に起因する重要な虚偽表示のリスクを識別するのに必要な情報を収集し，②企業における不正防止の内部統制活動についての評価を斟酌したのち，これらのリスクを評価し，③それらの評価結果に対応するための不正のリスク評価プログラムを規定することで，より詳細な不正発見に向ける手法を提示している<sup>69</sup>。なかでも，不正の存在の兆候を警告する不正のリスク要因については，詳細な事例を列挙するとともに，監査人に対しては，監査計画の立案や，監査証拠の評価に際しては，特に，批判的ないし懐疑的な態度と真偽を疑う気持ちを保持しなければならないことを要請している。この SAS 第 99 号では，不正の概念に変更は見られないが，監査人が監査を行う過程で係るリスクを軽減するための対応を規定している。なお，不正を防止し，発見する第一次の責任は，経営者にあるとの認識は変わっていない。とりわけ，監査が不正な財務報告への厳格な対応を求められているおり，不正の発見，すなわち人間の認知能力の限界は今後の課題であると思われる。さらに，2004 年に公開会社会計監視委員会（PCAOB）は，経営者の不正な財務報告を防ぐべく，しかるべき努

---

<sup>69</sup> 八田進二「監査論を学ぶ」同文館（2004）69 頁。

力として、企業の内部統制の構築及び報告制度に関する監査基準も公表している。表3は、以上のアメリカにおける監査基準の変遷を示したものである。

**表3 不正発見に関するアメリカ監査基準改訂の経緯**

期間	監査基準の改訂内容
1974年	監査人責任委員会：コーエン委員会を設置。
1977年	コーエン委員会中間報告書を公表。SAS第16号「誤謬と不正の摘発に対する監査人の責任」SAS第17号「被監査会社の違法行為」
1978年	コーエン委員会「報告・結論及び勧告」（コーエン委員会報告書という）を公表。
1985年	不正な財務報告全米委員会：トレッドウェイ委員会を設置。
1987年	トレッドウェイ委員会「不正な財務報告—結論と勧告—」を公表。
1988年	SAS第53号「誤謬と不正の摘発に対する監査人の責任」 SAS第54号「被監査会社の違法行為」
1993年	POB「公共の利益」報告書を公表。
1997年	SAS第82号「財務諸表における不正についての検討」（ASB）
1998年	レビットSEC委員長による講演「ザ・ナンバーズ・ゲーム」（SEC）
1998年	SAS第82号の有効性に関する研究計画の募集（ASB）
1999年	SAS第82号の研究開始（ASB不正基準運営委員会）
2000年	オマリー・パネル報告書（POB）
2001年	「エンロン事件」後の不正会計防止対策の強化。
2002年	SAS第82号の改訂に関する公開草案（ASB）
2002年	SAS第99号「公認会計士監査における不正についての検討」（ASB）
2002年	米国企業改革法（サーベンス・オクスレー法）の制定。
2004年	監査基準2号「内部統制監査と公認会計士監査の統合」（PCAOB）
2007年	GAO <sup>70</sup> 政府監査基準の第5次改訂。SOX法第404条による財務報告に係る経営者評価ガイドラインを策定。
2008年	PCAOBは、財務報告に係る内部統制の経営者による有効性に対する監査人の意見表明の基準となるPCAOB監査基準AS2の改正基準であるAS5を決定。

<sup>70</sup> General Accounting Office（米国の）会計検査院

(出所：日本監査研究会課題別研究部会「不正・違法行為と監査」(2004)4-6頁を参照して筆者が加筆した。)

## 2 日本における不正に対する監査基準の整備

### 2.1 公認会計士監査の制度化

日本では、1948年(昭和23年)4月に証券取引法が制定され、同年7月に公認会計士法も制定されるとともに、翌年7月には企業会計原則が公表された。1950年(昭和25年)7月には、監査基準及び監査実施準則が公表されている。これを受けて1951年(昭和26年)からは制度監査が開始される運びとなり、その後、5年間に渡る準備階段を経て、1957年(昭和32年)から「正規の財務諸表監査」が実施され、アメリカ型の公認会計士監査システムが導入された<sup>71</sup>。

### 2.2 粉飾事件への対応

その後、昭和30年代末は、山陽特殊製鋼等をはじめとする大規模上場企業の経営破綻が多発した。この経営破綻において粉飾決算が次々に明らかとなったため、それを機に、監査基準の大幅な見直しが行われた。1965年(昭和40年)9月に「監査基準実施準則」、翌年4月には「監査基準」及び「監査報告準則」が改訂され、粉飾決算に対応すべく監査手続の拡充などが図られた。具体的には、実地棚卸の「立会」、売上金の「確認」及び実質的支配従属会社への「往査」が義務付けられることとなった<sup>72</sup>。1974年(昭和49年)の商法改正で、大会社に会計監査人監査制度が導入された。この時監査人の業務は会社の計算書類等の適法性にのみ限られており、監査に際して不正または重大な違法事実を発見したときは、商法特例法第8条により監査役に報告する義務はあるが、これによって不正または違法行為の発見を義務付けられたものではなかった<sup>73</sup>。次いで1974年ロッキード事件が発生し、1979年(昭和54年)に再び航空機疑惑が明るみに出るに及んで、日本公認会計士協会としても、何らかの対応策を提出せざるを得ない状況となり、同会会長は要望書という形で、協会の会員にむけて不正に対する監査の充実・強化を要請した。この「要望書」は、公認会計

<sup>71</sup> 山浦久司・児嶋隆「監査 米国 POB〈現状分析と公益性向上のための勧告〉」白桃書房(2001)80-82頁。

<sup>72</sup> 八田進二「監査論を学ぶ」同文館(2004)29頁。

<sup>73</sup> 栢田圭兒「財務公開制度論」千倉書房(1991)102頁。

士などの監査においても、不正支出などの発見・防止は、公認会計士の義務であるとの明確な認識のもとで、現行の監査手続の中で、これをより有効・適切に実施することを通じて、その発見に努めるとともに、防止・抑制の実を挙げることを求めたものである<sup>74</sup>。

### 2.3 相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実・強化

1987年（昭和62年）初期には、再び企業の役職者による財産上の不正事件が多数発生し、マスコミを賑わした。この事態に対応するため、日本公認会計士協会は、1987年2月16日付で、監査第一委員会に対して、「企業、特に役職者の不正行為等に対する監査上有効な対策について」の検討を諮問し、同委員会では、財産上の不正行為を類型化し、それぞれにつきその手段・方法を想定した結果、不正の目的を達成するためには、役職者は部下と共謀するか、または外部書類や証憑を改竄するのが一般的であることを指摘した。なお、これらの検討結果は、「監査第一委員会報告」第50号として、1988年（昭和63年）10月4日、日本公認会計士協会から公表された。同報告の最大の特徴は、不正などが内部統制の枠外で行われることが多く、そのために、不正の発見・防止は、外部証拠を求める以外に有効な手段がないことが認識され、不正などの発生する危険性の高い項目には、確認<sup>75</sup>という手続の実施を強制した点である。これを直接の契機として、1989年（平成元年）5月11日に企業会計審議会は、第三部会を開催し「監査実施準則の改訂について」を公表した。この「監査実施準則」の改訂は、財務諸表に重要な影響を及ぼす不正行為等の発生の可能性に対処するため、相対的に危険性の高い財務諸表に係る監査手続を充実強化すること<sup>76</sup>を目的とするものであった。具体的な改訂内容は、前述の「監査第一委員会報告」50号で指摘された不正行為が行われる危険性の高い7項目に、売掛金を加えた8項目について、確認の手続を実施すべきことを規定している<sup>77</sup>。

<sup>74</sup> 細田末吉「不正と決算の監査役監査」同文館（1993）13-14頁。

<sup>75</sup> 確認とは、一般に監査人が外部の取引先へ照会して一定の事実または計算の正否を確認せしめ、文書による回答を直接に入手する技術と定義される。なお、監査第一委員会報告第50号では、確認は監査人が債務者などに直接発信し、その回答も直接入手する方法によることに留意すべきものとしている。

<sup>76</sup> 1989年5月公表の「監査実施準則の改定について」前文。

<sup>77</sup> 確認する項目は以下である。①預金②手形債権③貸付金④有価証券⑤棚卸資産⑥借入金⑦偶発債務⑧売掛金。

## 2.4 1990年（平成2年）監査基準の改訂

日本では、アメリカの1987年～1991年における監査基準の大改訂の流れに歩調を合わせる形で、1990年（平成2年）12月26日に監査基準、監査実施準則、監査報告準則を改訂していた。これは実に、25年ぶりの全面的見直しであり、企業規模の拡大、経営活動の複雑化・多様化・国際化に対応し、監査領域の拡大を踏まえ、監査機能の充実強化を図る観点から実施されたものである。特に、監査実施準則の改訂では、不正問題の監査に関連して、監査人は重要な虚偽記載を見落してはならない旨が明記される等、不正問題を含めた財務諸表の虚偽記載の発見も含めて、監査基準にリスク・アプローチが取り入れられた<sup>78</sup>。さらに、内部統制及び経営環境・監査上の危険性・効率性などについて、監査計画の適時修正が十分に考慮されなければならないことも盛り込まれ、経営者からの確認書の入手も必要な監査手続として確認された。これは、会社と監査人との協力関係を文書で確認するという性格のものとして位置付けられている<sup>79</sup>。また、監査基準や監査実施準則・監査報告準則の改訂に対応して、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書第10号「不正及び誤謬」や第11号「違法行為」が逐次公表されてきた。

## 2.5 2002年（平成14年）監査基準の改訂

1991年に改訂された監査基準は、2002年（平成14年）1月において、10年ぶりの全面的な改訂がなされている。この背景には、バブル崩壊以降企業破綻が相次いだことによって、会計監査の有効性に対する厳しい批判が内外から寄せられたことがある。主な改訂点は、次の通りである。

### 第一に、不正発見に対する監査目的の新設

「第一 監査の目的」では、まず、経営者の作成した財務諸表に対して監査人が意見を表明すること、すなわち財務諸表の作成に対する経営者の責任と、当該財務諸表の適正表示に関する意見表明に対する監査人の責任の区分である二重責任の原則を明確にしている。つまり、公認会計士による財務諸表監査は、財務諸表の利用者の適切な判断に資することを目的として、公表された財務諸

<sup>78</sup> 山浦久司「監査」白桃書房（2001）133頁。

<sup>79</sup> 細田末吉「不正と決算の監査役監査」同文館（1993）20-21頁。

表の信頼性に対する監査人の合理的な保証（重要な虚偽表示が含まれていないという合理的な確信を得ているということ）を提供するものであることを明らかにしている<sup>80</sup>。

## 第二に、不正発見に対する一般基準の新設

「職業的懐疑心」と「財務諸表の重要な虚偽表示の原因となる不正を発見する姿勢の強化」に関する規定を一般基準に新設した。

## 第三に、不正発見に対する実施基準の補足

不正発見に対する実施基準においても、一般基準の内容を補足するために「監査人は、職業専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。」とした。

これらの一連の基準は、重要な虚偽の表示の発見に対する監査人としての合理的な範囲での責任の受容という「監査基準」の基本的な姿勢を象徴的に表しているといえる。そして、2002年には、監査基準の改訂に対応して、日本公認会計士協会監査委員会報告書第10号「不正及び誤謬」、第11号「違法行為」も改正されている。

## 2.6 財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準の改訂

2004年10月以後に発覚した一連の有価証券報告書における不実開示問題は、上場会社及び証券市場に対する社会の信頼を著しく損なうこととなった。さらに会計と監査を中心とするディスクロージャー制度全体に対する信頼も大きく損なわれることとなった。この事態に対して、東京証券取引所は、2004年10月29日に、上場会社代表者への「投資者に対する会社情報の適切な開示に関するお願い」を公表して「情報開示に係る社内管理体制等」の検証と対応を求め、その後2005年1月28日に開催された企業会計審議会において、新たな内部統制部会が設置され、経営者の不正を防止するための財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準について策定を行うこととなった。同部会は2月から11回にわたって審議

<sup>80</sup> 八田進二「監査論を学ぶ」同文館（2004）35頁。

を行い、2005年7月には、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」を公表し、同年12月には基準案を公表した。

この基準案は「前文」に該当する部分と、基準本文に該当する部分の2つから構成されている。先ず「前文」では、本草案公表に係る審議の背景及び基準文を理解するための要点、並びに内部統制報告が制度化される場合の考慮事項等についての説明がある。一方、基準本文では、①内部統制の基本的枠組み、②財務報告に係る内部統制の評価及び報告、③財務報告に係る内部統制の監査の3つのパートから構成されている。日本版の内部統制の概念は、4つの目的と6つの基本的要素を提示する。その特徴は、COSOの枠組みを踏まえつつも、IT環境の飛躍的進展や日本の会社法制との整合性等も勘案する。本基準案の目的は、財務報告の信頼性を高めるために、有効な内部統制の整備及び運用を図ることにあることから、財務報告に係る内部統制の評価と監査の方法及び手続を規定している。表4は、以上の日本における監査基準変遷を示したものである。

**表4 日本における不正発見に関する監査基準の改訂**

年月	監査基準の改訂内容
1965年9月	監査実施準則の改定、実地棚卸の「立会」、売掛金の「確認」及び支配従属会社への「往査」が義務付けられた。
1966年4月	監査基準と監査報告の改定、不正（粉飾決算）に対する財務諸表項目の監査手続を拡張。
1989年5月	監査実施準則の改定、相対的に危険性の高い財務諸表項目に係る監査手続の充実強化。
1991年5月	監査基準と報告基準の改定、リスク・アプローチの導入。
1991年12月	監査実施準則の改定、監査計画に関して重要な虚偽記載の発見と効率的な監査の実施の考慮の規定を新設、組織的監査の規定を新設、経営者確認書の規定を新設。
2002年1月	監査基準の大改定、リスク・アプローチの徹底が図り、重要な不正の発見をするための監査の目的を新設。
2005年6月	会社法の成立。監査基準の改訂、中間監査基準の改訂、監査に関する品質管理基準の制定。

2005年7月	財務諸表の信頼性を高めるために、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の案を公表。
2006年6月	金融商品取引法改正，公認会計士法改正。監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化。監査法人の独立性と地位の強化。監査法人等に対する監督・責任。
2007年6月	四半期レビュー制度の導入に対応すべく基準を新設。
2009年4月	継続企業的前提に関する監査の実施手続及び意見表明の改訂。
2010年3月	国際監査基準との調和化に伴う報告基準等の改訂。
2013年3月	金融庁企業会計審議会より、「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」を公表。
2013年6月	日本公認会計士協会より、「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に対応するための監査基準委員会報告書の改正について」を公表。
2013年11月	企業会計審議会監査部会より，特別目的の財務諸表に対する監査意見の表明を可能にするための「監査基準の改訂について（公開草案）」を公表。
2014年2月	企業会計審議会から，「監査基準の改訂に関する意見書」を公表。

（出所：日本の監査基準改訂の内容を参照して筆者が加筆した。）

### 3 日本における不正に関する法律の改正

2004年10月以降，一連の有価証券報告書に係る不適正な記載事例が判明した。これらの問題は，資本市場における開示情報の信頼性，さらに会計及び監査を中心とするディスクロージャー制度全体に対する信頼を大きく損ねるに至った。この事態に対応するため，金融庁では，2004年11月に「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」を公表し，全開示企業（4,543社）に対して，「株主状況等についての開示内容を自主的に点検し，必要があればすみやかに訂正報告書等の提出を行う」ことを求めた。それらの結果を踏まえ，同年12月の金融審議会第一部会報告「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向

けて」<sup>81</sup>（以下、「平成 16 年第一部会報告」という）が公表され、開示制度整備を目的として、以下の項目に係る対応を図ることが表明されている<sup>82</sup>。

- ① 有価証券報告書等の記載上の注意の明確化
- ② コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実
- ③ 親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示の充実
- ④ 電子公告制度の導入

以上の所要の整備を行うため、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（2005 年 3 月 31 日内閣府令第 34 号）が公表され、2005 年（平成 17 年）4 月 1 日から施行されている。

### 3.1 2006 年（平成 18 年）の商法改正

2002 年日本の法務省の法制審議会は会社の組織機構に関する商法の改正案を出し、2003 年 4 月より施行された。この商法改正によって、大会社に対して社外取締役一人以上を置くことを義務付ける一方、監査役は廃止することができるようになった。ただし、監査役を廃止する場合には、取締役会は社外取締役を含めた報酬委員会、指名委員会、監査委員会を設け、また執行役員制を導入することが条件となる。いわゆる委員会等設置会社制度であり、取締役会の監督責任と経營業務の執行とを分離するために設けられたものである。監査委員会は、取締役と執行役の職務の執行の監査ならびに株主総会に提出する会計監査人の選任及び再任しないことに関する議案の決定を行う。監査委員会を含めて各委員会は取締役 3 人以上で組織され、過半数は社外取締役であり、執行役と兼ねることができない。なお、監査委員は、当該会社のみならず、子会社の執行役、支配人その他使用人、さらに子会社の業務を執行する取締役を兼ねることはできない。監査委員会は、取締役会に出席し意見陳述を行い、取締役または執行役が会社の目的の範囲以外にある行為、その他法令または定款に違反する行為を為し、またはそのおそれがある場合は取締役会に報告する。計算書類の監査については、執行役が毎決算期に計算書類を作成し、監査委員会の監査を受けることが必要である。

以上の改正は、取締役会からの監査委員会の独立性を強調し、株主財産の受

---

<sup>81</sup> 芳賀祐司『企業内容等の開示制度等に関する証券取引法施行令及び内閣府令の改正について』JICPA ジャーナル(2005)103-108 頁。

<sup>82</sup> 芳賀祐司 同上 11-15 頁。

託責任者としての経営者の受託行為を直接に監視する点から見れば、経営者レベルの不正などの発見機能（したがって予防機能を果たす）は株主によるガバナンスに直接的に貢献するものである。

さらに、新会社法は2006年5月1日より施行されることとなった。従来は、「会社法」という法律そのものは存在しておらず、商法に規定されていた会社（株式会社・合名会社・合資会社）関連の規程、及び、有限会社法に規定されていた有限会社の規程を総称して「会社法」と言われていた。

今回、これらの関連法規が統合のうえ大改正が加えられ、「新会社法」が制定されることとなった。新会社法の特徴的な点としては、様々な点があるが、特筆すべきは、下記の点である。

- ① 有限会社がなくなり、全て株式会社に統合された。
- ② 合同会社という新しい会社形態が規定された。
- ③ 株式会社の機関設計の自由度が拡大した。
- ④ 株式会社の最低資本金制度が撤廃された。

### 3.2 2011年（平成23年）の公認会計士法改正

前述のように、日本の公認会計士法は1948年に公認会計士制度を創設するために制定され、1966年に改正があったものの、2001年のエンロン社の事件を発端とする世界的な監査制度改革の動きに対応するため、2003年6月に大改正が行われている。その改正法案の要綱では「証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立するなどの観点から、公認会計士監査の充実及び強化を図るため、監査証明業務と非監査証明業務の同時提供及び公認会計士の継続的監査の制限等、公認会計士及び監査法人の独立の強化、公認会計士及び監査法人に対する調査権の拡充並びに公認会計士審査会による監視制度の導入等監視監督機能の充実及び強化、試験体系の簡素化、試験の一部免除の拡充等公認会計士試験制度の見直し等、所要の措置を講じることとする」と述べられている。

改正後公認会計士法は、公認会計士などが監査法人として法定監査業務に就く際の「法定監査人資格法」という位置付けが主であり、このような基本的な性格付けは従来と変わっていない。エンロン社等の一連の監査不祥事、すなわち競争優位に有る大手監査法人さえも不正に加担する事実は、プロフェッショ

ナルの自己規制だけでは不十分であり、外部監視機構によるチェック機能が求められた。2003年の公認会計士法改正は、公認会計士協会による品質レビューの法制度に加えて、公認会計士・監査審査会による品質管理レビューのモニタリング制度が導入されている。公認会計士に対する監視規制を強化することは、財務諸表の監査信頼性の向上に繋がることになる。

さらに2011年4月27日の参議院本会議で、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が修正議決された。同法律案は、2011年4月21日の参議院財政金融委員会で審議され、法律案に盛り込まれていた公認会計士制度の見直しに関する規定すべてを削除する旨の修正議決がなされていた。

法律案が参議院本会議で修正議決されたことから、今回提案されていた公認会計士試験・資格制度の見直しに係るすべての事項（科目合格等の有効期間の見直し、公認会計士の資格要件の見直し、会計の専門家の活用等の促進・その状況の開示）は行われなかった。しかし、国会審議での政府答弁により、2011年度の試験合格者は1,500人から2,000人程度として制度が運用されることとなった。その後法律案は、2011年5月10日に衆議院に付託され、5月17日衆議院本会議で賛成多数により参議院における修正を含む法律案が可決された。（最終改正：2011年6月24日）

改正案に含まれていたが修正議決で削除された主な内容は次のとおりである。

- ① 公認会計士試験の科目合格等の有効期間の見直し（科目合格等の有効期間を短答式試験の合格から1年に短縮する。一定の実務に従事している者に対する科目合格等の有効期間を延長する。）
- ② 公認会計士の資格要件の見直し（大学等における一定の単位数以上の科目履修を追加する。必要な実務経験の期間を2年以上から3年以上に変更する。）
- ③ 会計の専門家の活用等の促進（上場企業等に対して、公認会計士・企業財務会計士その他の会計の専門家の活用等の促進及びその状況の開示に関する規定を設ける。）

### 3.3 2011年（平成23年）の金融商品取引法施行令改正

平成 23 年 5 月 25 日、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という)が公布された。同法は、金融商品取引法及びその他の法令を改正するもので、ライツ・オフアリング<sup>83</sup>に係る開示制度などの整備や無登録業者による未公開株式などの取引などの対応といった特に報じられている内容のほかにも、金融実務上重要な改正を含むものである。

改正法の施行日については、原則、公布後 1 年以内の政令で定める日から施行することとされている。但し、無登録業者による未公開株式の取引に関する対応のうち無登録業者に対する罰則の引上げについては、それらの行為が社会問題化していることもあって、既に平成 23 年 6 月 14 日から施行されており、また、その他の無登録業者による未公開株式に関する対応と、資産流動化スキームに係る規制の弾力化については公布後 6 月以内の政令で定める日から施行することとされていて、平成 23 年 11 月 24 日から施行された。

### 3.4 2013 年（平成 25 年）監査基準の改訂について

2013 年 3 月、金融庁企業会計審議会より、「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」が公表された。

2013 年 6 月、日本公認会計士協会より、「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に対応するための監査基準委員会報告書の改正について」が公表された。

2013 年 11 月、企業会計審議会監査部会より、特別目的の財務諸表<sup>84</sup>に対する監査意見の表明を可能にするための「監査基準の改訂について（公開草案）」が公表された。

2014 年 2 月、企業会計審議会から、「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された。

---

<sup>83</sup> ライツ・オフアリング(ライツ・イシューとも呼ばれる)とは、株主全員に新株予約権を無償で割り当て、その行使を受けて新株を発行するという増資手法である。

<sup>84</sup> 「特別目的の財務報告の枠組み」とは、特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された枠組みのことをいい、「特別目的の財務報告の枠組み」に準拠して作成される財務諸表を「特別目的の財務諸表」という（日本監査基準委員会報告書 200 の A4 項、日本監査基準委員会報告書 800 第 5 項）。

## 第4章 中国の上場企業における不正会計の現状と監査制度及びガバナンスの課題

本章の目的は、中国上場企業の不正会計の現状分析と監査制度及びガバナンスの変遷に焦点を合わせる。

この章では、中国の経済的文脈の中で、不正会計事件を検討することにした。そして、有効なコーポレート・ガバナンスの欠如が虚偽の会計情報の氾濫をもたらした主要な要因であることを、日米比較分析の理論を用いて明らかにしたいと考えている。

### 1 中国上場企業の不正会計の現状

#### 1.1 会計における虚偽表示の現状

常々、中国企業の会計情報における決算操作などの問題が指摘されてきた。特に、資本市場の重要なプレイヤーである上場会社でたびたび粉飾決算や資金流用といった不正行為が明るみに出ている点は資本市場の発展上、大きな問題となっている。そこで、初めに不正行為の状況を見ることにする。

##### 1.1.1 財政部の調査

まず、財政部による調査結果である。これは、政府監査の一環であり、1999年以降、業種を絞った上でサンプル調査が行われている<sup>85</sup>。2005年分では、中央企業集団、不動産開発企業、会計事務所など計94社が対象となっている。結果は、①一部の不動産企業の会計情報がかなり歪められている点が明らかになった。対象39社のうち、会計数字の実態からの乖離は、資産額で93億元、収入額で84億元、利潤額で33億元であり、売上高利益率も実態の22.79%に対し、会計上は12.22%に過ぎなかった（いわゆる、逆粉飾である）。また、脱税や虚偽の取引による銀行から融資の詐取などの行為も見られた。並行して、②何社かの中央企業の財務管理が混乱しており、内部コントロールが弱いことが明らかになり、また、③会計事務所については、特に中小事務所の内部管理

---

<sup>85</sup> 監査体系については後述。以下は各年の「中華人民共和国財政部会計信息質量検査」による。

が弱く、監査の手続きを踏んでおらず、故意に虚偽の監査報告を提出するなどの例もあることが判明した。会計事務所については、会計事務所を調査した2004年分もほぼ同様の結果となっている<sup>86</sup>。

2002年分は、民間企業及び会計師が不適正意見を出すか意見拒否した国有企業・国有支配企業など152社が対象である。これによると、資産額が5%以上不正記載されている企業は23社（対象全体の15.13%）、利益額が10%以上不正に記載されている企業数は82社（53.95%）にも上る。なお、これらの不正を働いた企業及び責任者は財政部や関連部門により、処罰されている。

### 1. 1. 2 中国証券監督管理委員会の調査

次に、CSRCも財政部、審計（監査）署とならんで、政府当局として上場会社の監査を行っている。2002年以降、CSRCが、法律・規定違反として調査した案件は372件に上り、行政処罰は155件（138機関、686人）、市場追放は20件、改善通知書は64件となっている。また、76件が公安（刑事責任）案件にまわされている<sup>87</sup>。

2006年についても、CSRCは、上場会社14社、証券会社4社、注冊会計師事務所2社、先物取引ディーラー3社、および70人の責任者に対して、警告、罰金、営業資格取り上げなどの処罰を出している<sup>88</sup>。

ここで、不正行為の内容をCSRCによる過去の処罰を例に見ると、資本金の過大評価、架空取引による収入増、投資収益の水増し、虚偽の投資損失、利息支払いの未計上あるいは資産勘定への計上、在庫評価などの会計方針の不当な変更、計上時期の操作（収入の繰上げ計上など）、簿外資産隠蔽、債務不計上、関連会社取引や関連会社間の合併を利用した決算操作、増資資金使途の虚偽報告など、様々な虚偽表示がなされていることが分かる。

一般的な傾向として、上場条件を満たすためなどの理由から粉飾決算が行われ、その後も帳尻を合わせる必要があることから、粉飾決算の期間は単年度にとどまらず長期間に及ぶことが多い。また、近年、規模も大きくなっていることも特徴である。例として、1998年から2000年度に及ぶ銀広廈の場合、1999

---

<sup>86</sup> なお、2004年分は中国証券監督管理委員会の協力の下で行われ、監査機能を持つ当局同士が協力していることが分かる。

<sup>87</sup> 2006年10月26日付「深圳商報」。

<sup>88</sup> 2006年9月15日付「金融時報」。

年の架空利益は約 1.8 億元，2000 年は約 5.7 億元に上る。ただし，以前は，こうした不正行為が行われていても，あまり表面化することもなかったが，ここ何年間かは，経済新聞などで大きく報道され，表に出るようになってきたことはある意味進歩と言える。少なくとも問題点が社会で広く認識され，最近では，後述するように種々の措置が打たれてきていることもあり，財政部の各年の報告が指摘しているように，全体として見れば状況は改善方向にあると見られる。

### 1. 1. 3 色々な私企業の不正会計事件

2002 年 11 月 19 日に第 16 回会計師会議が香港で開催された。当会議の香港開催は，着実な経済成長を達成してきた中国への国際的評価を反映している一方で，エンロン事件やワールドコム事件をうけて，ディスクロージャー制度に対する信頼性の喪失についても議題となった。

こうした信頼性の喪失は「誠信危機」という名称で表現する。そこで本節ではこの「誠信危機」をキーワードとして中国証券市場と不正会計事件の歴史を考察する。中国では，証券取引所開設から約 20 年の歴史のなかで，3 回の「誠信危機」に直面してきたといわれる<sup>89</sup>。

#### 1. 1. 3. 1 第一期「誠信危機」

第一期「誠信危機」は，1992 年から 1993 年にかけての原野事件・長城事件・海南新華事件の三大事件が起きた時期である<sup>90</sup>。これらの事件に共通するのは，会社財産の架空計上であり，帳簿・契約書・証明書等の改竄などの方法を駆使して注冊会計師の資本検証手続<sup>91</sup>によって作成される验资報告書<sup>92</sup>に適正意見を表明させた，という点である。経営者や注冊会計師に対する倫理形成に関わる問題点であった。

原野事件とは，中国初の上市公司である深圳原野実業株式有限公司の経営者による横領事件である。帳簿等の改竄等により経営者自らが株主となり，新株発行による増資の際には経営者に株式を多く割り当てるなどの手段を用いて，経営者の持分比率をあげて会社の所有権を支配することを図った。しかし出資

<sup>89</sup> 劉峰，林彬「中註協秘書長“病苦”歲月」『国際金融報』2002 年 11 月 15 日「世界会計師大会香港開幕 関註中国直面挑戰」『国際金融報』2002 年 11 月 18 日。

<sup>90</sup> 中央監査法人編『中国会計監査基準』中央経済社（2000）319-320 頁。

<sup>91</sup> 注冊会計師が必ず資本金に関する帳簿記録と財産・証憑の照合を行う。

<sup>92</sup> 验资報告書とは，登記した会社資本の実在性・正確性を証明する報告書をいう。

の払い込みは行われず，所有者持分と現金預金勘定が架空に計上されたのである。しかも原野公司を監査した深圳特区会計師事務所はこうした不正会計行為に加担し，虚偽の验资報告書を提出したため，被害が深刻且つ広範に拡がることになった。

長城事件とは，北京市長城機電科技産業公司が月 2% の高利で社会から広く投資資金を詐取した事件である。技術開発合同書に記述された投資計画が非合理的である上に，債券を発行する際に財務諸表の虚偽表示をして，虚偽の验资報告書を北京中城会計師事務所に提出させた。その方法は，架空の現金預金・棚卸資産・固定資産を計上するとともに，外部から調達した 2.1 億元の借入金を資本金（所有者權益）に組み入れるものだった。

海南新華事件とは，海南中水長城国際投資集団が行った虚偽の验资報告書を利用した詐欺事件である。実際の外貨預金残高が 1,000 ドルであるにもかかわらず，外貨預金証明書を 1,000 「万」ドルと偽造し，虚偽の验资報告書を海南新華会計師事務所に提出させた。

### 1. 1. 3. 2 第二期「誠信危機」

第二期「誠信危機」は 1997 年から 1998 年にかけての時期であり，琼民源事件・紅光事件・東方鍋炉事件などが起こった。この時期は，証券取引所への上場目的や株価上昇目的のために不正が行われ，上場後の業績悪化により露見するといったいわゆる「包装上場」がよく見られた。不正の手法は関連会社に損失を移転するなどグループ内取引を利用するケースが多かった。

琼民源事件とは，海南民源現代農業發展株式会社によって引き起こされた事件であり，中国初の証券詐欺事件である。財務責任者が保有する自社株式の株価を引き上げて売り抜くことを目的として，5.4 億元の架空利益，6.57 億元の架空資本剰余金を計上した。その方法は，未取得の土地使用権を取得したものと偽り，未締結の契約にもとづいた資産譲渡取引を計上することで，架空の利益・資産・資本を捏造することだった。

紅光事件とは，上場資格を取得し多額の資金を調達するために成都紅光実業株式有限公司が招股説明書<sup>93</sup>を偽造した事件である。上場半年後の 1997 年度報

---

<sup>93</sup> 招股説明書とは，株式公開にあたり，企業の内容・株式発行の目的を記載した公告書である。日本での目論見書に相当する。

告書で大幅な欠損額を計上したことから上場時の財務諸表の虚偽表示が明らかとなった。その方法は、減価償却方法の変更や、増値税専用発行票を偽造した架空売上の計上などであり、1996年の実際欠損額1.03億元を利益0.54億元と記載して1.57億元の利益を水増ししたのだった。

東方鍋炉事件とは、東方鍋炉集団株式有限公司が上場資格を詐取した不正会計事件である。1996年12月に同社は上場したが、その前3年の間に1.23億元の税引き後利益を水増しして株式発行価格を高くするよう画策した。その手段は典型的な「包装上場」であり、自身の不良資産を関連会社に移転させる一方で、優良資産をできるだけ取り込んで単体としての会社の資産価値をできるだけ高めようとしたのだった<sup>94</sup>。

### 1. 1. 3. 3 第三期「誠信危機」

第三期「誠信危機」は、鄭百文事件・銀広夏事件が発生した2000年から2001年の時期である。これらの事件に特筆されるのは、社会的な影響力の大きさである。不正会計行為の主たる動機は、新株発行や配当を有利にするため株価を高値に維持することであった。その方法は関連会社等を利用することであり、従来、特に第二期「誠信危機」とあまり変わらない。しかし、鄭百文事件では欠損額9.8億元を計上してから不正の事実が明らかとなったり、銀広夏事件の架空利益額10億元に近いものであったりするなど金額が多額であり、そのため被害者数も多数で、被害額も多額にのぼった。

鄭百文事件とは、1996年に上場した鄭州百文株式有限公司による不正会計事件であり、1999年の欠損額9.8億元とワースト1位を記録するなど業績の悪化が深刻になったことで事件が広く知られるようになった。中国証券監督管理委員会の調査によれば、上場前の1994年から1995年までの間に架空利益1,908万元が計上され、上場後の1996年の決算についても1,000万元あまりの架空利益が計上されたという。さらに上場後3年間の架空利益も合計するとトータルで1.44億元となることがあきらかとなった。不正の手段としては、架空の収益を計上するとともに、費用を繰り延べることで計上時期を先送りにすることなどが用いられた。

---

<sup>94</sup> 中華財会網「“東鍋”探微—我們的分析与思考」2001年12月26日。  
(<http://www.e521.com/ckwk/shenji/200010/1226101917.htm>)

銀広夏事件とは、広夏銀川実業株式会社による不正会計事件であり、その目的は株価の高値維持を図るためであった。外資企業への架空輸出取引を売上高に計上したり損失を子会社に移転させたりすることによって、利益を大幅に水増ししたのである。1999年、2000年、2001年1月～6月に計上した架空利益は、各々1.78億元、5.67億元、0.09億元であったが、実際の損失は、各々0.50億元、1.49億元、0.25億元であった。会社は虚偽の税関申告書や契約書を作成することで注册会计师監査を切り抜けるとともに、注册会计师側も問題となった子会社への往査時間が極めて少ないなど過失が少なくなかった。結局、暴騰した株価は急落し、広範な投資家に被害をもたらした。

### 1. 1. 3. 4 第四期「誠信危機」の到来

2003年から2004年において第四期「誠信危機」の萌芽と呼びうる新たな形不正会計事件が出現している。その典型例は周正毅事件であり、中国人寿保険に対する集団訴訟事件である。周正毅事件は銀行が共犯者となって不正に加担し、中国人寿保険への訴訟事件は海外投資家を巻き込んで国際的な問題となった。中国不正会計事件は、より巧妙化より広範化しつつあることが伺われる象徴的な出来事であると思われる。

周正毅事件とは、「上海一の富豪」と呼ばれた周正毅に対する巨額不正融資事件である。上海の不動産を購入するにあたり、中国銀行の香港部門である中銀香港と共謀して、担保資産を提供することなく約20億香港ドルの融資をうけていたことが明らかとなり、周正毅は2003年5月に逮捕された。その後、彼が董事長を務めた上海農凱集团公司には関連会社取引等を利用した不正会計行為が、主席を務める上海地産控股有限公司には株価操作が判明した。

中国人寿保険の事件とは、中国最大の生命保険株式会社による不正疑惑とそれに対する米国投資家を中心とした集団訴訟事件である。同社は2003年12月にIPO(Initial Public Offering：株式公開)を行い、ニューヨークと香港証券取引所へ上場した。ところが、2004年2月に、親会社の中国人寿保険集团公司に上場時から54億元の違法な資金<sup>95</sup>があることが中国国家審計局による監査で明らかとなった。その結果、同社への信頼性が低下し、当初高値を維持し

---

<sup>95</sup> 内訳は、代理違反（「非法代理」や払戻超過（「超額退保」）など不当な競争による資金23.8億元、違法な借り入れや投資で運用していた資金25億元、帳簿外の“小金庫”に保管していた資金0.3179億元、犯罪行為に関与していた資金4.98億元だった。

ていた株価はニューヨーク・香港ともに大幅に下落し、多数の投資家に損害を与えることとなったのである。このため 2004 年 3 月、上場前の不正会計行為に対する集団訴訟が米国投資家を中心に行われた。

意図的に真実を隠したり、財務会計報告を改竄して株式市場を操作している会社もあれば、経営上の理由で、関係者により良い印象を与えることのみを記載したり、利益分配実態を勝手に変えたり、経營業績への影響を及ぼすインフレ、金利の変動、競争相手、経営戦略等を記載しなかったりする会社も多くあるという。

このような情報開示に関する違法行為・不適正行為の横行には多くの要因があると思われる。まずは経験が浅いということである。「会社法」「会計法」等の成立後わずか十数年で、会計責任者や会計担当者および注冊会計師などは業務にも十分に熟練していないし、職業モラルも完全には身につけていないと考えられる。

粉飾決算の発生は、発達した市場経済においてもしばしば観察される事態である。ましてコーポレート・ガバナンスが未成熟な中国にあって、さまざまな意味で問題が存在していることになろう。

このような不正会計事件はあとを絶たない。証券取引所が開設され、株式会社が設立されるようになってからの主な事件を列記すると表 5 のとおりとなる。

表 5 不正会計行為を行った主な事件とその内容

会社名	最初の発覚	主な不正会計行為の目的・手法
深圳原野実業株式会社	1992年	資金調達目的，架空資産計上
北京長城機電科技産業公司	1992年	資金調達目的，架空資産計上
海南中水長城国際投資集团	1993年	資金調達目的，架空資産計上
海南民源現代農業發展株式会社 有限公司	1997年	株価操作目的，架空利益計上
成都紅光実業株式会社	1998年	上場目的，架空利益計上
東方鍋炉集团株式会社	1998年	上場目的，関連会社不正利用
沙市活力 28 株式会社	1999年	資金調達目的，関連会社不正利用
大慶連誼石化株式会社	1999年	上場目的，架空利益計上
鄭州百文株式会社	2000年	上場・株価操作目的，架空利益計上
猴王株式会社	2000年	資金調達目的，関連会社不正利用
広夏銀川実業株式会社	2001年	株価操作目的，関連会社不正利用
黎明服装株式会社	2001年	詐欺上場目的，架空利益計上
湖北藍田株式有限責任公司	2001年	資金調達目的，架空利益計上
麦科特光電株式会社	2001年	上場目的，架空利益計上
上海農凱集团公司	2003年	株価操作目的，関連会社不正利用
中国人寿保險株式会社	2004年	上場目的，関連会社不正利用

(出所：西崎賢治『中国上司会社の会計不正行為』—特徴と方向性—『三田商学研究』，第48巻第2号，2005年，91頁。)

#### 1. 1. 4 最新の不正会計事件（二例）

##### 1. 1. 4. 1 緑諾科技財務事件問題（既上場企業の利用）

既上場企業を利用して上場するのは中国の会社が海外で上場する一種の方法で，ここ数年来，中国企業について財務の問題が頻繁に発生した。SEC（米国証券取引委員会）は中国のアメリカ市場に上場する企業に対して大規模な調査を展開した。緑諾科技会社の財務事件に関連し中国企業が海外で上場する場合，既上場企業を利用する過程で現れる監査の問題とその原因究明が行われ，上場企業の管理監督機関から提案が出された。中国企業が米国で上場する場合，初

めて公開に株式を発行すること (IPO)<sup>96</sup> と “既上場企業を利用して上場すること” つまり裏口上場の 2 種類の方法がある。IPO と比較して、既上場企業を利用して上場する場合はハードルが低く、比較的に行きが簡単で、中小民営企業が利用した。ここ数年来、既に 350 社程の中国企業がこのような方法を利用しており、時価総額は最大 500 億ドルを上回った。既上場企業を利用しての中国企業の上場が、頻りに財務の問題を発生させることで、SEC は対応を始め、一部の中国企業を調査して会計の規則違反が存在するかどうかの監督を厳しく開始した。今回の事件が引き金となり、中国企業が既上場企業を利用して上場する不正に対する監視機能が強化されることが期待される。

### (1) 緑諾科技が既上場企業を利用して上場した経緯

既上場企業を利用する方法は、非上場企業が一つの既上場企業を買い付けることを通して、既上場企業の株式を非上場企業の株主が支配し、この既上場企業が非上場企業の営業と資産を買い付け、それによって上場企業の子会社になるというものである。大連の緑諾科技はこのような方法でアメリカに行き上場することを実現した。2009 年にナスダックに上場し、既上場企業を利用する成功の実例となった。

具体的には、2003 年の 2 月の大連緑諾環境工学科学技術有限会社が創立され、国外で上場することを実現するため、2006 年 11 月英領バージン諸島で登録して創想グループ有限会社を創立した。出資の全額は大連の緑諾科技が負担して、香港致富資本グループの操作のもとで、創想グループを通して OTCBB 市場<sup>97</sup>に上場している。既上場企業の “玉山会社” (Jade Mountain) の買い付けを完成して、玉山会社は大連創想環境工学有限会社と改名し、緑諾科技はその全額出資の子会社になった。2007 年 10 月 11 日、緑諾科技 (Green Commitment Technology) は正式に OTCBB に上場して、個人から 2500 万ドルの資金を募った。羅徳曼投資銀行の助けにより、2009 年の 7 月 13 日、緑諾科技は店頭市場から、見事に段階を上げ、ナスダックに上場した。2009 年 12 月 18 日、緑諾科技一株ごとに 30.75 ドルの高値で追加発行して、再度 1 億ドルを増資した。今

---

<sup>96</sup> 株式を(公募や売出しによって)新規に公開することから新規公開, IPO (initial public offering) とも呼ばれる。

<sup>97</sup> 米国のプロテクションエリア (場外) の店頭取引システム。

回の増資で緑諾科技に対して人々が疑念を持ち、2010年の9月、米国の市場調査会社である渾水会社(Muddy Waters)が調査を開始し、2008年から2010年の財務報告の後、2010年11月11日、報告に関し疑問を発表して緑諾科技に詐欺の嫌疑がかかった。12月3日、ナスダックは緑諾科技に対して上場廃止を勧告し、その問題に対して対応することができなかったことから、12月9日緑諾科技はナスダックの上場を廃止され、監理・整理ポストまで下降した。このようにごく短い2年間で、米国の中国上場企業の財務問題が多く発生した。既上場企業を利用した過程で存在する会計と監査の問題の発生は今後の戒めとする必要がある。

## (2) 緑諾科技監査失敗の原因を探る

米国管理監督機関の公開会社会計監査委員会(PCAOB)<sup>98</sup>の発表する報告は、中国概念株<sup>99</sup>の主要な問題の原因は、米国の小規模な会計事務所監査人が監査を行うので、関係する監査基準に準拠せず監査業務を展開することを許すこととなっていると指摘していた。上場する約340社の中国の会社は、ほとんど有名ではない小規模な米国監査事務所を任用している。従って、規模が小さく、上場企業の厳格な財務監査を展開しにくい結果となり、多数或いは全部の監査業務を中国の監査事務所あるいは監査の補佐に任せている。SEC首席の会計士は次のように推論している、距離問題と言語の問題があるため、中国の会計士の提供するいくつかの報告は米国の監査人はまったく見て分からない。そこで、米国の監査人は中国の会計士の提供する情報についてまじめな審査を疎かにした。このことが、いくつかの会社の不正会計の結果となっている。

それ以外に、PCAOBに鑑み、多国籍の監査の管理監督の二国間の合意が中国証券監督管理委員会とまだ成立していないことと関係があり、現在PCAOB検査あるいは法律の執行の範囲は、中国の監査人の行為まで及ぶことができない。従って、その他の監査人の身分で、監査過程において中国国内会計事務所に関与することでの管理監督ができず、疑わしい会社が詐欺を働く可能性がすでにあった。結果として、PCAOBはこれらの監査会社の評価をすることができないこととなっている。

---

<sup>98</sup> Public Company Accounting Oversight Board.

<sup>99</sup> 中国概念株は外国人投資家に対して海外で発行する中国の株券の呼び方である。

## 1. 1. 4. 2 紫鑫薬業の監査失敗事件

### (1) 会社の業績と株式市場の関心

2005年、東呉証券の助けで、紫鑫薬業は深圳証券取引所に上場する。しかし製品の規模が大きくなり、同時に製品の特色が不足していて、紫鑫薬業は資本市場では投資家が注目していなかった。会社が上場した後の2008年、2009年の業績はそれほど良くない状態で、純利益は大体が5,6千萬元ぐらいであった。しかし、2010年、紫鑫薬業は朝鮮人参の営業に進出して驚異的な業績を達成したのである。2010年には営業収入が6.4億元を実現し、前年同時期と比べて151%増加して、純利益1.73億元で、前年同時期と比べて184%増加となった。2011年の上半期、紫鑫薬業は半期決算で、営業収入が3.7億元で、純利益1.11億元となり、前年同時期と比べてそれぞれ226%と325%に増加した。そしてその株価が急騰した。その間、会社は高値で株式を追加発行して成功し、再び10億元増資となった。朝鮮人参により、業績は株価と共に急騰して、紫鑫薬業はここから市場の強烈な関心を引き起こし、その中には大規模な専門の投資家がかなりいた。

紫鑫薬業の成果があまりに光り輝くため、多くのメディアは懐疑的になり、最終の上海証券報の調査結果はこの“神話的な業績”の真実な顔を暴き出した。紫鑫薬業の2010年の年報によって、会社の営業収入の主な5つの取引先はそれぞれ四川平大生物製品有限責任会社、亳州千民間薬業飲料工場、吉林正徳薬業有限会社、通化立発朝鮮人参貿易有限会社、通化文博朝鮮人参貿易有限会社であった。この5社は合計して紫鑫薬業のために2.3億元の収入をもたらし、売上の36%を占めることとなった。実際に前者三大取引先を実質的に支配するのが紫鑫薬業の理事長である郭春生であった。“延辺嘉益”，“延辺耀宇”，“延辺欣鑫”，“延辺勁輝”のこの4社の朝鮮人参貿易会社の持株会社は勁竜不動産と、隆盛園不動産は皆紫鑫薬業と、それぞれ密接な関係を持っている。

### (2) 不明瞭な関係者の範囲

当事件の中で、大量の公表されていない“自己売買取引”について、紫鑫薬業は長い期間各方面の管理監督機関を騙して、“注冊会計師の監査”もあるべき効果を発揮することができなかった。中准会計士事務所は紫鑫薬業のために発

行する監査報告はずっと“無限定適正監査報告書”であった。今回の監査失敗事件は注冊会計師自身の問題を除いて、“公表されていない報告書である関係者の取引”ととても大きく関連している。

① “関係者”の範囲が明瞭ではない。通常、関連する企業を構成することができる当事者は以下の通りである。企業の親会社、企業の子会社、企業が同一の親会社のコントロールを受けるその他の企業、共通のコントロールを行う投資企業、企業に対して重大な影響を与える投資企業。企業の共同経営企業、企業の共同出資企業、企業の主要な投資家、個人および関係の密接な家庭の構成員、企業或いはその親会社の中心的な幹部および関係の密接な家庭の構成員などである。

理論の上で関係者の範囲はすでにとっても広がって、実務の中で、関係企業の境界を区切るのはますます難しくなっている。当事件の中で、紫鑫薬業は三大取引先の表面上で、紫鑫薬業の関連企業になるかどうかが見分けにくい。四川平大生物会社は実際には紫鑫薬業のダミー会社で、それは今すでに長春資本が株を所有し経営に参画して、長春資本は実際には紫鑫薬業が支配しているのである。千草薬業は紫鑫薬業の隠れた孫会社で、第一の大株主が発見するのが紫鑫薬業の全額出資の子会社の吉林草還丹薬業である。吉林正徳薬業の前身は延辺格潤日化で、前の“延辺日化”のすべての高官は皆紫鑫薬業ととても深い関連を持っていて、以前すべて紫鑫薬業で職務についていたことがあった。同時に、紫鑫薬業の川上で四位の供給企業は紫鑫薬業との関係が更に不明瞭であった。紫鑫薬業の川上の供給企業と川下の大きな客は紫鑫薬業と関連が存在して、単に表面の資料にだけならば、公認会計士が本当に彼らの間に関係があるかどうかの境界が不明瞭であった。

② 被監査部門が不正をしたために隠されて、関係者と取引があるが公表されていない。実務の中で関係者の範囲に対して境界を区切りにくいことが明らかのため、監査に対して関連企業の取引が隠されて、公認会計士が自身の職業判断ではその中の問題を見つけることは難しい。当事件の中で、紫鑫薬業は川下の三大取引先である四川平大生物会社、千草薬業会社と吉林正徳薬業の取引は、皆正常な販売のプログラムによって販売を行った。その中の販売の専用の付加価値税領収書、販売の契約など肝心な点は整理されていて、収入の関連の重要書類がすべて備えられていることが確認されている。同時に価格の面で、

紫鑫薬業も正規の市場価格によって販売されていた。従って、会計の上からのこれらの表面の証拠だけで見れば、確かに正常な販売であった。同時に、紫鑫薬業と川上の四位の朝鮮人参の原料の供給企業の仕入取引の中で、すべて正規の仕入れのプログラムと価格によって取引がされているので、見たところ正常に独立する仕入れ取引となる。これら企業の取引がこのように隠れているため、通常監査の方法では確かにその中の“真実”を見つけ難い。

### (3) 追加的な監査手続きの実施

関係者が不明瞭なため、注册会计师は通常の監査の方法とプログラムだけを使って重大な不正行為の疑いのある関連取引は見つけ難い。このことにより注册会计师の監査失敗リスクが増加することになるので、注册会计师は実施の過程で特定の監査のプログラムに応じて監査を実施し、以下のような公表していない関連取引を発見するための監査手続きを行うこととなる。

- ① 企業の主要な投資家の個人、重要な幹部関係及び密接な家庭の構成員と関連している企業の関係も調査する。
- ② 重要な取引先と供給企業に対して調査を行う。
- ③ 重点的に金額の重大な、そして常に発生しない取引を監査する。

## 1. 1. 5 国有企業の最新不正事件

### (1) 華潤集団事件

華潤電力は 2010 年 9 月、山西金業集団の権益 80%と炭鉱、コークス工場など 10 資産を総額 100 億人民元で取得。ところが購入したのは問題山積の赤字資産で、コークス工場の設備は正常に稼働せず、炭鉱に至っては長年にわたり放置され、地元農家による羊の放牧地となっているような代物だったという。宋林董事長らは事前に問題資産と把握しながら、虚偽の資産評価を提出し、実際の資産価値より数十億人民元上回る高値で買い取ったとされる。

華潤集団に関しては、そもそも 4 月に中共中央規律検査委員会により宋林董事長に 2010 年に実施した山西省炭鉱の買収に必要な以上の多額の買収金額を提示し、数十億元の国有資産を流出させた「重大な党紀違反」があったとして、党委員会書記の地位を解職されている。王師廷主席も同様の規律違反

を追及されている。

## (2) 中石油集団事件

中石油集団に関しては、2006年11月から2013年7月までの間に傘下の撫順石化支社など9社の工事および資材購入が規定通りに公開入札されず、260.35億元の不正契約があったと指摘された。蔣潔敏前董事長（元国務院国有資産監督管理委員会主任であったが、解任されている。）、王永春副総理ほか高級幹部が規律違反の疑いで調査を受けている。

なお、蔣潔敏は、周永康（前党政治局常務委員）が権力基盤とした「石油閥」で周氏の側近であった。

## 2 中国における不正に対する注冊会計師の監査対応

### 2.1 中国不正会計の事例

中国では1992年以来多くの不正会計問題が発生した<sup>100</sup>。そして、これらの不正をめぐる訴訟が増加しており、注冊会計師の法的責任も問われている。中国における過去の会計上の不正事例を分析すると、それには三つの段階があったことが分かる。また、不正に対処するため、監査基準及び法律が制定され、会計事務所の改革も進められている<sup>101</sup>。

#### 2.1.1 資本金検証報告書問題

1992年から1995年にかけて、資本金検証（験資）報告書に対する信頼性を失墜させるような不正事件が頻繁に発生した。社会に大きな影響を与えた代表的な事件としては、深圳原野事件と長城会社事件があり、この2つの事件の概要を説明する。

---

<sup>100</sup> 1980年代に、中国注冊会計師監査制度が再導入された当時、不正会計事件の関係者は、国家、出資者、管理者にとどまったことから、社会公衆に対する影響は少なかった。これに対して株式会社上場制度が導入された1990年代の初期以後は、不特定多数を対象に、市場から資金調達を行うようになったため、会計上の不正問題は社会に強く影響を与えるようになっていく。従って、本論文では1990年代の初期以後に発生・発覚した中国不正会計事件を中心に検討を行っている。

<sup>101</sup> 中国の不正会計事件を3段階に区分する分析は、中国注冊会計師協会前秘書長丁平准氏（『国際金融時報』2003年2月1日）にみられる。

## (1) 深圳原野事件

深圳原野会社は1987年7月23日に創立され、登録資本金は150万元であった。1988年12月22日に「深圳原野紡績有限株式会社」と社名が変更され、中外合弁会社となり、登録資本金は2000万元となった。その後、1990年2月には深圳市工商管理局の許可を得て、「深圳原野実業株式会社」（以下「深圳原野」）と社名を変更し、発行市場において2450万株を発行して、資本金が9000万元の規模の会社となった。さらに同年12月10日に当該会社の株式は証券取引所に上場され、中外合弁会社としては初めての上場会社となった。「深圳原野」の経営者は帳簿の改竄等により出資持分を勝手に変更し、経営者自らが株主となり、国有株を優先株に変更するなどの手段を使い、自らは何の資金も払い込んでいないにもかかわらず、会社の所有権を手にした。

## (2) 長城事件

1990年に設立された「長城機電会社」（以下「長城」）は、投資者に虚偽の財務諸表と注冊会計師資本金検証報告書を提供して会社の財務状況を信用させ、資金調達を行うという典型的な資金詐欺事件を引き起こした。「長城」の監査を担当した北京中誠会計事務所は、規定に違反し<sup>102</sup>、基本的な監査手続きを行わずに資本金検証報告書を発行した。

### 2. 1. 2 国有企業株式公開問題

1996年には国有企業の改革が続き、特に大手国有企業の民営化が進展するにともなって、上場会社数は急増した。その中で地方官僚は管轄する地域経済が発展しているように見せるため、大手企業に無理な株式上場を行わせた。地方官僚が企業の経営者と共謀して帳簿を操作し、虚偽の財務情報を作り出した上で、証券市場を通じて資金調達を行ったもので、「偽装上場」（中国語「包装上市」）と呼ばれている<sup>103</sup>。

---

<sup>102</sup> 中国では、1990年代初期に監査基準がなかったため、注冊会計師監査は、「中華人民共和国注冊会計士条例」及び財政部や政府部門が制定した規則に基づいて行われていた。なお、験資業務に関する規則では、公認会計士は必ず資本金に関する帳簿記録と財産・証憑の照合を行うことになっていたが、中誠会計事務所の会計士はこれらの手続きを行っていないにも関わらず、資本金検証報告書を発行した。

<sup>103</sup> 中国企業は、上場に際して、上場直前3年間の連続的な企業財務諸表を提出し、公認会計士監査を受けなければならない。

### 3 中国上場企業のコーポレート・ガバナンスの現状と課題

各国の現行企業統治構造モデルの比較を通じて、中国で本当に独立性、権威性がある、本当に企業の管理層に対して監督を果たすことができる、制約効果がある一つの企業監管機構（独立監査委員会）を設立することは本章の探求するところである。前述のように、経済転換期の中国にあっては、監査制度の確立と実行時間が比較的に短いため、法律法規は健全ではなく、その上一部の官吏と管理者の不正行為など様々な原因、上場企業の虚偽情報、不正会計は頻繁に発生し、投資者と国家利益に深刻な損失を被らせている。このような深刻な状況に直面して、実効性のある外部監査を導入し、企業の内部統治を強化する必要があると思われる。更に、根元から上場企業の財務状況を監視する監督管理力度がもっと大きくて、もっと直接的な制度とした上で、大いに監査の独立性を高め、それによって不正会計の発生を減らすか抑えることができるはずである。この点に関して、国外先進国の経験は私達が参考にすることに値する。すなわち、上場企業の内部統治機構改革を行って、社内に有効な監管機関を設立し、会社内部の監督管理力度を増大することによって、会計監査の独立性を高めることができるのである。

#### 3.1 中国現代企業の制度移行後の内部統治機関

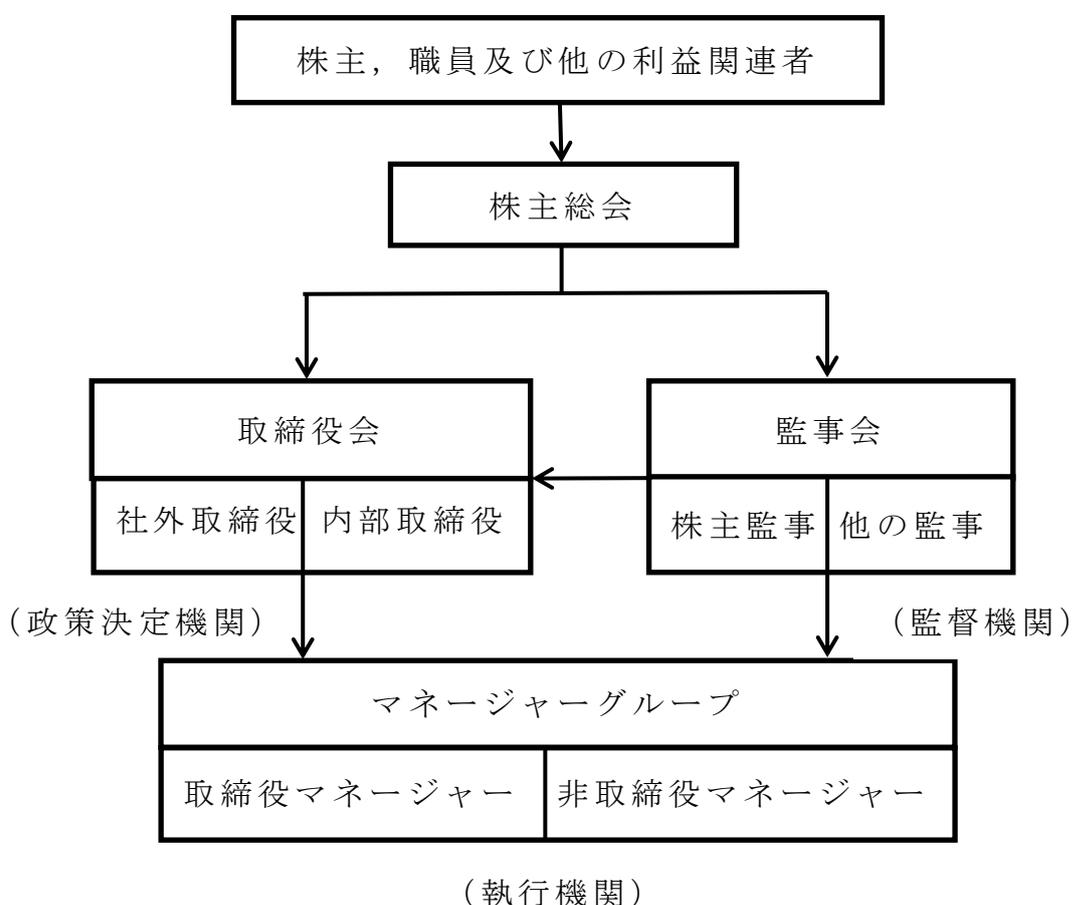
中国の会社法によって規定されている株式会社の組織制度は、日本、西側諸国の会社法を十分調査研究した上で制定されたものと言われ、国際的な標準にかなり近い内容となっている。

中国における株式会社では、株主は、最高議決機関である株主総会において、会社の基本経営方針や取締役の選任およびその更迭などの決定権限を有する。取締役会は、会社の法人代表である取締役会の会長や業務執行の責任者である総経理を選任するとともに、その業務執行を監督する。しかし、取締役のメンバーのうち一人は、職員・労働者の代表でなければならないと決められている。その文化の様態から見れば、従業員を経営参加制度を取り入れるのは、ドイツの会社法を参考にしたという。会社の代表権は取締役会の会長にあり、総経理は代表権がなく、アメリカの最高執行役員に相当する。取締役会の会長が総経理を兼

任できる点でも、アメリカの制度を取り入れた規定と思われる。中国の取締役会と監査役会は日本のように並存した株式会社の単独機構として位置付けられる。ただし、中国の株主総会は、日本よりももっと中心的な地位にある。それは現在の株式会社の多くが、国有企業から移行した会社であるため、会社の資本の大半がやはり国家に握られているからである。このような国有企業から改造された国有会社の財産権関係は企業のコーポレート・ガバナンスの機構に反映されている。会社制企業のコーポレート・ガバナンス機構は株主総会、取締役会、総経理、監査会、この「三会四権」の分権制約の組織制度と運営メカニズムにより形成されているのである。

1993年に公布された公司法（会社法）により、中国の株式会社および有限会社はその役割を明文化する必要に迫られる。これは、欧米や日本の制度及び規範を参考に中国独自の公司法を制定したものである。中国の内部統治の会社機関は、すなわち股東大会（株主総会）、董事会（取締役会）、监事会（監査役会）であり、図3のようになる。

図3：中国企業の内部統制機構のモデル



(出所：王書堅『国有企業経営者任職生命周期及制度環境設計』2003年，中国对外經濟貿易出版社，158頁。)

### 3.2 中国における企業統治の特徴

中国における国有企業の企業統治を特徴付ける最大の要因は，株式の所有形態である。すなわち，先進国の株式所有者は分散しているのが一般的であり，企業統治の目的は，経営者を監視・監督することにあるとされ，その関係は株主対経営者という構図である。それに対し，日本以外の中国を含むアジア諸国では，少数の大株主が集中して株式を保有し，大株主が企業を支配しているのが一般的である。

特に中国の国有企業では，政府が大量の株式を保有しており，中国独特の企業統治が行われてきている。すなわち，多数の議決権を有する政府は，取締役会や株主総会を事実上コントロールし，取締役，監査役，経営陣の人選も政府の意向に大きく左右される。それだけでなく，意志決定権など本来は取締役や監査役，経営者がもつべき権限まで掌握しているという，集中型の企業統治構造が最大の特徴と言える。

中国の現行国有企業に対するガバナンスシステムは，2003年5月27日に公布された『企業国有資産監督管理条例』によって確立された。この条約によると，中央政府と地方政府に属する特別機関である国有資産監督管理委員会が国有株主(出資者)を代表して国有企業(金融関連除く)をガバナンスする責任にあり，そのガバナンスシステムは，資産管理，人事管理，重要経営事項管理から成立しているのである。しかし，実際の運営上，株主の代表としての権限は分散され，管轄権は企業内部に設置された共産党委員会が持ち，財政権は財政部に握られているという二重構造になっている現状がある。

世界の企業統治モデルは，①市場主導型の英米モデル，②銀行主導型の日独モデル，③政府主導型の転換期経済モデルの3つに分類できるが，①，②のモデルでは企業統治の主要な課題は，制度の改善にある。それに対して③のモデルは，ロシアや中・東欧，中国など経済体制が転換期にある国に多く，法律体系の不備と執行力の弱さの下で，企業統治の矛盾は内部者支配の問題に集中しており，計画経済から市場経済への移行に伴う企業統治制度そのものの転換にある。

もう一つの特徴は、委任代理のコストと監督のコストが高く、かつ効率が悪いことである。国有企業の委任代理のチェーンは、国有企業の名義上の出資者である国家—各級政府—各級国有資産監督管理機構—国有企業集団の取締役会というように非常に長い。また、国有企業集団は国有企業改革により企業再編を繰り返してきた結果、多くの多階層の子会社を抱えている。その結果、委任代理チェーンがますます長くなり、代理の効率を低下させると同時に、代理と監督のコストを増加させている。

そのほか、中国の国有企業の企業統治の特徴は、①国有資産管理体制と枠組み、②基層党組織<sup>104</sup>、③職員労働者の民主管理と統治参加など各方面に現われている<sup>105</sup>。

①に関しては、国有資産監督管理機構は単なる所有者として業務を行うだけでなく、政府から授権された国有資産監督管理の職責のほかに、国有企業に関連する職責を担っており、純粋な「出資者」ではない。②に関しては、国有企業内部の党組織は、党の方針政策の貫徹を保証しようとするものであるが、市場競争力を高めるための政治的核心的役割が十分に発揮されていない。③に関しては、職員労働者がどのように統治機構に参画し、自らの利益を守るためのものであるが、その経験と実績が十分でない。

国有企業の企業統治の改革は、国有株主を中心とする統治構造から、利益関係者参加の共同統治モデルへ転換する必要がある。そのためには、国有企業統治の共通性と特殊性を有機的に結合していかなければならない<sup>106</sup>。

### 3.3 中国的企業統治システムの課題

董事会、監事会といった個々の機関についての議論は、上記のとおりであるが、では、これら相互間の関係処理についての問題はないか。企業統治の会社の機関間の相互関係をどのように処理するか。それぞれの機能が必ずしも明確ではなく、実際の会社支配者による専横が存在するところ、この問題は、会社

---

<sup>104</sup> 企業、農村、機関、学校、科学研究機関、町内会・住民会、社会团体、社会仲介組織、人民解放軍中隊、その他基層單位に設立される組織。中国共産党規約は「正式な黨員が3人以上いる基層單位全てに党の基層組織を設置する」と定めている。現在、中国に計約360万7000の基層党組織が設置されている。

<sup>105</sup> 施春來「国有企業改革和轉型—公司治理的視角」王国平主編『現代国有企業治理研究』化学工業出版社、2011年12月、28-29頁。

<sup>106</sup> 孔麗「中国の地方国有企業における企業統治と党（＝政府）の関与：中国的企業統治システムの課題」北海学園大学経営論集、第10巻第1号、2012年6月、107頁。

法改正の中で最も重要な課題であった。

### 3.3.1 株主総会（股東大会）の課題

内部統制の目標（会社法3条2項）を達成するためには、株主総会に董事会および監事会に対するどのようなチェック機能をもたせるかが肝要となる。株主総会の権限行使の方式は、主に株主が、株主総会において議決権を行使することによるので、この議決権行使の方式が適当であるか否かが主たる問題となる。

株主総会の議決権行使方式が適当であるか否かというのは、中国の企業においてはしばしば、董事会が職権を濫用して株主の利益を損なう事件があるからであり、このとき株主が株主総会の場において董事会の職権濫用を阻むことができる仕組みが形成されているか否かが問題となるということである。

会社は、中国においても株主の利益を獲得することを目的として運営されるのであるから、株主が議決権を行使するのは、自己の経済的利益を追求する手段であるといえる。

日本の場合には、少数株主による株主総会の招集について、次のとおりの規定がある。すなわち、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6ヶ月前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項および招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができるとし（日本会社法297条1項）、少数株主の権利行使機会を拡大しようとしている。

中国においては、少数株主の権利行使が十分に認められる仕組みにはなっていないということが言える。このことが、会社経営における不祥事発生の原因になっているとすれば、会社法の規定の見直しが必要である。

### 3.3.2 取締役会（董事会）の課題

中国の会社の不祥事が少なくないことから、会社の統治機関のあり方の再構築が問題となっている。

現時点における中国の会社、とりわけ上場会社の実務の動向を見た場合、多くの会社の董事会メンバーと経営管理者はほとんど重複しており、董事会と経営者の職能を分けることは難しい。理論的には、独立董事（独立取締役）を有効に機能させるようにすることが重要であると考えられる。

「董事会に関しては、新たに導入された独立董事の監督権と従来からの董事

長の監督権の関係が問題になる。米英・日本では経営執行の最高責任者は董事会の監視の対象である。中国会社法は董事会に監視機能を与えていない。実質的に経営執行の最高責任者である董事長は、董事会に監視されるのではなく、逆に監視するのである。これは言うまでもなく、執行と監督の分離という企業統治の国際的な通念に適合していない。一方、独立董事の導入と専門委員会の設置によって、董事会は事実上監督機能を付与されたことになり、董事長は当然その監視を受けると理解される。“独立董事指針”と“準則”のいずれも、両者の監督機能の位置付けを明確にしていない。董事長の業務執行の妥当性を監視する機能をどの主体が果たすのか、明確にする必要があるだろう。」<sup>107</sup>

それぞれの会社の機関の権限についてバランスを図る必要があり、これによる相互チェック機能について検討する必要がある。今の中国においては、先進資本主義諸国の企業統治モデルを参考にしながら、中国特有のモデルを構築したいとの意図が窺える。

現在、中国会社法上の監督機関は監事会であるが、上場企業の董事会の中には独立董事が存在する。監事会は事後監査を行い、独立董事は経営の意思決定を監督する。独立董事を導入した理由は監事が役割を充分には果たしていないからである。

中国においても現在、独立董事の制度についてみると、なお独立董事の株主に対する責任を保証する制度および独立董事の有効な監督制度が確立されているとは言えない。独立董事は、単なる虚飾の閑職に過ぎず、定年退職した者であり、または天下りした政府の幹部の車代を出す制度になっているとの批判もある。

### 3.3.3 監査役会（監事会）の課題

監事会は、現実にはどのように機能しているか。所期の目的を果たしているか否か。実際には、問題が存在する。監事会の職能は、無力化しているといわれる。<sup>108</sup>

では、なぜこのような無力化が生じるのか。その原因として、次のことが指

---

<sup>107</sup> 劉平・今井健一「中国の企業統治と企業法制の改革」今泉真也・安倍誠『東アジアの企業統治と企業法制改革』アジア経済研究所（2005）149頁。

<sup>108</sup> 李雨龍・朱曉磊『公司治理法律実務』法律出版社（2006）184-185頁。

摘される。<sup>109</sup>

第一に、制度上の原因である。すなわち、法律法規における権限、集団、義務規定の不備であるということである。例えば、董事や経理の不正行為、会社に損失をもたらす行為などを発見したとき、臨時株主会などを招集できるが、関係者がこれを拒否したときどうなるか。また、監事会組織が不合理ではないかという問題がある。

第二に、体制上の原因である。中国の上場会社の主な出資者は国または国有企業である。このとき、選出された監事も国有企業の代表が少なくない。これでは、内部統制を実際上はできない。さらには、職代表、労働組合、党委員会が、一体化している場合が多い。

第三に、文化的背景の原因である。中国は長期にわたって権力集中という歴史伝統観念があり、チェック・アンド・バランスという理念を有していない。

第四に、監事会、監事の独立性の欠如である。①選任方式、②株式の集中による大株主に権力集中一監事は容易に解任できる、③従業員代表監事は、上場会社の従業員一会社の職位から報酬を得ている。④監事会のほかに党委員会、紀律委員会、従業員代表大会などがさまざまな執行監督をする。監事の意識が緩む。

第五に、監事自身の原因である。すなわち、監事に法律、財務など専門的な知識がないことが多い。

第六に、監事会メンバーの奨励メカニズム<sup>110</sup>がないことである。

中国の監事会は合議制であり、日本のように各監事が独立したものではない。単独で職権を行使できない。ほとんどの上場会社の監事は、支配株主が派遣しているので、監事会として決議をする際に、董事、高級管理職の不法行為について有効な決議をなし得なくしている。

監事会制度に以上のような問題があるので、独立董事は外部の者とし、かつ会社の株主とは利害関係のない者で、董事や高級管理職から干渉されないシステムが必要である。

### 3.3.4 中国企業におけるコーポレート・ガバナンス今後の課題

中国では、2006年1月から施行されている新会社法によって、コーポレート・

<sup>109</sup> 李雨龍・朱曉磊『公司治理法律実務』法律出版社（2006）186,188頁。

<sup>110</sup> 監査役は会社株式と監査報酬を貰っていること。

ガバナンスが強化され、少数株主の利益を保護する規定が追加された。具体的には、以下のものである。

- ① 董事（取締役）や総経理（経営者）の義務が明確に規定された（会社法 148 条から 151 条）。
- ② 監事会（監査役会）・監事（監査役）の設置を義務付けられた（同法第 52 条）。
- ③ 監事会（監査役会）・監事（監査役）の職務権限を強化された（同法第四章第 4 節）。
- ④ 上場会社の独立取締役の設置も義務付けられた（同法第 123 条）。
- ⑤ 外資系企業の場合は、特別法と会社法を二層構造で適用された。（同法第 218 条）。

しかしながら、いまだ、以下のような課題が残されている。

- ① 実務的で有効な企業コーポレート・ガバナンスシステムを構築すること。企業は独自の適切なコーポレート・ガバナンスシステムを構築すると同時に、経営者は社会的責任を持ち、自分の素質、能力を向上するよう努力をする必要がある。
- ② 業務監督と業務執行者を分けること。つまり経営トップにすべての権限が集中することは避けること。
- ③ 企業の情報開示すること。特に、上場企業の場合、法律によって、開示すべき情報を必ず開示する。しかも、情報の正当性、真実性を求められる。

今後、国有企業の民営化と外国資本の参入の中で、市場経済化した中国の証券市場と政府そして各企業の経営者がどのような形でコーポレート・ガバナンスに取り込むのかが課題である。

### 3.4 中国国有企業の統治システムの対策

先進国における企業統治の主要な課題は、制度の改善にあるのに対し、中国では、計画経済の企業統治制度から市場経済の企業統治制度に適合した制度の構築にある。中国における国有企業の企業統治が解決しなければならない主要問題として施春来氏<sup>111</sup>は、次の5点をあげている。

---

<sup>111</sup> 施春来「国有企業改革和轉型— 公司治理的視角」王国平主編『現代国有企業治理研究』化学工業出版社，2011年12月，19～22頁。

- ① 政府は、国有株の所有者としてどのように対処するか
- ② 国有企業の党組織が、あらゆる面で指導するという立場から、政治的核心的分野に集中した指導に転換できるか
- ③ 国家はいかにして会社決定を外部化するか
- ④ 国有株主と取締役会、取締役会と業務執行役会及び国有株主と監査役会との間の委任代理の関係をいかに有効かつ透明化するか
- ⑤ 国の監督は市場行為に限定し、監査役会の監督機能をいかに強化するか

また、『会社法』の規定と実態の乖離について呉淑儀氏<sup>112</sup>は、①取締役や代表取締役の任命や異動が依然として主管部門（党委員会）の関与を受けていること、②公務員には営利活動又は営利組織での兼務は禁じられているが（『公務員法』第53条第14号）、取締役と監査役を兼任している企業もあり、チェック機能が果たされていないこと、③取締役には公務員が就任できないことになっているが、現職公務員が経営陣に参加している場合があることをあげている。

さらに呉淑儀氏は、高い国家株比率、行政による経営人事への関与、経営危機に陥る国有企業に対する救済などが、直接又は間接に行政機関官僚と企業経営者との結託や汚職問題などモラル・ハザートの要因となっていることも指摘している。

改革開放後の中国企業においては、形式的には現代的な企業統治システムが出来上がっているが、国有株主が会社を事実上コントロールしており、このような大株主の一方的な行動を制限するために、李東浩氏<sup>113</sup>は、「形式的な企業統治システムだけでなく、実効的な『牽制力』を持つ大株主の形成こそが肝要であり、相互牽制メカニズムの形成が重要である」と指摘している。

---

<sup>112</sup> 呉淑儀『アジアの企業統治— 中国・香港・ベトナムを中心に— 』創成社，2010年11月，91頁。

<sup>113</sup> 李東浩『中国の企業統治制度』中央経済社，2008年12月，3頁。

## 第5章 中国上場企業の不正会計とガバナンスに対する対応策

本章の目的は、監査委員会制度を中心に、中国上場企業における企業統治システムを考察した。さらに、中国と先進諸国との国際比較を通じて、中国企業統治の特徴をより鮮明にした上で、先進国からの示唆を考察した。また、第3章、第4章の考察と合わせて、大株主の企業統治に対する意識の向上は、長年の蓄積によるものだと認識する一方、株式所有構造の影響要因の一つでもあると考えられる。また、中国の国内事情として、ほとんどの上場企業は国有企業改革の産物であり、現在においても国有株が支配地位を占めている。そのため、政府の政策は国有大株主の意識向上に対しても影響力を有していると考えられる。最後に筆者の観点を不正会計とコーポレート・ガバナンスに対して提言する。

中国上場企業におけるコーポレート・ガバナンスの問題は特に近年最も注目される重要なテーマである。中国上場企業にとって有効なガバナンスの仕組みを解明しようとする先行研究では、経営者、株主の属性やコーポレート・ガバナンスの仕組み及びその機能と市場における当該企業の評価との関係、あるいは当該企業の収益性や生産性への影響に注目しながら分析が進められている。但し、こうした先行諸研究で取り上げられているガバナンスの仕組みには、後述する筆者のアイデアである「内部者支配と大株主支配モデルから独立した監査委員会を設立すべき」という視点は取り入れられていない。筆者のアイデアは、中国の実態を踏まえた上で提示されており、中国上場企業のコーポレート・ガバナンスの仕組みを説明するための重要な視点である。この視点に基づく中国コーポレート・ガバナンスに対する理解を更に深めていくことが期待できる。このアイデアが明らかにしたガバナンスの問題の解決には、企業改革による企業の業績への影響、即ち企業改革の効果分析等が必要である。こうした分析は更に、中国上場企業におけるコーポレート・ガバナンスの仕組みの今後の動向を展望する際にも有用であろう。

### 1 中国不正会計事件の特徴

不正会計は世界的な社会問題である。米国でのエンロンやワールドコムなど

の不正事件の分析をすると、監査人の独立性の問題がある。本来であれば監査人は株主の代理人となっているはずの立場である。監査人は株主が選任・任命し、その報酬を決定すべきであるにもかかわらず、株式所有権の分散が進展するなか、いつしか企業経営者へと事実上その権限が移転しているのである<sup>114</sup>。また、会計事務所が独占的に行ってきた財務諸表監査の報酬が頭打ちとなり、加えて訴訟リスクが著しく高まる中で、監査報酬に代わる報酬源として、会計事務所は税務業務や経営コンサルティング業務での報酬へと活路を見いだしていることも影響していた。結果として、監査人が株主ではなく、経営者を「クライアント」と考え始めたことから、その独立性が著しく損なわれている可能性がある<sup>115</sup>。中国の不正事件は、アメリカのエンロン事件と比べて監査人独立性に関しての特徴がみられる。その具体的な内容を以下のように分析する。

### 1.1 地方官僚の関与と不正の発生

中国では注冊会計師の独立性が損なわれ易い。その理由として根元的には地方政府の官僚による関与の問題がある。中国の株式会社は国家が所有する株式の比率が平均 35.5%と高く、監査人が大株主の代表である政府の意向に従うことになる。そして国家が株主であるということは、実際に株主としての権力を行使しうる立場にある官僚に権限が与えられているため、その地方官僚が経営者と共謀した場合に不正のリスクは大きなものとなる。

### 1.2 経済改革と不正の発生

中国の経済改革は、長期的な経済成長をもたらしたという意味でマクロ経済指標から見る限り大成功であった。しかし、金融機関における不良債権の増大や国有企業の赤字の累積などの問題ももたらしており、深刻な局面に至っている<sup>116</sup>。

---

<sup>114</sup> 伊藤邦雄「会計情報の利用目的と会計不信」『企業会計』Vol. 55, No. 1, (2003) 39-47頁。

<sup>115</sup> 米国エンロン社の監査人は、世界中で有名なビッグ5の一つのアーサー・アンダーセンであった。統計によると、2000年にアンダーセンがエンロンからの受け取った報酬は5,200万ドルのうち、監査報酬は2,500万ドル、残りのコンサルティング等の報酬が2,700万ドルと多額なことから、監査人の独立性を欠いたのではないかという疑念がもたれている。監査人の業務にも営利性が存在するので、自身の利益を追求するために独立性が損なわれる可能性があることを証明したと思われる。

中国の経済改革の影響については、次のように指摘できる。まず、宿命的な問題として、社会主義市場経済の樹立という目標のもとでの経済改革であったため、必然的に二つの体制、つまり計画経済制度と市場経済制度を長期にわたり併存させていることになる。当然そこにはさまざまな摩擦が生じていると考えられる。具体的には、計画経済の基礎としての政府の干渉と、市場経済の基礎である利益追求の自由とが長期にわたり併存した結果、腐敗の発生しやすい温床が生み出され、また、拝金主義・物質主義が蔓延したと考えられる。このような社会全体としての経済環境が、政府官僚の腐敗や企業経営者の粉飾経理を誘発する「温床」となる社会的要因と考えられる<sup>117</sup>。

### 1.3 不正を撲滅する中央政府の役割

また、注册会计师が地方政府に対抗することは困難なので、注册会计师の独立性を強化するためには、地方政府よりも強力な権力、すなわち中央政府のバックアップが不可欠となる。企業の粉飾決算に地方政府の官僚が関与している場合があるということが、中国における不正の特徴と考えられるため、中央政府による不正防止の役割が不可欠となる。中国は中央集権の国であり、もし中央政府が規制を加えれば、効果はより早く現れていく。2002年～2004年に公表された資料によると<sup>118</sup>、注册会计师が企業の不正を摘発する能力が向上していて、注册会计师の独立性は以前に比べてかなり改善されているといえる<sup>119</sup>。

### 1.4 中国不正会計事件の原因

2001年の「銀広夏」事件は、中国の注册会计师監査制度を大きく揺るがすものとなった。中国は何年にもわたり注册会计师監査制度の構築に努力したが、法律を無視し、監査基準に違反する不正事件が相次いで発生した。ここでは、それらの事件の原因を分析する。

#### 1.4.1 地方官僚側の原因

---

<sup>116</sup> 中国経済改革に関連した社会問題については、何清漣氏「中国現代化の落とし穴 噴火口上の中国」草思社（2002）11-17頁を参照されたい。

<sup>117</sup> 同上, 69-73頁。

<sup>118</sup> 各年の「中華人民共和国財政部会計信息質量検査」による。

<sup>119</sup> 2001年から実施された中国監査制度改革の結果、注册会计师監査に基づいて多額の修正表示を行う上場企業が増加する等、一定の効果が現れつつある。

地方の行政長官の中には、出世や業績向上のために、企業に粉飾決算を促しかねない者も存在する。地方の行政長官は毎年1回行政業績が評価され、その管轄範囲内の企業の利益の増加、資産総額の増加等が、業績評価に反映されることになっている。これらの項目は人事考課と関係するため、地方の行政長官は企業経営者に粉飾決算を促してでも企業業績、そして自分自身の評価を引き上げたいという誘因が働くことになる<sup>120</sup>。つまり、地方官僚は、管轄地域の経済の繁栄ぶりを示すために、企業が粉飾を行っても、目をつぶったり、最悪の場合はそれを促したりする動機さえももちかねないのである。このような背景があるために、中国企業の不正会計が少なくなき、2001年に中国会計検査院が公表した資料によると、国有持株企業1290社を対象に会計監査を行った結果、その68%に虚偽表示が見つかったとされている<sup>121</sup>。

#### 1.4.2 企業側の原因

中国における企業のコーポレート・ガバナンスシステムは、先進資本主義諸国と異なり、企業の活動に対する政府の関与が多い<sup>122</sup>。例えば、企業経営者の業績は、上級政府の管理部門によって審査されることがある。国有企業法人化（例えば国有企業から株式会社になるということ）の初期において、経営者は資産の金額を低く表示することが多く、その理由は、将来の資産増加が経営者の業績となり、これが彼らの給料やボーナスに連動しているためである。逆に、経営者の任期が満了する際には、資産の金額を高く評価することが多かった。

以上のような粉飾だけではなく、株価の引き上げや税金の回避などを意図した不正会計も少なくなかった。例えば上場会社の内、2001年には758社（上場企業の65.53%）が利益増加の不正を行っており、その内で増加金額が10%を超えたのは415社（上場企業の35.77%）に上る。他方、税金回避のための不正も多い。2001年に上場会社が不正に利益を減少した金額は128億元であり、監査前利益の10.76%を占めている。また、注冊会計師が監査を行った後、上

<sup>120</sup> 張立民，陳小林「虚假財務報告成因分析」『中国注冊會計師』第8期（2002）。

<sup>121</sup> 2002年1月25日付『人民日報』。

<sup>122</sup> トレッドウェイ委員会報告（AICPA，1987，32-36頁）では不正の財務報告を防止するための重要な一つとして経営者の意識，内部監査機能，監査委員会等のいわゆるコーポレート・ガバナンスを指摘している。なお，外部監査とコーポレート・ガバナンスの関係の考察については，李文忠「中国コーポレート・ガバナンスの社会的依存性」『会計プロGRESS』第4号，日本会計研究学会（2005）を参照されたい。

場企業の追加納税額は10億元増加したなどがある<sup>123</sup>。

### 1.4.3 監査人側の原因

市場経済では、投資者を中心とする外部の利害関係者を保護するため、注冊会計師監査に重点が置かれることになる。日本の監査基準では、財務諸表の監査の目的について、「経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべて重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある」と述べられている。ここで注意を要するのは、「財務諸表の表示が適正である旨の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる」<sup>124</sup>とする点である。

中国が市場経済を導入して以来、証券市場を整備する上で、同じことが求められるはずである。つまり、注冊会計師が行う監査は、財務諸表の虚偽表示となる経営者の不正を発見することで財務諸表に信頼性を付与することが求められる。ところが、こうした注冊会計師監査の役割は、今までの中国では必ずしも十分に果されていなかった。その原因としては以下の点が考えられる<sup>125</sup>。

#### 1.4.3.1 注冊会計師の監査権限の弱さ

前述したように、中国市場経済は、政府の介入度合が高く、政府官僚は極めて強大な権力を行使して、企業の経営に干渉するだけでなく、時には財務諸表監査の内容まで不正に操作することがある。また、注冊会計師が政府（地方政府）の圧力に耐えられないこともある。例えば、「銀広夏」事件の「広夏実業会社」の取締役会の会長と社長は、以前は政府の地方官僚であった。これは元地方官僚が関与した粉飾決算に対して、注冊会計師自身が、企業の経営者及び政府の官僚との共謀などにより、重要な不正を含む財務諸表について、適正とする監査意見を表明したのである。

<sup>123</sup> 2002年9月10日付『金融時報』。

<sup>124</sup> 2002年1月改訂の日本の監査基準第一監査の目的を参照されたい。

<sup>125</sup> 本稿では中国注冊会計師による虚偽監査報告の視点から、国家財政部の国家会計監督署公表資料等をもとに分析する。

#### 1.4.3.2 ローカル会計事務所間の激しい競争

中国の会計事務所には、ローカル会計事務所と外資会計事務所と二つ種類があり、全国に分布している。外資会計事務所は国際監査基準等によって、監査マニュアルや内部統制制度を取り入れている。ローカル会計事務所の規模は比較的小さく、2002年2月時点における会計事務所は4,547社、そこに登録した注冊会計師は55,898人であり<sup>126</sup>、平均すると1つの会計事務所当たり10人の規模となる。これらの会計事務所は、それぞれ独自に監査を行っており、地域によって監査の水準にばらつきがある<sup>127</sup>。この状況では、市場経済の発展に伴って、独立した職業専門家として応分の社会的責任を果すことが難しい。

こうした中で、中国では2,544社（2014年6月末時点）の上場会社<sup>128</sup>の監査業務を巡って、会計事務所間で激しい競争を繰り広げている。このような会計事務所による顧客獲得競争は、監査における不正事件を続発させる原因の一つになっていると思われる。

#### 1.4.3.3 注冊会計師に対する法律責任の未整備

中国が市場経済を導入してからまだ二十年しか経っておらず、市場が有効かつ効率的に機能するように監視する規制は未整備で、とくに虚偽情報に対して厳格な責任を負うという法律懲罰規則が少ない。例えば、注冊会計師が提出した不正な監査報告書に対して負う責任は、行政責任と刑事責任のみで、不正な監査報告書によって損害を蒙った第三者に対する民事上の責任は問われてない。また、注冊会計師は、不正な監査報告書について、刑事責任として有期懲役の最高刑で5年以下（刑法第229条）、かつ違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を科されるだけである（注冊会計師法第39条）。このように軽い懲罰規定が中国において不正事件を続発させた原因の一つと考えられる<sup>129</sup>。

一方、日米監査においては不正事件の懲罰はかなり厳しくなる。日米の会計・監査制度に対する社会的信頼を失墜させた共通の要因は「粉飾決算」である。米国では、2001年12月のエネルギー大手「エンロン」の経営破綻に続き、翌

<sup>126</sup> 李文忠『中国監査制度論』（2005）第246頁。

<sup>127</sup> 中央監査法人編『中国会計監査基準』中央経済社（2000）第248頁。

<sup>128</sup> 上海証券交易所と深圳証券交易所のホーム・ページを参照されたい。

<sup>129</sup> 『人民日報』2001年9月20日付。

年7月には通信の大手「ワールドコム」が負債総額410億ドル(約4兆74億円)という史上最大規模で破綻、アメリカ経済界を激震させた。両社の監査を担当した名門巨大会計事務所アーサー・アンダーセンは、これらの事件によりその栄光の歴史の幕を閉じた。エンロン事件についてはドキュメント映画も制作され、日本でも公開されたほどである。当然、経営陣は厳罰に処された。エンロンの元CEOジェフリー・スキリングには禁固24年4月(罰金4,500万ドル)、ワールドコムの元CEOバーナード・エバースには禁固25年が言い渡された。日本と異なり欧米では経済犯罪に対する刑罰は重い。これらの事件のショックが冷めやらぬ中、2002年7月末、企業の内部統制の強化、財務報告書に対する責任の明確化、会計事務所の監視の強化、厳罰化などを内容とする「サーベンス・オクスリー法」(企業改革法、SOX法)が制定された。

日本でも、規模こそ及ばないものの、まるでアメリカを追走するかのよう同種の事件が発生した。2004年のカネボウの粉飾決算(2005年上場廃止)、2006年のライブドアの粉飾決算・偽計取引(同年上場廃止)と日興コーディアルグループの粉飾決算の発覚である。この結果、監査を担当していた国内4大監査法人の一角・中央青山監査法人は消滅し、信頼回復を期して再出発したみずぐ監査法人(旧中央青山)も結局日興コーディアル事件によって解散に追い込まれた。解散したみずぐ監査法人の会計士と職員の多く(1,065名)は、新日本監査法人に引き取られた。そしてこれら一連の事件の反省から、同年6月「金融商品取引法」(日本版SOX法<sup>130</sup>)が成立したのである。

#### 1.4.4 内部統制の原因

不正会計問題の背景とその要因は、国民の規則遵守意識が不十分で、現行の「国家内部統制」が効力を失うことになったところも存在する。

中国証券監督管理委員会が公表した処罰公告をみると、中国上場企業すべての不正事件は会社の管理者に関連し、一部は政府機構の管理者まで関連する。不正行為をする動機は利益の2文字になる。内部統制の制定者が利益のために統制を無視する時、いかに完璧な制度が存在しても利益への追求することは明らかに難しい。

---

<sup>130</sup> 日本版SOX法(J-SOX法)は通称で、2006年6月に成立した金融商品取引法の中に含まれている内部統制規定(第24条の4の4)が内部統制の基準の根拠条文になっている。

規則の不完全と国民の規則遵守意識の欠如，この両者の間に因果関係が存在している。規則の不完全は国民規則遵守意識の不十分を招き，不正行為にチャンスを与える。逆に国民の規則遵守意識の不十分さもまたある程度，規則の制定と完備を制約する。Albrecht 教授の有名な不正三角理論<sup>131</sup>を使って，中国の企業会計情報不正事件の原因をまとめることができる。Albrecht 氏の理論の概要は次の通りである。機会と圧力が共存する場合，不正行為発生の可能性は大いに増加する。「誠実さの低下が不正行為を更に合理化し，受け入れられることを招く」。

現在の中国の現状はまさにこの言い方を検証した一市場経済の中に激化した競争は生まれつきの弱い中国企業に莫大な圧力をかけ，「国家内部統制」の不健全，不完全を生み出し，不正行為をすることに多くのチャンスを与えた。誠実と信用を含んだ社会道徳の欠如は不正行為をなすことに極めてよい理由を提供したのであった。新たな内部統制の構築が要請されているのである。

## 1.5 中国監査制度が発展するための課題

会計上の不正は，中国に限らずいかなる社会経済体制の下でも生じる問題である。監査の歴史は，会計上の不正を防止するために，制度上の不備をいかに改善してきたか物語っている。監査制度の欠陥は，新たな不正事件によって明らかにされ，その対応を通して監査制度が改善される。最も先進的な会計及び監査制度を備え，健全かつ透明性の高い市場を有するといわれてきたアメリカでさえも，その監査の歴史は会計上の不正とその対策の繰り返しであった。2001年のエンロン事件を受けて，米国の「企業改革法」が公表され，経営者による内部統制の有効性の評価報告書に関する規定がおかれ（同法 section404），最高経営者と財務担当者による財務諸表の適正性を担保するための決算宣誓書の提出も規定している（同法 section302）。さらに，公認会計士を監督するために，同法によって公共監視機関 PCAOB が設立された。米国の影響を受けて，2003年，日本の公認会計士法が改訂されて，「公認会計士・監査審査会」という検査権限や処分勧告権限をもった強力な公的機関ができることになった。

以上は米国や日本の監査制度の改革であるが，中国政府と中国注冊会計師協

---

<sup>131</sup> Albrecht W. Steve, *Fraud Examination* (李爽・吳溪等訳『舞弊検査』中国財政経済出版社，2005年1月34頁)。

会も同様の対応措置を講じている。まず、2001年に中国証券監督管理委員会は、コーポレート・ガバナンスの改善へ向けて具体的な措置を講じており、その中核的な内容は独立取締役制度の導入、少数株主の利益の保護などである。次に、2002年11月15日に財政部は注冊会計師や会計事務所に対して行政監督管理を行う旨の通達を公表し、公的監督体制を確立している。

中国における注冊会計師監査の歴史は浅く、政治体制と経済制度とも特徴があるため、今後も不正の発見の問題に関する研究がますます必要になるものと思われる。2001年からの注冊会計師監査制度に関する改革によって、監査環境の改善が図られてきたが、残された問題も少なくない。以下、アメリカと日本の監査制度の改革を参考にしながら検討を加えると、具体的には以下のような課題が考えられる。

### 1.5.1 注冊会計師の独立性と十分な専門性を高める体制の構築である

注冊会計師の独立性を高めるため、自主規制の強化が必要と思われる。2003年に、中国注冊会計師協会は、懲罰（品質管理レビュー中に問題がある事務所や会計士について処罰する）、弁解（行政処罰事項と法律処罰事項の不服申立てを代理する）、権益（注冊会計師が監査を行う時に正当な権益を守る）と言う3つの専門委員会を設立する予定である旨を公表した。これらの専門委員会は自主規制の強化を目指すものである。なお、それと関連して会計事務所の組織形態の改革（例えば有限責任制からパートナーシップ制に変えること）<sup>132</sup>などが今も盛んに行われている。

### 1.5.2 不正発見に関する方法の研究の必要性がある

不正を防止するための適切な監視プロセスの開発や、不正が生じた場合の改善プロセスの確立なども重要なポイントになるものと考えられる。中国注冊会計師協会は企業が不正の発生を監督するために、その監査中に現れる不正の形

---

<sup>132</sup> 中国の会計事務所は全て有限責任につき、実際に不正事案を担当した注冊会計師以外の注冊会計師の個人財産が賠償責任の対象になることはない。この点については、注冊会計師の責任強化の観点から、無限責任のパートナーシップ制の導入が考えられる。なお、アメリカにおける監査人の独立性及び責任問題を検討したものとしては、GAO「Public Law 104-316」（1996）を参照されたい。

を研究し、監査技術改善（中国語「審計技術提示」）という勧告を公表した。さらに、不正を予防するために、監査で発見した重大な不正事件に対して、その事件が発生した原因の調査、事件全貌の分析、適切な監査方法の紹介などを含まれる専門家技術援助（中国語「技術援助小組公告」）という勧告を公表した。この2種類の文書は、注冊会計師監査を行う時に参照しなければならないことになっている。<sup>133</sup>

さらに、注冊会計師個人の品質について、誠実さと高度な倫理感を醸成し、維持すること及び継続教育を行うことは、不正発生を減少させることも重要な課題となる。2004年に、中国注冊会計師協会は注冊会計師の誠実性を高めるために、注冊会計師の個人の誠実性について登録制度を行っている。この登録制度は注冊会計師を監督しており、もし監査中に倫理基準に違反すれば、個別提言あるいは行政処罰を受け、そのすべて注冊会計師個人ファイルに残されることになっている。この記録は注冊会計師の将来の業績にも関係している。

### 1.5.3 健全な市場経済のための監督体制の整備が必要である

公開企業の経営を健全化し、証券市場の育成、発展と投資者の保護を図るために、経営の監視、開示のルール構築が強く求められている。不正防止を発展させるには、注冊会計師監査だけではなく、経営者、監査委員会、及び社会監視機構（証券監督委員会）などそれぞれが自らの役割を担うことが不可欠である。この課題の研究が最も重要だと思われる。

中国では、スピードを増やす経済発展あるいは証券市場の急速な発展に対して外部監査制度の整備が間に合わず、不正事件の発生を招いてしまった。しかしその原因分析が行われ、必要な制度改革が行われたため、状況は改善されてきている。そこでは不正防止・発見をすることを重視する方法に向かってきていることが分かる。

中国では市場経済が導入されてからまだ日は浅いが、その間に何回も会計不信の危機に直面した。こうした危機を乗り越えるために、政府の規制が強化されている。財政部は1995年から2002年にかけて、合計46の監査基準書を公表した。これらの監査基準書は監査目的、監査人の備えるべき資質、資格要件、

---

<sup>133</sup> 日本においても参照義務はないものの、日本公認会計士協会が過去の監査上の失敗事例をまとめた文献『財務諸表監査における不正』（2013年2月28日）がある。  
(<http://www.hp.jicpa.or.jp/>)

監査業務の執行，監査品質の測定，評価など，監査の行動規範を定めたものである。そして，2002年は中国注冊会計師協会から「注冊会計師の職業倫理規範指導意見」が公表されたことから，中国における注冊会計師の監査基準には多くの国際監査基準が導入された。

また，2003年1月9日に中国の最高人民法院が公表した「証券市場における虚偽財務報告から引き起される民事賠償の若干規定」により，注冊会計師に対する民事責任が明確化された。さらに，不正事件に対しての厳罰規定を設けられ，厳しい規制が行われ始めた。2003年まで中国財政部と注冊会計師協会は一連の通達を公表し，これにより，注冊会計師に対する社会的な監督体制の強化が図られた。

今後，健全な監査慣行が定着することによって，上場企業の開示情報の信頼性と透明性が高まる方へ進展していくことが期待されている。

## 2 不正に対する監査制度の取組み

### 2.1 内部統制監査（企業内部）

果たして内部統制監査は不正摘発・防止監査として有効なのだろうか。もちろん内部統制が有効に運用されていれば，従業員の不正は内部牽制<sup>134</sup>により早急に検証することはできよう。その点で内部統制監査は有効であることは間違いないであろう。しかし，財務諸表の虚偽記載になるようないわゆる粉飾決算は従業員不正から生じることは希である。むしろ会社の中心人物である経営者による不正が粉飾決算における主役であることが多いのである。

経営者不正に内部統制は有効に機能するのであるだろうか。これはなかなか難しい問題をはらんでいる。なぜなら内部統制を作ったのは経営者であり，一般的に内部統制は経営者に従属しており，経営者に対して内部統制は無力であるといわれているからである。経営者に無力ともいえる内部統制に関して経営者が作成した内部統制報告書を外部監査人が検討することにより監査を行う制度とはどういう効果を期待しているのだろうか。

中国においては1990年代の初期まで国有企業が国民経済の中心を担っており，

---

<sup>134</sup> 内部牽制とは，非常に有効な内部統制上の仕組みであり，業務の有効性と効率，法令順守など内部統制の目的を果たすために有効に機能する方法である。

計画経済の下で実際にこれらの国有企業には現代的な会計，監査，内部統制制度は必要なかったと思われる。しかしながら，その後会社法や証券法等の法整備によって株式会社の設立が可能となり，さらに資本市場の創設に伴って，証券取引所で上場する会社も増えて，そして，上場はしていなくても，大規模あるいは中規模の企業も多数存在するようになってきた。まさに株式会社の出現，規模の拡大，取引の複雑化がもたらされ，これらの企業においてはもはや現代的な会計，監査，内部統制の体制を構築せず経営活動を行うことは不可能になってきたはずである。それにもかかわらず，中国では経済実態に法制度のあり方がなかなか追いつかず，会計法，会社法，証券法そして周辺の法規制が順次整備されてきたとはいえ，それら法律の内容の未熟さから，その後も会計，監査，内部統制制度の構築はなかなか進展せず，結局今日に至るまで中国では体系的な会計，監査，内部統制制度が構築されてこなかったのである。いかに中国の会社法制，会計，監査，内部統制制度の水準を世界レベルに引き上げるかは中国の上層部を悩ませる重要な課題の一つであったと考えられる。そこで，全国の会計を主管する行政機関である財務省が2008年にイニシアティブを取ってそれまで断片的で，かつ漠然とした規定を内部統制規範とそのガイドラインの中に取り入れると同時に，非常に詳細な規定を設けて企業の内部統制の構築，運用，評価，監査を指導していると考えられる。米国や欧州，日本などの国々で内部統制の立法化が進んでいる中，中国では内部統制の立法化は時期尚早であるものの，内部統制規範とそのガイドラインの制定は，それまで構築が遅れていた会計，監査，内部統制制度のキャッチ・アップを一つの狙いとしていたように思われる。

そして，2007年1月1日より新「企業会計準則」が施行されたが，同準則は国際会計基準とのコンバージェンスを図ったもので，中国が世界に向けて企業会計のレベル・アップを表明したものと見える。内部統制規範とそのガイドラインの制定は，企業会計準則を適用していくための基礎となり得，その意味においても重要性を有していると考えられる。

いずれにせよ，中国が内部統制制度を導入することによって中国企業の「健全性」と中国の資本市場の「先進性」を国際社会に表明する「意図」があったことは否定できないであろう。内部統制規範とそのガイドラインによって，今後，内部統制自己評価報告と内部統制監査報告といった報告書レベルでは，質

的・量的変化が生ずることは必至であるが、しかし、これらに従った実務が形成されていくにはしばらく時間がかかるかもしれない。

## 2.2 外部監査（会計師事務所、会計師）

### 2.2.1 注冊会計師の使命・監査の目的

複雑化・多様化・国際化している経済環境のもとにある今日の中国の経済社会において、注冊会計師は、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、また、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、重要な役割を担うことが一層求められている。特に、注冊会計師監査制度については、企業の財務情報の適切性の保証を通じ、資金調達の円滑化を図るとともに、投資家・債権者などの保護、資本市場に対する信認の確保を図り、もって、経済社会の健全な発展に寄与するものとして基本的に位置付けられてきたところである。

このような基本認識のもと、注冊会計師には、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきことが求められる。

監査の目的を果たし、注冊会計師の公益上の使命と職責を全うし、担保する制度として注冊会計師法を改めて位置付けるとともに、この本旨を法制度<sup>135</sup>上明らかにすることが必要である。

同時に、内部監査、監査役（監査委員会）監査とともに、「外部監査」と言われる監査人については、いわゆる大会社においては監査人が株主総会において選任され、監査を担っていることなどにかんがみれば、監査人は、被監査企業のコーポレート・ガバナンスの重要な担い手としても位置付けられる。

したがって、コーポレート・ガバナンスの充実・強化という観点からも、監査人がその使命と職責を的確に果たすことが求められるとともに、企業経営者の意識改革を促し、監査人の役割についての社会的な認識を広く深めていくための具体的な方策について、注冊会計師協会<sup>136</sup>、経済界、証券取引所など関係

---

<sup>135</sup> 中国注冊会計師法。

<sup>136</sup> 「注冊会計師法」及び「社会团体登記条例」に基づき、1988年に設置された社会団法人。業界の自律的管理を目的に活動している。所管している政府部門は財政部及び民政部。

者の積極的な取組みが期待される。

### 2.2.2 内部監査・監査役（監査委員会）監査との相互補完

内部監査及び監査役（監査委員会）監査は，財務情報などの作成過程の健全性の確保，経営者の職務執行の監視や内部統制システムの実効性に対するモニタリングなどの機能を果たすものであり，その充実・強化は重要な課題である。また，このような機能を有する内部監査及び監査役（監査委員会）監査と監査人による監査とは，相互補完的な関係にあるものとして位置付けられる。

したがって，コーポレート・ガバナンスの充実・強化の観点から，外部監査人が監査の過程で得た情報を被監査企業の経営者及び監査役（監査委員会）へ報告するなどの相互連携の強化について，さらに積極的に取り組んでいくことなどが期待される。

### 2.2.3 投資家，証券取引所等と監査

企業の財務情報の適切性の保証を通じ，資金調達の円滑化を図るとともに，投資家・債権者などの保護，資本市場に対する信認の確保を図る観点から，監査の公平性・信頼性の向上は不可欠である。このために，監査人の独立性を強化し，監査人としての責務を全うするための制度的手当が必要である。

この観点から，注冊会計師と監査法人には独立性の保持の責務があることを法制度上明確化するとともに，独立性の要件を厳格化することが必要である。また，法令上の措置と併せて，「自主規制」の強化も求められる。注冊会計師協会をはじめとする関係者の一層の取組みが期待される。

### 2.2.4 監視・監督の充実・強化

監査の質の確保と実効性の向上を図るためには，まず，被監査企業と注冊会計師と監査法人の主体的な取組みが重要である。すなわち，コーポレート・ガバナンスの充実・強化などが，監査の質の確保と実効性の向上のために主体的な役割を果たすことは言うまでもない。また，資本市場による監視の機能が重要である。既に述べたとおり，企業の財務情報の適切な開示とその信頼性を保証する監査が前提となつて，企業に対する評価や投資行動を通じて，市場への参加者による市場への信認，ひいては，社会的な，あるいは，国際的な信認が

得られることとなり，このような市場の機能が十分に発揮されていくことが期待される。

### 2.2.5 注冊会計師協会の「自主規制」

注冊会計師協会は，監査の充実・強化のため，倫理規則の制定，「継続的専門研修」の実施などを通じて，職業倫理の徹底，相互研鑽による能力の向上などに取り組んでおり，「自主規制」の機関としてのさまざまな活動<sup>137</sup>を展開している。注冊会計師監査に対する信頼の向上が課題となっている現在，「自主規制」の機関としての注冊会計師協会による監査の質の確保と実効性の向上のための取組みが一層重要であり，引き続き適切な役割を果たすことが必要である。

### 2.2.6 行政による監視・監督

注冊会計師協会の「自主規制」による監視・監督に加えて，行政のあり方についての検討が必要である。企業活動が国際化し，注冊会計師と監査法人の活動も国際的な意味合いが大きくなる流れの中で，注冊会計師監査制度についても国際的な信認を十分確保し得るものとしていくことが不可欠な課題である。また，注冊会計師監査制度における監視・監督のあり方を検討していく際には国際的な側面に配慮していく視点が求められている。現行制度上，行政は，注冊会計師と監査法人の懲戒処分を担っており，懲戒相当事由があると思料される場合には調査を行い得ることとなっているが，懲戒処分を前提としてのみの権能に限られている現状では，監査の質の確保と実効性の向上を求める公益性の要請の高まりに十分には応えられないのではないかと考えられる。

この観点から，行政処分の多様化・強化，罰則の見直しとともに，公益上又は投資家保護のため必要かつ適切であると認められる場合には懲戒処分を前提とすることなく行政が調査・監査を行い得るなど所要の整備を図る方向で検討することが適切である。また，注冊会計師協会の「品質管理レビュー」に対する行政によるモニタリングの措置に加え，モニタリングの実効性を制度的に担保する目的で，注冊会計師協会に対して事務の改善を命じることができる権能

---

<sup>137</sup> 会計師協会の紹介，法律法規と専門標準の制定，会計師の注冊管理，cpa（注冊会計師）試験，会計師の継続教育，会計師業界の監督，国際交流活動，地方協会動態の公布等内容。

など所要の整備を図る方向で検討することが適切である。

なお、注冊会計師監査制度における行政のあり方は、以上のような点も含め、資本市場全体の監視・監督のあり方との関係の中で、引き続き検討することが必要不可欠である。

## 2.3 政府監査（財政部監査，監査特派員制度）

国有企業は政府企業に該当することから，国有企業監査は政府監査である。政府監査は，国・地方自治体の政府や非政府の公共団体等の会計，すなわち公会計についての監査を指す。非監査対象が私企業の監査はプライベートセクター監査と呼ばれることに対して，被監査対象がパブリックセクターである公監査はパブリックセクター監査と呼ばれている。

### 2.3.1 国有企業監査に対する注冊会計師の役割

1994年に注冊会計師法が施行されて今日の注冊会計師制度が成立した。国有企業と注冊会計師との関わりは古く，国有企業監査に注冊会計師を活用することは，当初から政府当局によって想定されていたようである。それは，当局が様々な法令や条例等によって，注冊会計師に独占的地位を与えていることから窺われる。

例えば，1996年に国務院によって「会計業務手続を整備し，会計業務の品質向上に関わる通知」<sup>138</sup>が出された。その後，1998年に財政部より「国有企業年度会計報表注冊会計師審計法暫行弁法」が制定された。同弁法では，「企業の主管財政機関が組織化して注冊会計師協会と協力しなければならない。（弁法5条）」とあり，注冊会計師と政府当局との関係は，「監督—非監督」の関係から強調関係にシフトした。但し，政府当局は「注冊会計師監査の監査報告をもって，自らの監査意見の代替することはできない（弁法22条）」ことから，国有企業は注冊会計師と政府監督機関との二重の監査を受けることになった。

2000年には国務院より「国有企業監事会暫行条例」が公表された。「監事会は，企業監督にあたり調査の必要な場合には，監事会の同意を得て注冊会計師に委任して監査を実施することできる。監事会は企業監督状況を応じて，国務

---

<sup>138</sup> 1996年6月5日，（財政部，審計署，国家税務総局，国家工商行政管理总局によって），「国务院关于整頓会計工作秩序进一步提高会計工作質量的通知」。

院の国家監査機関に監査手続きについて建議することができる（条例 13 条）」とされ、注冊会計師と「国家監査機関（すなわち国家審計署にあたる。）」は監事会の監査業務を代替することもありうるものとされた。また 2000 年の「国有企業の年度会計報告書に対する注冊会計師監査の若干の問題に関わる通知」<sup>139</sup>では、注冊会計師による具体的な監査手続きが会計監査であることが明記された。同時に、「本通知に違反して、注冊会計師監査を依頼しない場合は、企業財務会計報告条例 39 条の規定<sup>140</sup>によって処罰される（七）」と定められた。

以上のように法令や条例レベルでは、国有企業監査に対する注冊会計師の重要性は 10 年超の歴史の中で着実に高くなってきた。注冊会計師の監査の職域も拡大傾向にある。例えば、2005 年には「国有企業の改組業務を進めることに関する意見」<sup>141</sup>が国務院から公表されており、国有企業の株式化のような組織改編にあたって、企業の信用と能力を評価するために注冊会計師による監査が必要となった。注冊会計師の監査意見は、「国有資産の所有者に報告され、企業組織改編の手段選択に影響を与える（「意見三（一），（二）」）」ものとされた。

### 2.3.2 中国版 SOX 法を公布

中国財政部、証券業監督管理委員会、銀行業監督管理委員会などの 5 部委員会は、2008 年 6 月 28 日に、「企業内部統制基本規範」（中国版 SOX 法）を公布した。2009 年の 7 月 1 日から実施されている。これは、中国企業の内部統制規範システムが、国際基準に向かって近づきつつあることを示している。中国版 SOX 法は、まず上場企業から適用され、非上場の中型、大型企業も本規範を参照し実施するよう奨励されている。

同法は、企業に内部環境、リスク評価、統制活動、情報、コミュニケーション、内部監督等の面から企業内部統制を行うように求めている。また、仲介機構に依頼して、内部統制の有効性について監査させることができる。尚、「企業内部統制基本規範」（中国版 SOX 法）の主な内容は、以下の通りである。

第 4 条（遵守すべき原則）企業は内部統制を確立、実施するにあたり、下記の原則に従わなければならない。

---

<sup>139</sup> 2000 年 12 月 29 日、「財政部关于国有企業年度会計報表注冊会計師審計若干問題的通知」。

<sup>140</sup> 企業は 3,000 元以下の罰金、責任者は 2,000 元以上 2 万元以下の罰金が課される。

<sup>141</sup> 2005 年 12 月 19 日、「关于进一步規範国有企業改制工作的實施意見」。

- (1) 全面性の原則。内部統制は意思決定，執行，監督の全プロセスを貫き，企業及びその所属単位の各種業務と事項をカバーしなければならない。
- (2) 重要性の原則。内部統制は全面的統制を基本とし，重要な業務事項とハイリスク分野に関心を払わなければならない。
- (3) チェック・アンド・バランスの原則。内部統制はガバナンス構造，機構設置及び権限責任配分，業務プロセス等の面で相互制約，相互監督を形成し，同時に運営効率も考慮しなければならない。
- (4) 適応性の原則。内部統制は企業の経営規模，業務範囲，競争状況とリスク水準等に見合ったものでなければならず，かつ状況の変化にしたがって速やかに調整を行わなければならない。
- (5) コスト効果の原則。内部統制は実施コストと予想効果を比較判断し，適当なコストにより有効な統制を実現しなければならない。

第 12 条（内部統制の確立） 董事会は内部統制の確立・整備と有効な実施について責任を負う。監事会は董事会の内部統制の確立と実施に対して，監督を行う。経理層は責任をもって企業の内部統制の日常運営を組織し，指導する。企業は専門機構を設立するかまたは適当な機構を指定して，内部統制の確立・実施及び日常業務の組織・調整について具体的に責任を負わなければならない。

第 13 条（監査委員会） 企業は董事会の下部に監査委員会を設立しなければならない。監査委員会は責任をもって企業の内部統制を審査し，内部統制の有効な実施と内部統制の自己評価状況を監督し，内部統制監査及びその他の関連事項等を調整しなければならない。監査委員会の責任者は相応の独立性，良好な職業的品行と専門業務担当能力を具備していなければならない。

第 14 条（内部管理マニュアル） 企業は業務の特色と内部統制要求を結びつけて内部機構を設置し，職責権限を明確にし，権利と責任を各責任単位に付与しなければならない。企業は内部管理マニュアルを作成することにより，全従業員に内部機構設置，部署職責，業務プロセス等の状況を把握させ，権限責任配分を明確にし，職権を正しく行使させなければならない。

### 3 不正に対する対策

#### 3.1 中国における不正会計の根源分析

中国においても国内の証券市場で虚偽の会計情報が多発した。この原因について、中国の学者及び証券機関は各観点から分析を行っているが、それらの意見を要約すると以下のようなになる。

まず、内部統制システムの研究に関する代表的な学者である石少侠氏<sup>142</sup>は、中国に株式会社制度が導入されてから十年あまりの期間において、最も重要かつ、注目されている問題が、内部統制メカニズムが規範的に構築されていないことである。一般的に会社が規範的な運用ができないだけでなく、上場会社においても粉飾事件が連続的発生し、内幕が暴露されている状況である、と指摘している。また、黄嘉妮氏<sup>143</sup>は、不実な会計情報の原因は多方面にわたるが、企業統制の構造における欠陥が最も基礎的な原因であり、制度的な原因でもある、と指摘している。

他方、上海証券取引所研究センターが、2000年10月18日公表した「企業統治：国際経験と中国の実践」の報告資料を総合すると、中国の上場会社における企業統治面に存在する問題として、以下の12項目を指摘している。

- ① 株式の流通と非流通の構造が不合理
- ② 取締役の独立性が弱い
- ③ 監査役会の役割が適切に発揮できていない
- ④ 債権者の会社への監督・抑制の機能が小さい
- ⑤ 要である人物（董事長，総経理，党委書記）に支配権が集中
- ⑥ 投資の意思決定の透明性及び専門性が低い
- ⑦ 証券・資本市場が未だに整備されていない
- ⑧ 管理者の人材不足
- ⑨ ねじ曲げられたインセンティブメカニズム
- ⑩ 中小株主の利益が適切に保護されていない
- ⑪ 責任追及メカニズムの欠缺
- ⑫ 成熟した株主及び企業統治の文化が形成されていない

以上の分析から判明するように、これら種々の問題が絡み合っ、企業統治メカニズムの欠陥が発生し、会計の粉飾事件が続々と表面化した。その結果、中国の証券市場に混乱を招く事態となった。これは、粉飾決算など虚偽の決算

---

<sup>142</sup> 石少侠・王福友「会社の取締役と取締役の責任について」（原文：「論公司董事与董事責任」）吉林大学社会科学学報，1997年5号。

<sup>143</sup> 黄嘉妮「从公司治理结构看会计信息质量」江苏商论，2004年04期。

書を中心とした不正会計，その背後にある経営者の不正が発生したときに，内部統制メカニズムが有効に機能していないことの証左であると考えられる。

## 3.2 中国の内部統制システムの現状と問題点

### 3.2.1 制度の概要

中国において内部統制組織を整備し，運用するための規範等が制定されたのは，1999年の「会計法」が初めてである。その後，財政部から7つの項目からなる「内部会計管理規範」が公表され，2006年6月に国務院から「中央企業リスク管理案内全般」が公表された。そして2008年6月には財政部，証監会（中国証券監督管理委員会），会計監査署，銀監会，保監会の機関により「企業内部統制基本規範」等いわゆるC-SOX法<sup>144</sup>が共同で公表された。C-SOX法によれば，経営者は内部統制組織の有効性を評価し，その結論を年度の内部統制評価報告書として報告しなければならない。また企業から内部統制の監査の依頼を受けた会計事務所等は，企業の内部統制が有効に機能しているか監査を実施し，内部統制監査報告書を提出する。企業自ら内部統制を評価し，それを会計専門家が監査する方式は，いち早く内部統制評価報告制度を採用したアメリカや日本と同じ方法である。C-SOX法は2009年7月1日から施行されたが，適用対象会社は大中型企業である。ただしこれが強制的に適用されるのは，日本と同様に上場会社のみで，非上場会社の大中型企業には適用が奨励されてはいるが義務付けられてはいない。また小型企業はそもそも適用対象外となっている。したがって非上場会社であり，かつ小型企業の多い日系現地企業には直接の影響はないものと予測される。

### 3.2.2 内部統制とは

それでは，C-SOX法における内部統制について見ていこう。C-SOX法によれば，内部統制とは，董事会，監事会，経営管理者およびすべての従業員が実施する，統制目標を実現するための過程であるとしている。そして内部統制の目的として，企業の経営管理の合法合規，すなわち法令等を遵守し，企業の資産を保全し，財務報告および関連情報の信頼性を合理的に保証することで，業務の有効性・効率性を向上し，企業の発展戦略の実現を促進することとしている。

---

<sup>144</sup> Chinese-SOX法。

このように C-SOX 法においては、内部統制の基本的な目的として、①法令等の遵守、②資産の保全、③財務報告の信頼性、④業務の有効性・効率性の4つを大きな目的として挙げている。①法令等の遵守とは、企業活動に関連する法令その他の規範等を遵守することである。また、②資産の保全とは、資産の取得、使用および処分が正当な手続きおよび承認の下に行なわれるよう、資産の保全を図ることである。その資産には、有形の資産のみならず、知的財産などの無形資産も含まれる。③財務報告の信頼性とは、財務諸表に重要な影響をおよぼす可能性のある情報の信頼性を確保することである。最後に④業務の有効性・効率性とは、事業活動の目的達成のため、業務の有効性・効率性を高めることである。

### 3.2.3 中国の内部統制システムの現状

現段階における中国企業の内部統制システムの現状は、次の3類型にまとめることができる。第1は、内部統制要素の形式を取り、内部統制の全体的な枠組み型である。これは COSO<sup>145</sup>の内部統制の枠組みに類似する。第2は、全体的な枠組を構築することがなく、実践的に展開する実務型である。第3は、枠組み型と実務型の総合型である。すなわち、内部統制の枠組みを描きながら、実務操作も説明するという結合的な形態である。

### 3.2.4 中国の内部統制システムの問題点

これら中国企業の内部統制システムは、主に次のような問題がある。

第一に、現段階における中国では、内部統制システムの構築にあたり、内部統制の適用範囲が広く、かつ業種別に制定されており、行政色が強いという特徴（問題）がある。したがって現段階における中国企業の内部統制システムは試行錯誤ながら、分散から統一（収斂）への発展過程にある。このため、統一的な内部統制の枠組みおよび手引きが形成されていないことに鑑み、内部統制に概念枠組、位置付け、構造・目標及び評価・報告のシステム面において整備する必要がある。

第二に、内部統制システムの構築の視点から見ると、企業は内部統制に対す

---

<sup>145</sup> 米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会（The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission）の略称である。

る認識がバラバラで、その重要性もあまり認識されておらず、政府監督管理規則の遵守と理解されている。また、内部統制の理解および視点の差異によって位置付けが異なっている。したがって、内部統制システムの導入が企業の経営効率を高め、会計の不正行為の防止、会計情報の信頼性の向上に果たす役割とその重要性について認識すべく方策を講じ、利害関係者と投資家の期待に添えるようにする必要がある。

第三に、内部統制システムに関する研究がバラバラであり、総合的な研究がいまだに確立していない現状にある。理論研究における内部統制の共通なステージを持たないため、効率的な交流ができず、中国の内部統制の理論研究の進展に不利益をもたらす。すなわち、内部統制の主眼を会計統制におく研究、あるいは、会計情報、不正会計、経営目標の実現、戦略の実現、管理統制の研究など、その目標、範囲、体系および内容などに統一性がなく、そのレベルも全体と枠組を統一的に研究する必要がある。

### 3.3 不正に対する対策

不正会計はどの国の企業にもあることである。特にエマージング市場が発展していく過程では、金融・資本市場が成熟している国と比べて発生しやすい問題といえるであろう。中国では政府が監督を強化していることなどにより、こうした問題が表面化しやすいという事情もあるが、中長期的には中国の株式市場の健全化につながると考えている。

不正会計は注冊会計師の監査を厳しくしたり、取り締まったりしただけでは解決しない。監査を行う側（注冊会計師事務所）が監査を受ける側に対して営業活動を行うような、破廉恥な行動こそを戒めなければならない。監査を通常のビジネスと同様に利益追求の手段としている限り、不正会計はなくなる。

昨今、中国企業の経済犯罪の増加は予断を許さない状況にまで来ている。中国公安部の発表によると、2005年に中国国内で摘発された経済犯罪件数は6万件余り、逮捕された容疑者は5万人以上、回収した資金は実に143億元（約2,073億円）にも上る。また非合法的な海外流出資金額はなんと700億元（約1兆500億円）にもなる。

中国共産党・中央紀律検査委員会（中紀委）が2010年に公表した資料によれば、過去30年間で国外に逃亡（出国）した汚職官僚（共産党高級幹部、公安・

司法関係者、国有企業の経営幹部・海外駐在員など）は約 4000 人に上る。持ち出された不正資金は 500 億米ドル。一方、中国社会科学院がまとめたレポートではさらにその数が膨らむ。90 年代中期から 2008 年までに、国外に逃亡（出国）した汚職官僚は総勢 1 万 8000 人。持ち出された不正資金は 8000 億人民元（10 兆 7600 億円）に上り、中紀委のデータを大幅に上回っている<sup>146</sup>。中紀委のオフィシャルサイトによれば、過去 4 カ月余りで、335 人の身柄を拘束した。逮捕されたのは汚職官僚や重大な経済犯罪の容疑者。うち 154 人が自らの意志で帰国・自首している。公安部、外交部など 4 部門は 2014 年 10 月 10 日、「海外逃亡する経済犯の自首を促す通告」を公布。12 月 1 日までに自首したものに対しては、処罰を軽減する旨を通達した<sup>147</sup>。

中央政府としても、不正対策を講じないと「社会不安の時限爆弾となりかねない」と大変危惧を抱いている。2006 年 1 月に国家主席である胡錦濤氏は中央規律委員会第 6 次全体会議にて「商業賄賂を処理する専門業務を展開し、不正不当な取引を正し、法に基づき商業賄賂案件を検挙する」という厳しい取り締まりの指示を出した。また 2006 年 6 月には刑法の改正も行い、収賄罪の適用対象範囲をさらに広げた。

#### 4 中国コーポレート・ガバナンスに対する筆者の提言

いずれにしても、中国の企業統治制度を確立するためには、普遍的な企業統治原則を遵守しながらも、法律、金融、文化の側面をも考慮していかなければならないのである。

改革開放後は、国有企業の現代企業制度の確立をめざして、株式会社化を進めると同時に、国有資産監督管理体制の改革が進められた。その狙いは、国有資産の所有と経営を分離し、党や政府による国有資産運用と企業経営への干渉を断ち切ることであった。

川井伸一<sup>148</sup>は、党組織の関与は中国の企業統治の特徴の 1 つであるとした上で、その意義と役割を論じているが、「会社法」が 2005 年に改正される前の、

---

<sup>146</sup> 「亜州 IR 株式会社」というサイト (<http://www.ashuir.co.jp/>) (2014 年 12 月 4 日) による。

<sup>147</sup> ロイターニュース (<http://jp.reuters.com>) (2014 年 12 月 5 日) による。

<sup>148</sup> 川井伸一『中国上場企業—内部者支配のガバナンス』創土社、(2003)108-114頁。

党組織の位置付けが明確にされていない時点のものである。

そのための法制度も整備されてきたが、その一方で、党の企業運営に対する関与の方途が強化されてきている。これは、政府は経営には直接関与しないとしながらも、政府と一体の党組織を通じて企業をコントロールしようとするものにほかならない。

換言すれば、利益の最大化をねらう企業の活動に対し、政府の関与は最小限にするという先進資本主義国の考え方とは異なり、中国では国益（=党益）を優先しようとしていることに他ならない。これについて筆者も共感し得る。

このような情勢の下で、中国的企業統治構造が出来上がり、特有の問題が存在するのは当然である。中国経済がグローバル化していけば、形式だけでなく実質的に先進資本主義国並みの企業統治構造が求められていくものと考えられる。

そこで、実現のハードルは高いことは承知の上で、三つのことを提案してみたい。

第1は、国有企業の民営化を加速することである。中国政府は、国有企業を安全保障や国家の命脈に関わる分野に限定しようとしており、地方国有企業もその数を減らしているが、その歩みは緩慢である。民営化すべき国有企業を明示し、年次計画を立てて実行してはどうであろうか。

第2は、民営化に当たっては、非流通株も含めて、国有株の大部分を手放すことである。民営化しても政府が筆頭株主のままでは、経営自主権は大幅に制約されてしまうからである。

第3は、第2と関連するが、筆頭株主に対抗し得る態勢を形成することである。前述<sup>149</sup>のように李東浩は、中国独特の企業統治システムが抱えている問題解決には、「牽制力を有する株主が存在するような共同所有・共同支配型の企業統治構造が有効である」と主張している<sup>150</sup>が、これについて共感し得る。

その第一歩として、国有企業が抱えている非流通株を証券市場に上場し、広く株主を募り、国有大株主以外の株主が団結して、重要事項の決議に影響を与える程度の株式保有割合を確保することが必要である。

筆者が最も強く主張したいことは、中国の上場企業にとって、国家株や法人

---

<sup>149</sup> 李東浩『中国の企業統治制度』中央経済社、2008年12月、3頁。

<sup>150</sup> 李東浩『中国の企業統治制度』中央経済社、2008年12月、132頁。

株といった非流通株の比率の高さからみれば「株主支配モデル」と言えるのであるが、経営者が政府機関から国家株を授権されている上場企業の現状を考察すれば、「株主支配モデル」とは数字上だけであり、実際は企業内党組織にいる経営者、すなわち「内部者」が中国上場企業のコーポレート・ガバナンスの今後の行方を左右している。このような問題から、政府は制度面から現在の内部者支配による影響を少しずつ緩和させるように法制化が進められている。今後、中国政府に求められることは、段階的に国家株および法人株の売却や流通を促進させるモデルケースを提示し、株式市場の安定を図りながら新しいコーポレート・ガバナンスモデルの構築を創り出すことが何よりも率先して実現していかなければならない。

中国監査委員会制度の設立に関して、前述第2章の4人の観点に分類されている。

筆者の見解は、以下の通りである。

(1) 現在の監事会制度の欠陥が多いことに鑑みて、米国の経験を踏まえ、監査委員会の制度を採用し、元からある監事会を廃止するべきである。ただし米国の方法は取締役の下に監査委員会を設ける形式であるが、この形式は中国に不適である。

具体的に、米国は1940年から監査委員会の制度を実施しており、すでに数十年の歴史があり、そして毎回の財務の不正行為をする事件の教訓の中で絶えず改善してきている。特にエンロン事件後の“SOX”の法案の中で、監査委員会の制度に対して更に改善を加えている。そして“監査委員会”の職責を強化して拡大し、権限を強化している。このことは中国が参考にすることに値する。

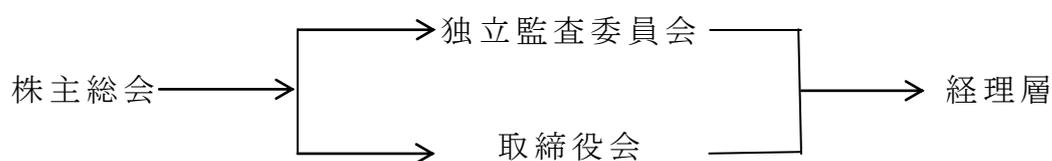
しかし中国の国情を考えると、中国で、監査委員会は形式上米国のように取締役会の下に設ける制度は導入すべきではない。取締役会から独立した監査委員会を設置するべきである。これは、中国の資本市場は、経済構造の大きい変革の中、国有上場企業の“株式独占”の現象が深刻である、一方、米国や日本は、株式所有構造は比較的分散していて、そのような現象が存在しないことになる。現在の会計の不正行為をする訴訟の実例からすでにいくつか上場企業の株主が財務を利用して不正行為を行い、国有資産を大量に流失させ、個人や小グループの資産にしている実態が明らかである。したがって、不正行為を防止するため、“大株主”の権力集中を排除する必要がある。もし取締役会の下に

監査委員会を設けるならば、明らかに独立性が不足し、“大株主”のコントロールをも抜け出しにくく、独立性を保証することができない。

従って、筆者の主張は図4の通り、単独で監査委員会制度を設立することが重要である。もとの監事会に取って代わって、このような形式のメリットは下記の通りである。

- ① 機構の簡略化。
- ② 監査委員会と監事会の2機関の職責、権限の衝突を免れる。

図4 筆者が主張する中国の上場企業内部統治モデル



(出所：筆者作成。)

(2) 監査委員会は独立化するべきである。例えば「会社法」の中に応じて明確な条文を設ける、特に監査委員会のメンバーの構成、及び職責、権限、規制を運営など法律上で保障するべき、更に会計監査及び監視・管理する権力を高める等の対象を講じるべきである。

総じて言えば、監査委員会は現在の監事会の法律地位よりもっと高く、権力はもっと大きく、独立性は更に強くて、管理監督効果を監査するのももっと大きい組織に担うべきである。

(3) 企業の規模による監査委員会を設立するかどうかを検討する。監査委員会を設立するかどうか、現在中国はほぼ任意状態があつて、会社法の中でまだ明確に規定していない。中国では、上場企業の規模の違いはとて大きくて、大きい企業は資本金千億人民元以上、小さい企業は千万元まで存在する。そのため、上場企業の規模の大きさによる政策関連部門が規定を制定し、制定限界を確定して監査委員会を設立するかどうかを決定する。米国では法律の規定によって上場企業の規模が資本金2億ドル以上の会社は、必ず監査委員会の制度を設立しなければならない。この点も中国が参考することができる。

最後に、監査委員会を法的に制度化するべきである。日本と違い、中国はまだ立法レベルまで達してない、内部統制制度は「会社法」またはその他の関連

法規と関連付けられていない制度である。

先進資本主義国との基本的条件と国情の違いを無視し、諸外国の理論や経験を機械的に当てはめるだけでは、中国のコーポレート・ガバナンスは進展しないと思われる。将来、国有企業の民営化と外国資本の参入が進むにつれて、大きく市場経済化した証券市場の下で中国はやっと諸外国と同じ土俵の上で、コーポレート・ガバナンスに関して、議論することができるようになると言えるだろう。

以上は、日、米、中を通じて、各国の上場会社の内部統治構造モデルを比較し、分析して、特に中国上場企業に対して内部統治構造モデルを提示した。今後は整備された法制度や監査基準に即して監査が行われることが期待されている。

## おわりに（結論）

中国不正会計を防止するため、会計監査制度とガバナンスの相互関係の中、どのように制御できるのか、これは本論文の新しいポイントである。中国においては1990年代の初期まで国有企業が国民経済の中心を担っており、計画経済の下で実際にこれらの国有企業には現代的な会計、監査、内部統制制度は必要なかったと思われる。しかしながら、その後会社法や証券法等の法整備によって株式会社の設立が可能となり、さらに資本市場の創設に伴って、証券取引所で上場する会社も増えて、そして、上場はしていなくても、大規模あるいは中規模の企業も多数存在するようになってきた。まさに株式会社の出現、規模の拡大、取引の複雑化がもたらされ、これらの企業においてはもはや現代的な会計、監査、内部統制の体制を構築せず経営活動を行うことは不可能になってきたはずである。それにもかかわらず、中国では経済実態に法制度のあり方がなかなか追いつかず、会計法、会社法、証券法そして周辺の法規制が順次整備されてきたとはいえ、それら法律の内容の未熟さから、その後も会計、監査、内部統制制度の構築はなかなか進展せず、結局今日に至るまで中国では体系的な会計、監査、内部統制制度が構築されてこなかったのである。いかに中国の会社法制、会計、監査、内部統制制度の水準を世界レベルに引き上げるかは中国の上層部を悩ませる重要な課題の一つであると考えられる。

## 今後の展望

中国では会計監査（審計）の歴史が長いが、現代的な会計監査制度の導入はわずか20年ぐらいである。日本や欧米諸国の会計監査制度と比べて、発展・転換期ではあるが中国独特の部分が多いと思われる。中国の会計監査制度を充分に理解するためには、現代中国の社会、経済、立法と司法制度全体を充分に理解しなければならない<sup>151</sup>。

中国の上場会社のディスクロージャー制度は法的に一応整備された。また、外部の監査・監視機構、特に関連行政組織も設置されている。しかしながら、会社側は必ずしも積極的に会社の正確な情報を開示しようとしていないと思われる。まして、株価の変動を操作し利益を極大化するために、粉飾決算をしたり、事業の内容を偽ったりしている違法行為を犯した上場会社もある。

中国において情報開示に対する消極的な行動、情報開示の違法行為・不適正行為をもたらした要因は、新しい市場経済ルールが完全に根付いていないことと、行政の監査・監視機能の弱さ、司法の連携行動の欠如にあると思われる。

企業は多種類の市場に接しており、企業行動が市場に影響を及ぼす側面がある<sup>152</sup>と言われている。また、上場会社は上場していない会社と異なり、一般公衆、社会に対し一層の健全な信頼性、より一層の高い信用性をアピールする必要がある。しかし、現実には、積極的に情報を開示しない上場会社もあれば、意図的に偽った情報を開示する上場会社もある。したがって、中国にとっては如何に徹底して法を整備し、有効な外部と内部の監査部門の監査・監視機能を構築するかが上場会社の不祥事を防ぐ大きな課題ではないかと思われる。

中国は「誠信危機」と呼ばれる大きな不正会計事件が過去三回発生して、次第に深刻な社会問題となってきた。これらは全て経営者による不正会計行為であった。それを不正会計事件の発生過程、コストとベネフィットに重点を置いた不正会計行為の動機及び会計手法から考察した。

まず、過去の不正会計事件の発生過程を検証すると、株価上昇時に不正会計行為が本格化して、株価下落時・景気後退期に事件が発覚するというサイクルを繰り返していることが分かる。一部の業績の悪い会社は、株価上昇時の時流

---

<sup>151</sup> 柳俐・趙群飛『中国会計検査の現状と発展趨勢』会計検査研究，No.26（2002. 9）。

<sup>152</sup> 若杉敬明（1999）『会計ディスクロージャーと企業倫理』税務経理協会，1999年，15頁を参照。

に遅れまいと業績を過大に計上した財務諸表をもって資金調達を図り、株価下落景気後退期に経営破綻などに陥り、不正を隠蔽できなくなって事件露呈するという構図となっている。

次に、不正会計行為の動機の内、中国で顕著なものは資金調達である。中国では間接金融システムが未成熟であることに加えて、金融機関がかつての日本のように不良債権問題に苦しんでいる。こうした状況では金融機関が全ての会社を支援する余力はない。そのため業績の悪い会社は、資金調達方法として直接金融を選択せざるを得ない。そこで業績を過大に見せかけて無理に資金調達を証券市場から図る会社が後を絶たないのである。こうした資金調達動機の罰則を受けるコストの低さや不正が摘発されるリスクなどを総合的に比較したが、中国上市公司の経営者にとって不正会計行為に踏み切る誘引は高いと言える。

最後に、不正会計手法について過去の事例を見ると、ほとんどのケースが単純かつ原始的な手法に留まっている。米国のエンロン事件のような、高度な会計技術を駆使しつつ法規の網目を潜り抜けるような手法が採られた不正会計事件は中国では起こっていない。

中国上市公司の不正会計行為の背景には、会社内部の経営者支配・企業集団内のキーパーソン支配であり、こうした背景が中国不正行為を特徴付けている。しかし現在こうした状況に変化が生まれつつある。不正会計事件が証券市場の信頼性低下を招く一因となってきたためである。そこで政府も不正会計行為を放置できなくなり、現在、厳格な法執行と処罰の強化、証券市場の規範化、注册会计师監査の充実やコーポレート・ガバナンス改善などの改革が急速に進められている。これらの改革は、不正会計行為の防止や摘発といった目的と同時に、中国企業特有の内部者支配・経営者支配・キーパーソン支配の解消についても念頭に置かれていると言えよう。

こうした改革は現在進行途上であり、経営者による不正会計行為に一定の歯止めがかかることが期待される。その一方において、間接金融システムに障害を抱える状況下で、中国上市公司の恒常的な資金不足状態は続いており、したがって経営者に不正会計行為を誘引する根幹の問題は変わってない。そのため、不正会計手法が高度化する危険性も充分ありえよう。そうした期待と危険性については、今一度、証券市場における株価の上昇・下落サイクルが一回転した後、一つの結論が出てくるものと思われる。

中国における最も特徴的なことは、会計・監査制度の頂点に中華人民共和国会計法<sup>153</sup>が存在し、これが会計・監査準則制定の根拠法規となっており、またその在り方は法律上の最高の権限をもっていることである。会計法には、その内容から理解されるように、国家機関をはじめ国内のあらゆる組織体の会計業務を指導監督する任務が課されている。これは国家機関、社会団体、企業等の組織体の経営行動や会計行動が不正等に走って国家的資源の損耗、国家利益や大衆利益を損なうことを防ぐとともに、社会主義市場経済が健全に発展してゆくことを経済的インフラとしての会計制度の面から支えて行こうとする意図を読み取ることができる。経済発展に伴い汚職や腐敗が横行している現状を、会計制度を強化しその指導監督を通じて改善して行こうしているのである。

2007年1月新会計・監査基準の導入と2014年の企業会計準則改訂草案の制定により、会計操作の余地が減ることが期待される。会計準則、監査準則等を中国は短時日の内に制定し、しかも国際水準を保つ内容となっている。しかしながら高度の水準にあたる会計及び監査準則を規模の大小、企業形態の違い等に係りなく広く適用するということは、その実践上かなりの困難が伴うものではないかと思われる。中国と日本あるいはアメリカとで同じ問題を処理しながらも、この行動原理を異にするのは、それぞれの国の社会体制の相違によるものと思われる。これらの準則の実際上の運用がどのように行われているかについては、研究課題として取り上げたいと考えている。

---

<sup>153</sup> 中華人民共和国会計法 21条～31条による規定。

## 参 考 文 献

### 参考文献<書籍>

#### 日本語文献

- 1) あずさ監査法人中国事業部編『中国子会社の内部統制実務－日本版 SOX 法対応のノウハウと作成文書例－』中央経済社，2007 年。
- 2) 伊豫田隆俊 松本祥尚 林隆敏『ベーシック監査論』同文館，2006 年。
- 3) 飯野利夫・石人瑾・根本光明『中国及び日本の会計・監査制度』中央大学出版部，1996 年。
- 4) 石田三郎『監査基準の基礎知識（三訂版）』東京経済情報出版，2002 年。
- 5) 井端和男『最近の粉飾：その実態と発見法（第 2 版）』税務経理協会，2008 年。
- 6) 稲垣浩二『不正会計防止プログラム：米国での実務を中心とした具体策と日本における導入の必要性』税務研究会出版局，2008 年。
- 7) 伊藤隆敏，財務省財務総合政策研究所『検証・アメリカ経済：バブル崩壊，不正会計問題は克服できるか』日本評論社，2004 年。
- 8) 岩崎健久『現代会計監査論』税務経理協会，2003 年。
- 9) 今井健一「コーポレート・ガバナンスの中国の課題」中兼和津次編『現代中国の構造変動 経済－構造変動と市場化』東京大学出版会，2000 年。
- 10) 今泉真也・安倍誠『東アジアの企業統治と企業法制改革』アジア経済研究所，2005 年。
- 11) 伊藤邦雄『会計情報の利用目的と会計不信』『企業会計』2003 年。
- 12) 奥田真也『不正会計をどう防ぐのか』『企業会計』Vol. 59, No. 5, 120-125 頁，2007 年。
- 13) 大矢知浩司『監査論概説（第 2 版）』白桃書房，1996 年。
- 14) 王渝『中国国有企業改革の研究－漸進的改革の意義－』関東学院大学院編『経済学研究科紀要』第 26 号，57-87 頁，2003 年。
- 15) 金山権『中国企業統治論－集中的所有との関連を中心に』学文社，2008 年。
- 16) 川井伸一『中国上場企業－内部者支配のガバナンス』創土社，2003 年。
- 17) 川村眞一『内部統制と内部監査』同文館，2007 年。
- 18) 監査法人トーマツ編『中国の投資・会計・税務 Q&A（第 2 版）』中央経済社，2004 年。

- 19) 加藤恭彦・友杉芳正, 津田秀雄編著『監査論講義 (第5版)』中央経済社, 2003年。
- 20) 郭道揚著, 津谷原弘訳『中国会計発展史綱 (下)』文真堂, 1990年。
- 21) 児嶋隆『新版アメリカ監査基書[SAS]の読み方』中央経済社, 2003年。
- 22) 昆誠一・田昆儒編集『日中会計モデルの比較研究』税務経理協会, 2001年。
- 23) 吳淑儀『中国国有企業の企業統治改革— 第三者機関の役割』創成社, 2008年。
- 24) 吳淑儀『アジアの企業統治— 中国・香港・ベトナムを中心に—』創成社, 2010年。
- 25) 鯖田豊則『事件に学ぶ監査の役割・ルール』同友館, 2013年。
- 26) 桜井久勝『テキスト国際会計基準[第2版]』白桃書房, 2005年。
- 27) 櫻井通晴『カネボウの粉飾決算とエンロン事件から学ぶもの—旧中央青山とアンダーセンとの対比を含めて』『企業会計』Vol. 59, No. 2, 4-13頁, 2007年。
- 28) 施春來「国有企業改革和轉型— 公司治理的視角」王国平主編『現代国有企業治理研究』化学工業出版社, 2011年。
- 29) 徐燁聡『入門中国の証券市場』東洋経済新報社, 2003年。
- 30) 謝少敏『中国の企業会計制度』創成社, 1997年。
- 31) 謝少敏『中国における公認会計士監査』JICPA ジャーナル No. 514, 1998年。
- 32) 上海財政経済大学著, 中央新光監査法人監訳『中華人民共和国の会計と監査』中央経済社, 1988年。
- 33) 須田一幸・山本達司・乙政正太『会計操作: その実態と識別法, 株価への影響』ダイヤモンド社, 2007年。
- 34) 杉浦秀樹『米国ビジネス法』中央経済社, 2007年。
- 35) 鈴木豊『政府・自治体・パブリックセクターの公監査基準』中央経済社, 2004年。
- 36) 田中恒夫『監査概論説』(第5版) 創成社, 2004年。
- 37) 田中慎一『ライブドア監査人の告白: 私はなぜ粉飾を止められなかったのか』ダイヤモンド社, 2006年。

- 38) 田中信行『中国会計法の隠れた問題点』ジュリスト No. 1174, 2000年。
- 39) 中央新光監査法人『中国の会計と監査』中央経済社, 1988年。
- 40) 中央監査法人編『中国会計監査基準』中央経済社, 2000年。
- 41) 千代田邦夫『アメリカ監査論(第2版)』中央経済社, 1998年。
- 42) 鳥羽至英『監査基準の基礎(第2版)』白桃書房, 1994年。
- 43) 友杉芳正『新版 スタンダード監査論』中央経済社, 2004年。
- 44) 唐燕霞『中国の企業統治システム』御茶の水書房, 2004年。
- 45) 長吉真一『監査一般基準論』中央経済社, 2006年。
- 46) 日本監査研究会『海外監査実務』第一法規出版, 1994年。
- 47) 羽藤秀雄『公認会計士法:日本の公認会計士監査制度(新版)』同文館, 2009年。
- 48) 八田進二・高田敏文『新監査基準を学ぶ(増補版)』2003年。
- 49) 八田進二『監査論を学ぶ』同文館, 2004年。
- 50) 浜田康『「不正」を許さない監査:会計情報はどこまで信用できるか』日本経済新聞社, 2002年。
- 51) 浜田康『不正会計:会社の「常識」監査人の「論理」』日本経済新聞出版社, 2008年。
- 52) ハワード・シリット著, 菊田良治訳『会計トリックはこう見抜け』日経BP社, 2002年。
- 53) 細野祐二『公認会計士 VS 特捜検察』日経BP社, 2007年。
- 54) 細田末吉『不正と決算の監査役監査』同文館, 1993年。
- 55) 樊綱著, 関志雄訳『中国未完の経済改革』岩波書店, 20頁, 2003年。
- 56) 柘田圭兒『財務公開制度論』千倉書房, 1991年。
- 57) みずほ総合研究所『エンロンワールドコムショック』東洋経済新報社, 2002年。
- 58) 山浦久司『英国株式会社会計制度論』白桃書房, 1993年。
- 59) 山浦久司『監査の新世紀』税務経理協会, 2001年。
- 60) 山浦久司・児嶋隆『公認会計士監査 米国 POB〈現状分析と公益性向上のための勧告〉』白桃書房, 2001年。
- 61) 山浦久司『会計監査論(第4版)』中央経済社, 2006年。

- 62) 山本晃『中国国有企業の民営化に伴う会計・監査の変遷』『公認会計士制度 50 年記念論文集』日本公認会計士協会，1998 年。
- 63) 山内清『樊綱の漸進的改革理論と中国国有企業改革』「鶴岡工業高等専門学校研究紀要」12 月号 27-46 頁，2004 年。
- 64) 吉見宏『企業不正と監査』税務経理協会，1999 年。
- 65) 吉田寛・于玉林『日中会計モデルの比較研究—市場経済の進化と会計パラダイムの転換—』税務経理協会，2001 年。
- 66) 芳賀祐司『企業内容等の開示制度等に関する証券取引法施行令及び内閣府令の改正について』JICPA ジャーナル 2005 年。
- 67) 李維安『中国のコーポレート・ガバナンス』税務経理協会，1998 年。
- 68) 李文忠『中国監査制度論』中央経済社，2005 年。
- 69) 李東浩『中国の企業統治制度』中央経済社，2008 年。
- 70) 劉平・今井健一『中国の企業統治と企業法制の改革』アジア経済研究所，2005 年。
- 71) 若杉敬明『会計ディスクロージャーと企業倫理』税務経理協会，1999 年。

## 米国語文献

- 1) Albrecht W. Steve, Fraud Examination 李爽・吳溪等訳『舞弊検査』中国財政経済出版社, 2005年。
- 2) Chen, Charles, Chen, Shimin, and Su, Xijia. 2001. Profitability Regulation, Earnings Management and Modified Audit Opinions: Evidence from China, Auditing: A Journal of Practice & Theory 20, pp. 9-23。
- 3) Defond, M. , T Wang and S. Li. 1999。 The impact of improved auditor independence on audit market concentration in China。 Journal of accounting and research。 Dec, pp. 269-305。
- 4) GAO (General Accounting Office Act of 1996 ) Public Law 104-316。
- 5) International Federation of Accountants ISA No240 The Auditor' s Responsibility to Consider Fraud in an Financial Statement, 2001。
- 6) The National Commission on Fraudulent Financial Reporting, “Report of National Commission on Fraudulent Financial Reporting” , October, 1987, 鳥羽至英・八田進二共訳『不正な財務報告結論と勧告』白桃書房, 1999年。

## 中国語文献

- 1) 王立彦『企业内部控制』（信息系統与財務管理系列主编）机械工业出版社-華章經管，2007年。
- 2) 王書堅『国有企業經營者任職生命周期及制度環境設計』中国对外經濟貿易出版社，2003年。
- 3) 袁小勇著『虛假財務報告研究識別・偵查・治理』經濟管理出版社，2006年。
- 4) 欧陽恩錢『现代公有制与国企改革的路径选择』『石家庄经济学院学报』Vol.28 No.3, 289-292頁，2005年。
- 5) 何清漣『中国現代化の落とし穴 噴火口上の中国』草思社，2002年。
- 6) 韓麗榮著『注册會計師審計制度的經濟学分析』經濟科学出版社，2006年。
- 7) 国家統計局編『中国統計年鑑』中国統計出版社，2000年～2007年。
- 8) 江西省出版總社主編『會計師』江西省出版總社，2008年～2009年。
- 9) 胡春元・王振林編『中国注册會計師 非標準無保留意見審計報告及範例一案例源自中国証券市場』中国時代經濟出版社，2003年。
- 10) 吳革編著『財務報告粉飾手法的識別与防犯』对外經濟貿易大学出版社，2003年。
- 11) 吳革著『財務報告陷阱』北京出版社，2004年。
- 12) 黃世忠・陳建明著『會計数字遊戲：美国十大財務舞弊案例案析』中国財政經濟出版社，2003年
- 13) 黃華『探索符合WTO規則的国企改革路径』『南方经济』No.01, 36-38頁，2005年。
- 14) 財政部注册會計師考試委員會办公室編『法規選編』經濟科学出版社，2003年。
- 15) 上海証券交易所研究中心，『公司治理報告 2003』復旦大学出版社，2004年。
- 16) 『小企業會計制度』研究組編『小企業會計制度講解』企業管理出版社，2004年。
- 17) 審計署編『中国審計規範』中国審計出版社，1997年。
- 18) 謝少敏著『審計学導論—審計理論入門和研究』上海財經大学出版社，2006年。

- 19) 葉雪芳編著『舞弊審計』經濟科学出版社，2008年。
- 20) 章文波・曹光四主編『審計学』立信會計出版社，2005年。
- 21) 謝德仁『上市公司審計委员会制度研究』清華大学出版社，2006年。
- 22) 石少侠・王福友『会社の取締役と取締役の責任について』（原文：「論公司董事与董事責任」）吉林大学社会科学学报第5号，1997年。
- 23) 千代田邦夫著，李文忠訳，李敏校『日本会計』上海財經大学出版社，2006年。
- 24) 陳少華著『防犯企業会計信息舞弊的綜合对策研究』中国財政經濟出版社，2003年。
- 25) 陳太輝『審計法学』海南出版社，2000年。
- 26) 張蔚文『中国注册會計師監查難点問題研究』華南理工大学出版社，2008年。
- 27) 张立民・陈小林『虛假財務報告成因分析』『中国注册會計師』第8期，2002年。
- 28) 中国財政經濟出版社『中华人民共和国會計法』中国財政經濟出版社，1999年。
- 29) 中国注册會計師協會『中国注册會計師執行規範手冊』東北財經大学出版社，1996年。
- 30) 中国注册會計師協會編『中国注册會計師独立會計準則—2002年』經濟科学出版社，2000年。
- 31) 中国財政部注册會計師協會編『中国注册會計師独立審計準則 2004』經濟科学出版社，2004年。
- 32) 中国注册會計師協會拟訂，中華人民共和国財政部發布『最新中国注册會計師執業準則』法律出版社，2007年。
- 33) 中国審計学会主編『審計研究』（合訂本）2005年～2008年。
- 34) 中国誠信信用管理公司・中誠信財務顧問有限公司・中誠信国际信用評級有限責任公司主編『2003 中国上市公司基本分析』中国財政經濟出版社，2003年。
- 35) 董大勝監修『政府審計』中国審計出版社，1996年。
- 36) 馬賢明・鄭朝暉著『會計迷局・解』大連出版社，2005年。

- 37) 付永良『论国企改革的路径依赖问题』『辽宁经济』8月号19-20頁, 2003年。
- 38) 楊忠蓮『審計委员会制度与財務舞弊監管』上海財經大学出版社, 2007年。
- 39) 劉国常等著『會計師事務所管理和發展問題研究』經濟科学出版社, 2005年。
- 40) 劉華著『審計理論与案例』復旦大学出版社, 2005年。
- 41) 劉華著『審計治理規範与案例』復旦大学出版社, 2007年。
- 42) 劉峰·林彬『中註協秘書長“病苦”歲月』『国际金融報』2002年。
- 43) 劉峰·林彬『世界會計師大会香港開幕 關注中国直面挑戰』『国际金融報』2002年。
- 44) 李金華主編『中国審計要論』中国財政經濟出版社, 2000年。
- 45) 李金華『審計幹部審計知識讀本』中国審計出版社, 2000年。
- 46) 李金華『審計理論研究』中国審計出版社, 2001年。
- 47) 李金華主編『中国審計史』第1卷~第4卷, 中国時代經濟出版社, 2004年。
- 48) 李平·陈萍『辽宁国企改革的路径分析』『战略与管理』5月号101-105頁, 2000年。
- 49) 李若山·劉大賢主編:『審計学—案例与教学』經濟科学出版社, 2000年。
- 50) 李爽『會計信息失真的現狀, 成因与对策研究—會計報表粉飾問題研究』經濟科学出版社, 2002年。
- 51) 李爽·白蔚秋主編『審計英語』中国財政經濟出版社, 2003年。
- 52) 李莉編『上市公司會計造偽与公司治理難点問題透視』中国財經出版社, 2003年。
- 53) 李三喜編著『軌經濟中的審計理論与實務』中国市場出版社, 2006年。
- 54) 李雨龍·朱曉磊『公司治理法律實務』法律出版社, 2006年。
- 55) 黎仁華著『資本市場中舞弊行為的審計策略』中国時代經濟出版社, 2003年。
- 56) 林柄滄著『如何避免審計失敗』中国時代經濟出版社, 2003年。
- 57) 凌江紅『上市公司審計委员会制度比較研究』对外經濟貿易大学出版社, 2009年。

## 日本語論文

- 1) 王寅東『中国企業会計制度の展開と課題』『東京国際大学博士論文』, 1998年。
- 2) 奥田真也『会計不正をどう防ぐのか』『企業会計』, Vol. 59No. 5, 2007年。
- 3) 王春香『中国における非流通株改革によるコーポレート・ガバナンスの改善』『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』, 第29号, 2010年。
- 4) 何偉男『現行中国会計制度に関する研究』『発表論文』, 北星学園大学, 2010年。
- 5) 胡丹『国際会計基準に基づく財務情報の価値関連性』—上海証券取引所で上場した企業からの実証的証拠—『会計プロGRESS』, 日本会計研究学会, No. 4, 2003年。
- 6) 孔麗『中国の地方国有企業における企業統治と党 (= 政府) の関与: 中国的企業統治システムの課題』『北海学園大学経営論集』, 第10巻第1号, 2012年。
- 7) 徐陽『中国における会計任命制度の課題』『九州大学大学院法学研究科』, 第87号, 2004年。
- 8) 徐陽『上場企業の会計不正及び企業統制について』『九州共立大学経済学部紀要』, 第104号, 2005年。
- 9) 徐陽『中国における内部統制システムの構築』『九州共立大学経済学部紀要』, 第113号, 2008年。
- 10) 許延明『中国における会計不正に関する一考察』『関西大学商学論集』, 第51巻第6号, 2007年。
- 11) 神宮健『上場会社のコーポレート・ガバナンス』 Chinese Capital Markets Research, 『中国資本市場研究』, 2007年。
- 12) 宣京哲『中国におけるコーポレート・ガバナンスと企業督導システム』『マネジメント・ジャーナル』, 第1号, 113-128頁, 2009年。
- 13) 張影『会計不正に対する中国公認会計士の監査対応』『経済科学』, 2006年。
- 14) 張于暉『中国監査制度に関する一考察』『東京国際大学修士論文』, 2006年。

- 15) 陳雪雲『中国における監査制度の現状と問題点』『東京国際大学修士論文』, 2003年。
- 16) 西崎賢治『中国上司会社の会計不正行為』—特徴と方向性—『三田商学研究』, 第48巻第2号, 2005年。
- 17) 白涛『中国上場企業における企業統治の改革』—上場規制を中心にして—『日本経営学会誌』, 第11号, 78-90頁, 2004年。
- 18) 八田進二『日本らしい内部統制モデルを求めて』Diamond Harvard Business Review, 2005年10月号, 2005年。
- 19) 古川順一・容和平・陳藹芳『中国企業の企業統治—企業アンケートからみる独立取締役制度の実態と課題を中心にして—』『東京国際大学論業 商学部編』第73号, 2006年。
- 20) 方新『中国における監査制度と運用状況』—日中の制度比較を中心として, 『監査役』, 2010年。
- 21) 中野文平『会計検査院の基本定義と情報公開』『会計検査研究』, 第22号, 2000年。
- 22) 増田正敏・賈擘『社会主義市場経済における中国企業会計制度—その課題と展望』『東京国際大学論叢 商学部』, 第61号, 2000年。
- 23) 町田行人『監査人による不正・違法行為発見時における申出制度と監査役の対応』『監査役』, No. 570, 2010年。
- 24) 門青『中国における監査準則についての一研究』『発表論文』, 関西学院大学大学院商学研究科, 『関西学院商学研究』, 第51号, 2002年。
- 25) 柳俐・趙群飛『中国会計検査の現状と発展趨勢』『会計検査研究』, No.26, 2002年。
- 26) 楊良『中国における企業会計制度と企業税制の歴史的展開』『東京国際大学博士論文』, 2006年。
- 27) 李文忠『中国コーポレート・ガバナンスの社会的依存性』『会計プロGRESS』第4号, 日本会計研究学会, 2005年。

## 中国語論文

- 1) 尹平・周芳『当前財務造假的基本走勢与治理对策思考』—国内 26 本雜誌所刊載的 186 個審計案例的實証分析『審計研究』, 2004 年第 1 期。
- 2) 于玉林『全球化与審計法制体系建設研究』『審計研究』, 2004 年第 1 期。
- 3) 袁小勇『遏制上市公司年報審計舞弊的对策与建議』『會計之友』, 2003 年第 11 期。
- 4) 王喬・章衛東『上市公司會計信息操縱行為探析』『會計研究』, 2002 年。
- 5) 王善平『独立審計的誠信問題』『會計研究』, 2002 年第 7 期。
- 6) 王建新『財務欺詐及其防犯』『審計研究』, 2007 年第 1 期。
- 7) 汪月祥・孙娜『基于全流通背景下的中国証券市場審計制度思考』『審計研究』, 2006 年第 1 期。
- 8) 歐陽華生『我国国家審計公告信息分析: 2003~2006—解讀我国財政違規資金特征』『審計研究』, 2007 年第 3 期。
- 9) 賀穎奇・陳佳俊『当代國際内部審計的变化与中国内部審計的發展機會』『審計研究』, 2006 年第 4 期。
- 10) 葛家澍『美国 SEC 采取的異常行動对 IASB 影響的分析—SEC 提出以 IFRS 取代 US GAAP』『審計研究』, 2008 年第 4 期。
- 11) 顏軍・孫益文・牟蔚『注册會計師審計責任研究』『審計研究』, 2004 年第 6 期。
- 12) 魏朱宝『注册會計師審計独立性弱化: 市場缺陷与政府失靈』『審計研究』, 2005 年第 5 期。
- 13) 魏明海・黎文靖・路曉燕『私人信息与 CEO 會計責任的認定—以前世通公司 CEO 埃贝斯法廷審理為例』『審計研究』, 2006 年第 3 期。
- 14) 黃嘉妮『从公司治理结构看会计信息质量』『江苏商论』, 2004 年第 4 期。
- 15) 胡志勇『国家審計系統科学發展觀新視角』『審計研究』, 2005 年第 1 期。
- 16) 耿建新・房巧玲『環境審計研究視覺的國際比較』『審計研究』, 2004 年第 2 期。
- 17) 耿建新・蔣力・陳英得『对 2004 年台湾會計舞弊案的思考』『審計研究』, 2005 年第 4 期。
- 18) 吳聯生・劉慧竜『中国審計實証研究: 1999-2007』『審計研究』, 2008 年第 2 期。

- 19) 吳革·葉陳剛『財務報告舞弊的特征指標研究：来自 A 股上市公司的經驗数据』『審計研究』，2008 年第 6 期。
- 20) 崔振竜『政府審計職責及其發展展望』『審計研究』，2004 年第 1 期。
- 21) 謝新姿『論財務會計造偽与打偽』『財務与會計導刊』，2002 年第 5 期。
- 22) 謝力群『論国家審計的創新』『審計研究』，2008 年第 3 期。
- 23) 徐国杰·顧惠忠『周正毅事件：国家審計署進駐農凱』『中国証券報』，2003 年 6 月 4 日。
- 24) 将義宏·李東平『會計信息失真：投資者視角与經營者視角』『財務与會計導刊』，2001 年第 6 期。
- 25) 周恺·劉威『大陸与台湾内部審計制度的比較研究』『審計研究』，2004 年第 2 期。
- 26) 朱紅軍·夏立軍·陳信元『轉型經濟中審計市場的需求特征研究』『審計研究』，2004 年第 5 期。
- 27) 葉雪芳『CPA 審計風險与職業責任承担之研究』『審計研究』，2006 年第 3 期。
- 28) 秦榮生『对我国国家審計發展戰略的思考』『審計研究』，2008 年第 3 期。
- 29) 時現·毛勇·易仁萍『国内外企業内部審計發展狀況之比較』『審計研究』，2008 年第 6 期。
- 30) 宋夏云『中国国家審計独立性的損害因素及控制機制研究』『審計研究』，2007 年第 1 期。
- 31) 孫宝厚『關於全面審計質量控制若干關鍵問題的思考』『審計研究』，2008 年第 2 期。
- 32) 檀桓『周正毅事件曝光前後』『千龍網』，2003 年 6 月 9 日。
- 33) 中華財会網『“東鍋”探微—我們的分析与思考』，2001 年 12 月 26 日。
- 34) 張雲『論會計信息失真与三大環境因素之關係』『財務与會計導刊』，2003 年 12 月。
- 35) 張俊瑞『基于樣本公司的証据：分析上市公司年報粉飾的行為与動機』『會計之友』，2005 年第 1 期。
- 36) 張立民·陳小林『虛假財務報告現狀及其成因分析』『虛假財務報告設計与監管論壇論文集』，2002 年。
- 37) 張立民·陳小林『審計法治及其構架』『審計研究』，2004 年第 2 期。

- 38) 張立民·管勁松『我国 A 股審計市場的結構研究—来自 2002 上市公司年度報告的数据』『審計研究』, 2004 年第 5 期。
- 39) 張蕊·饶斌『注册會計師合約誠信問題研究』『審計研究』, 2004 年第 3 期。
- 40) 張玲·吴波·党金磊『上市公司會計信息失真可能性評估研究—基于沪深兩年年報審計意見』『審計研究』, 2006 年第 1 期。
- 41) 張俊瑞·李力『中国注册會計師行業國際化發展的路径選擇—一項問卷調查研究』『審計研究』, 2006 年第 5 期。
- 42) 張振亜·李金竜·羅文堅『基于事件發見的審計線索發現』『審計研究』, 2006 年第 6 期。
- 43) 張玉『2004~2006 年國際内部審計師協會活動綜述』『審計研究』, 2007 年第 2 期。
- 44) 趙勁松『对我国政府審計 1990 年至 2003 年開展審計調查情況的統計分析与思考』『審計研究』, 2004 年第 3 期。
- 45) 陳全民·楊秋林·李建新『中西方政府績効審計環境比較』『審計研究』, 2005 年第 2 期。
- 46) 陳国欣·呂占甲·何峰『財務報告舞弊識別的實証研究—基于中国上市公司經驗与数据』『審計研究』, 2007 年第 3 期。
- 47) 陳关亭『我国上市公司財務報告舞弊要素的實証分析』『審計研究』, 2007 年第 5 期。
- 48) 陳丹萍『我国内部審計管理現狀与对策』『審計研究』, 2007 年第 6 期。
- 49) 鄭朝暉『上市公司十大管理舞弊案例分析及偵察研究』『審計研究』, 2001 年第 6 期。
- 50) 『鄭百文原董事長因造偽被追究刑事責任』『証券時報』, 2002 年 3 月 29 日。
- 51) 毕秀玲·薛岩『我国内部審計質量控制問題及对策研究』『審計研究』, 2005 年第 3 期。
- 52) 傅世春『日本政府審計制度及其对中国的啓示』『審計研究』, 2008 年第 4 期。
- 53) 方軍雄·洪劍峭·李若山『我国上市公司審計質量影響因素研究：發見和展示』『審計研究』, 2004 年第 6 期。
- 54) 劉駿『會計師事務所輪換制与審計独立性』『審計研究』, 2005 年第 6 期。
- 55) 劉英来『中国審計学会理事会論壇綜述』『審計研究』, 2006 年第 2 期。

- 56) 劉亜莉·胡志穎·徐曉宇『注冊會計師的注意領域與審計質量—基於對我國資本市場審計意見及證監會處罰公告的調查』『審計研究』, 2006 年第 5 期。
- 57) 李明輝『試論注冊會計師的刑事責任』『審計研究』, 2006 年第 5 期。
- 58) 李國運『南海公司事件案例研究』『審計研究』, 2007 年第 2 期。
- 59) 李長愛·申慧慧『我國注冊會計師行業監管效率研究』『審計研究』, 2008 年第 5 期。
- 60) 黎仁華『證券市場舞弊行為的審計策略』『虛假財務報告設計與監管論壇論文集』, 2002 年。
- 61) 尤麗·劉蔚喬『新會計準則環境下的上市銀行雙重審計問題研究』『審計研究』, 2007 年第 4 期。
- 62) 姚正海『財務報告粉飾手法的識別與預防對策』『現代管理科學』, 2005 年第 1 期。
- 63) 楊肅昌·肖澤忠·殷書焜『中國國家審計：問題與改革』『審計研究』, 2008 年第 1 期。
- 64) 楊忠蓮·謝香兵『我國上市公司財務報告舞弊的經濟後果—來自證監會與財政部處罰公告的市場反應』『審計研究』, 2008 年第 1 期。

## 米国語論文

- 1) Aharony, J. , C. Lee. And T. J. Wong: Financial Packaging of IPO Firms in China。 Journal of Accounting Research. 2000 (Spring). Vol. 38. pp. 103-127。
- 2) Chen, Charles J. P. , Su, Xijia, and Zhao, Ronald. 2000。 An Emerging Market' s Reaction to Initial Qualified Audit Opinions: Evidence from the Shanghai Stock Exchange, Contemporary Accounting Research Vol. 17. pp. 429-455。
- 3) Chi-Wen Jevons Lee and Zhaoyang Gu, Low Balling, Legal liability and Auditor Independence, The Accounting Review, Vol. 73, No. 4, October 1998. pp. 533-555。
- 4) Defond, Wong, Li: The Impact of Improved Auditor Independence on Audit Market Concentration in China, Journal of Accounting and Economics 28, 2000. pp. 269-305。
- 5) Huron Consulting Group: A Study of Restatement Matters, “ For the Five Years Ended December 31, 2001”. June 11, 2002. pp. 8。
- 6) The National Commission on Fraudulent Financial Reporting, “Fraud Commission Makes Suggestions”, Journal of Accountancy, June, 1987. pp. 5, pp. 40。

## ホーム・ページ

[www.ashuir.co.jp/](http://www.ashuir.co.jp/) 亜州 IR 株式会社。(2014 年 12 月 20 日)

[www.jaias.org/](http://www.jaias.org/) 国際会計研究学会。(2013 年 5 月 6 日)

[www.casc.gov.cn/](http://www.casc.gov.cn/) 財政部会計準則委員会。(2013 年 5 月 6 日)

[www.sse.com.cn/](http://www.sse.com.cn/) 上海証券取引所。(2014 年 10 月 10 日)

[www.szse.cn/](http://www.szse.cn/) 深圳証券取引所。(2014 年 10 月 10 日)

[www.audit.gov.cn/](http://www.audit.gov.cn/) 中華人民共和國審計署。(2014 年 6 月 2 日)

[www.iaudit.cn/Index.html](http://www.iaudit.cn/Index.html) 中国審計網。(2014 年 6 月 2 日)

[www.chinaaudit.com.cn/audit/](http://www.chinaaudit.com.cn/audit/) 中国国家審計網。(2014 年 6 月 2 日)

[www.csrc.gov.cn/pub/newsite/](http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/) 中国証券監督管理委員会。(2014 年 3 月 8 日)

[www.chinayearbook.com/](http://www.chinayearbook.com/) 中国年鑑信息网。(2014 年 5 月 13 日)

[www.canet.com.cn/](http://www.canet.com.cn/) 中国会計網。(2014 年 9 月 17 日)

[www.esnai.com](http://www.esnai.com) 中国会計視野。(2014 年 9 月 17 日)

[www.ccpan.com](http://www.ccpan.com) 中国会計師。(2014 年 9 月 17 日)

[www.chinaaudit.org.cn/](http://www.chinaaudit.org.cn/) 中国審計学会。(2014 年 6 月 2 日)

[www.cicpa.org.cn/](http://www.cicpa.org.cn/) 中国注册会計師協会。(2014 年 11 月 6 日)

[www.ciia.com.cn](http://www.ciia.com.cn) 中国内部審計協会。(2014 年 11 月 11 日)

[www.drcia.com](http://www.drcia.com) 中国内部審計発展研究センター。(2014 年 11 月 11 日)

[www.e521.com](http://www.e521.com) 中華財会網。(2013 年 7 月 9 日)

[www.searchchina.ne.jp/](http://www.searchchina.ne.jp/) 中国情報局。(2013 年 8 月 8 日)

[www.hp.jicpa.or.jp/](http://www.hp.jicpa.or.jp/) 日本公認会計士協会。(2014 年 11 月 6 日)

[www.iiajapan.com/](http://www.iiajapan.com/) 日本内部監査協会。(2014 年 11 月 5 日)

[www.jc-web.or.jp](http://www.jc-web.or.jp) 日中経済協会。(2013 年 2 月 14 日)

[www.hkex.com.hk/chi/index\\_c.htm](http://www.hkex.com.hk/chi/index_c.htm) 香港証券取引所。(2014 年 10 月 10 日)

## あとがき（謝 辞）

この論文は東京国際大学大学院商学研究科の平成 26 年度博士学位請求論文として執筆したものであるが，完成に至るまでに多くの方々のご指導とご協力を賜りました。12 年間にわたる東京国際大学と大学院の学習生活において，この場を借りて謝辞を述べたいです。

まず，研究の考え方から，論文の完成まで，重病をかかっても関わらず（癌のため，2012 年の 8 月 13 日に亡くなりました），丁寧にご指導いただいた指導教授である今井憲彦先生には心より感謝申しあげたいです。筆者が博士後期課程約 5 年間にわたり勉強や研究指導だけではなく，様々なことについて指導していただき，本論文の研究方法や研究内容も分かりやすく分析説明して，論文に関した資料も提供していただきました。ご多忙の中にもかかわらず，ご指導・ご鞭撻くださったことに感謝申し上げたいです。

また，この論文をまとめあげることできたのは，熱心な先生たちのご指導，ご協力と貴重な助言及び役に立ったアドバイスをくださった指導教授鯖田豊則先生と増田正敏教授に深く感謝申し上げます。

また，大学から博士前期課程まで 7 年間に東京国際大学経営情報学科，商学研究科にわたって，私は，非常に素晴らしい指導教授たちに恵まれました。学部の須貝栄教授，デュエル教授，商学研究科の田宮治雄教授などは，学問は無論のこと，様々なことについて指導していただきました。特に，博士前期課程の指導教授（副学長，当時の商学研究科科長）横山一朗先生は，会計の勉強や博士論文の研究指導だけではなく，経済問題と政治問題や身近な社会現象など，いろいろなことを教われました。学業と生活面も大変なお世話になりました，僕の人生の中で忘れない先生の一人です，本当に深く感謝申し上げます。

また，博士論文の中間報告において，多くの諸先生たちよりも様々な視野からご意見をいただき，論文の参考になりました。改めて感謝の意を表したいです。

最後，この十数年余りの間に遠く離れていた中国の家族の暖かい支持がなければ，この論文を完成することは決してできませんでした。両親は私の勉強の為に中国会計と審計の雑誌（三年間）と書籍を訂購して，何回も国際電話で論文のことにしてもいろいろな助言してくれました。感謝の気持ちが一杯です，中国から離れて親孝行を何もしてない私は，国に帰ったら本当に両親を恩返したいです。

平成 26 年 11 月 29 日